

令和5年第1回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日(3月7日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針説明	6
議案第 2 号 与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	23
議案第 3 号 与論町個人情報保護法施行条例	25
議案第 4 号 与論町個人情報保護審査会条例	27
議案第 5 号 与論町過疎地域産業振興促進条例	28
議案第 6 号 与論町墓地条例	31
議案第 7 号 与論町学校給食費に関する条例	33
議案第 8 号 与論町営単独住宅条例	36
議案第 9 号 与論町営住宅等整備基金条例	38
議案第10号 与論町土地改良事業分担金等徴収条例	39
議案第11号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	40
議案第12号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例	41
議案第13号 与論町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例	43
議案第14号 令和4年度与論町一般会計補正予算(第9号)	44
議案第15号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	50
議案第16号 令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)	51
議案第17号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	52
議案第18号 令和5年度与論町一般会計予算	53
議案第19号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算	54
議案第20号 令和5年度与論町介護保険特別会計予算	55
議案第21号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	56

議案第 2 2 号	令和 5 年度与論町と畜場特別会計予算	56
議案第 2 3 号	令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	57
議案第 2 4 号	令和 5 年度与論町水道事業会計予算	58
特別委員会設置及び委員の選任について		58
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度与論町一般会計補正予算（第 8 号））	59
議案第 6 号	与論町墓地条例の撤回について	63
散 会		64

第 2 日（3 月 1 3 日）

一般質問		68
南 有隆君		68
沖野一雄君		83
林 敏治君		98
原 栄徳君		110
喜山康三君		124
林 隆壽君		136
大田英勝君		144
福地元一郎君		156
散 会		162

第 3 日（3 月 1 7 日）

議案第 1 8 号	令和 5 年度与論町一般会計予算	167
議案第 1 9 号	令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計予算	167
議案第 2 0 号	令和 5 年度与論町介護保険特別会計予算	167
議案第 2 1 号	令和 5 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	167
議案第 2 2 号	令和 5 年度与論町と畜場特別会計予算	167
議案第 2 3 号	令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	167
議案第 2 4 号	令和 5 年度与論町水道事業会計予算	167
議案第 2 5 号	与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	170
議案第 2 6 号	与論町墓地条例	171
議案第 2 7 号	令和 4 年度与論町一般会計補正予算（第 1 0 号）	171
議案第 2 8 号	与論町過疎地域持続的発展計画の変更について	173

同意第 1 号 与論町監査委員の選任について（佐多悦郎）	174
議員派遣の件	175
閉会中の継続審査・調査について	175
閉 会	176

令和5年第1回(3月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
3月7日	火	全員協議会 本会議(開会、施政方針、議案審議) 委員会 予算審査特別委員会(令和5年度事業予定箇所調査)
3月8日	水	予算審査特別委員会
3月9日	木	予算審査特別委員会 委員会
3月10日	金	
3月11日	土	
3月12日	日	
3月13日	月	本会議(一般質問)
3月14日	火	
3月15日	水	委員会
3月16日	木	
3月17日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和5年第1回与論町議会定例会

第 1 日

令和5年3月7日

令和5年第1回与論町議会定例会会議録
令和5年3月7日（火曜日）午前9時00分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 町長の施政方針説明

第5 議案第 2号 与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第6 議案第 3号 与論町個人情報保護法施行条例

第7 議案第 4号 与論町個人情報保護審査会条例

第8 議案第 5号 与論町過疎地域産業振興促進条例

第9 議案第 6号 与論町墓地条例

第10 議案第 7号 与論町学校給食費に関する条例

第11 議案第 8号 与論町営単独住宅条例

第12 議案第 9号 与論町営住宅等整備基金条例

第13 議案第10号 与論町土地改良事業分担金等徴収条例

第14 議案第11号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

第15 議案第12号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

第16 議案第13号 与論町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例

第17 議案第14号 令和4年度与論町一般会計補正予算（第9号）

第18 議案第15号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第19 議案第16号 令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第20 議案第17号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第21 議案第18号 令和5年度与論町一般会計予算

第22 議案第19号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算

第23 議案第20号 令和5年度与論町介護保険特別会計予算

第24 議案第21号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

第25 議案第22号 令和5年度与論町と畜場特別会計予算

第26 議案第23号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

第27 議案第24号 令和5年度与論町水道事業会計予算

第28 特別委員会設置及び委員の選任について

第29 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度与論町一般会計補正予算（第8号））

（追加日程）

第30 議案第6号与論町墓地条例の撤回について

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 山 下 秀 光 君	耕 地 課 長 竹 村 栄 作 君
商工観光課長補佐 麓 誘 市 郎 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君	茶花こども園長 富 千 加 代 君
児童発達支援センター所長 阿 野 齊 君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-------------------	---------------

開会 午前9時00分

-----○-----

- 議長（高田豊繁君） ただいまから令和5年第1回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番南有隆君、6番福地元一郎君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間をしたい
と思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月17日までの11日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

- 議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局
長に朗読させます。
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。
事務局長。

- 議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。
教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書、監査委員から令和5年1月分の
例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告
書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。
なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。下の
表を御覧ください。
また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう
議会だより第146号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業
に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げ

ます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の施政方針説明

○議長（高田豊繁君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

それでは、令和5年第1回与論町議会定例会の開会に当たり、新年度における町政運営の基本的方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、未だ収束が見えないコロナ禍の中、医療、介護の現場を支えておられる従事者の皆様をはじめ、日頃から感染対策に御協力していただいている事業者や町民の皆様に改めて深く敬意と感謝を申し上げます。

昨年は、ロシアによるウクライナ侵攻と対ロ経済制裁により、コロナ禍による回復傾向にあった世界経済を大きく揺るがし、さらには、日本でも急速な円安の進行で輸入品が値上がりし、エネルギーや食料など生活必需品の高騰が家計や地域経済に大きな影響を与えました。

こうした厳しい状況の中で島内主産業の動向を見てみますと、農業におきましては、世界的物価高騰の影響を受け、農業資材の価格高騰による農業経営の圧迫が懸念されています。主幹作物であるさとうきびは、台風での大きな災害もなかった年であり平年並みの生産量を見込んでいます。畜産業においては、不安定な子牛取引価格の現状や輸入飼料の高騰も相まって、飼養頭数を減らすなど経営の適正化を図る傾向にあります。このような中、経産牛に付加価値を付けた事業展開や、耕種農家と連携した農地利用を推進する耕畜連携など、画期的な取り組みに挑戦する青年農業者が増えています。

観光関連業や水産業などコロナ禍の影響に加え、エネルギーや物価の高騰により深刻な事態が長期化しており、これらの物価高騰軽減対策として国の地方創生臨時交付金事業などを活用してまいりました。今後も経済対策を優先的重点項目として位置付け、取り組んでいかなければならないと考えているところです。

一方で、沖縄祖国復帰50周年を迎え、当時の海上集会やかがり火の再現を行い、復帰までの歴史を再認識するとともに、国頭村との姉妹都市盟約を締結するなど話題の絶えない年でもありました。これを機に両町村の交流をさらに深め、観光や経済の発展に一層寄与するものと期待しているところです。

さて、令和5年度は奄美群島日本復帰70周年、町制施行60周年、パナウル王国建国40周年など節目を迎えることから、先人のこれまでの歩みに敬意と感謝の念を示すとともに、町民が一体となって持続可能な魅力ある島づくりを目指します。

本年度の行政運営の基本方針は、「住宅整備の推進」「産業の振興」「福祉施策の充実」「DX推進」「人材育成・確保」を政策の柱に位置付け、各種施策事業を積極的に推進してまいります。

各政策の重点項目としては、次の施策事業を推進してまいりたいと存じます。

まず、喫緊の課題である「住宅整備の推進」につきましては、既存の公営住宅整備、空き家住宅改修事業や住宅整備支援補助事業の継続とともに、設計・建設・維持管理運営を一体的に委託することにより、事業コストの削減が期待できる官民連携した事業導入について取り組んでまいりたいと存じます。

「産業の振興」については、特にコロナ感染症で影響を受けた観光関連事業について、国際基準に基づいた持続可能な観光地づくりの推進や、ワーケーション等の新しい観光スタイルに対応した新規顧客の誘客に努めるとともに、昨年、姉妹都市盟約を締結した国頭村等の沖縄北部地域と連携し、世界遺産登録を活かしたイベント開催など観光交流振興に取り組んでまいります。

また、令和4年度から、ポストコロナ期を見据えた本町の産業需要喚起を図るための新しい地域PR事業として、首都圏の鉄道事業者と連携したトレインジャックによる広告展開を実施しています。鉄道事業者と連携した広告展開は、本町にとりまして新たな試みですが、島外在住の関係者をはじめ、多くの方々から好評をいただきとともに、車両広告をきっかけとした事業者からの連携の申入れ等も複数いただいています。本町の魅力が新たな顧客層へと波及し、本町の産業需要の喚起につながる好循環を生み出せるよう、令和5年度以降においても鋭意事業の効果向上に努めてまいりたいと考えています。

水産業については、鮮度保持能力向上を図り、生産出荷体制の支援を行ってまいります。

「福祉施策の充実」においては、懸案事項でありました共同墓地について与論町墓地基本計画策定委員会を設置し、これまで建設や運営について協議を進めてきたところです。今年度において共同墓地建設予定地の選定を行うとともに、墓地の適正な管理に努めてまいりたいと思います。また、引き続き在宅看護・介護サービスの充実についても、喫緊の課題として取り組んでまいります。

「DX推進」については、電子申請システムの利用によるオンライン申請の推進に加え、デジタル化の推進にあわせた業務見直しを行い、利便性の向上に努めてま

います。

「人材の確保・育成」については、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、各種産業の人材不足解消を図るとともに、起業家人材の育成についても島内外有識者など民間と連携して取り組んでまいります。

その他本町の重要課題となっている牛舎からのし尿流出等の畜舎環境対策として、自走式破砕機を運用し、敷料生産強化を図ることや堆肥舎の整備、雨水対策の屋根設置への補助を行い、飼養環境の改善を図りつつ、良質な堆肥づくりや環境に配慮した施策を進めてまいりたいと存じます。

各分野の主要施策事業については後述いたします。

本町を取り巻く現状や今後の将来的展望について見たとき、人口減少による各種産業や地域機能への影響、少子化対策、高齢者等介護の支援、救急医療や防災の充実、住宅不足の解消、環境対策、港湾・空港環境の整備など引き続き取り組むべきさまざまな課題があると考えています。これらの諸課題に適切に対応していくために、第6次与論町総合振興計画の基本計画・実施計画に基づく各施策事業を積極的に推進してまいりたいと存じます。

次に、令和5年度の予算編成の概要について申し上げます。

まず、令和5年度の国の予算編成の基本方針は、コロナ禍からの脱却や足元の物価高を克服しつつ経済の再生を最優先課題とし、人への投資、化学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への投資を進めるとともに、少子化対策・子供政策、安全保障に対する防衛力、食料・エネルギー安全保障の強化や防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な課題について、予算を重点配分することとしています。

このような方針に基づいて編成された令和5年度一般会計歳入歳出概算の規模は、114兆3812億円（前年度比6兆7848億円、6.3%増）となっています。

地方財政対策として、地方公共団体に交付される地方交付税総額は18兆3611億円（前年度比3073億円、1.7%増）となっています。

一方、県においては、コロナ禍における経済対策を重要課題に位置付けて関連事業の予算配分を行うとともに、県内産業の「稼ぐ力」の向上や脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生「GXの推進」、デジタルテクノロジーの活用「DXの推進」、人材確保・育成に資する施策などに重点配分する予算編成としています。奄美振興についても、世界自然遺産登録の効果を生かして沖縄との連携による誘客促進のほか、屋久島・奄美を周遊する旅行商品の造成を支援することとしています。令和5年度一般会計当初予算は、前年度比2.3%増の8894億9600万円で

6年連続のプラス計上となっています。

奄美関係の主な予算としては、世界自然遺産登録の波及効果や遺産価値の保全に向けた関連事業、奄美群島振興交付金を活用した「航路・航空路運賃軽減事業」及び「奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業」などに予算が重点化されています。

これらを踏まえ、本町を取り巻く社会情勢変化への対応とあわせて、基礎自治体としての本町における地域社会の機能維持・強化に係る必要な投資を着実に進めていくことも重要な課題であると認識しています。こうした観点から、本町の令和5年度一般会計当初予算につきましては、子ども・子育て支援事業、道路改良事業、塵芥処理費、給食センター整備事業などの施策に重点化した予算編成となり、対前年度比1%増の48億7980万2000円の規模となりました。

また、特別会計については、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の合計で、前年度比3.2%増の15億7484万9000円となっています。

水道事業会計については、前年度比1.4%減の1億6760万9000円となっています。

これらの一般会計、特別会計、水道事業会計をあわせた予算総額は66億2226万円で、前年度に比べて1.4%の増額となっています。

次に、一般会計を中心とした歳入歳出予算の概要について説明を申し上げます。

1 主な歳入予算について

まず、一般会計歳入予算のうち、基幹的収入である町税は3億3302万4000円で、前年度比1622万2000円の増となっています。

地方交付税については、23億4404万4000円と前年度より1億7083万6000円の増額で計上しています。

国庫支出金については、4億922万円と前年度より8910万8000円の減額、県支出金につきましては3億6030万1000円で、前年度より3832万6000円の減額となっています。

町債の総額は5億6940万円で、前年度より1億1045万円の減額となっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足については、財政調整基金から2億4425万6000円を繰り入れています。

2 歳出予算における主な事業等について

次に、一般会計歳出予算のうち、主要な施策・事業について説明を申し上げます。

まず、民生費の老人福祉費9823万7000円、障害者福祉費2億3236万円、子ども・子育て支援事業費2億562万5000円、衛生費の塵芥処理費1億9999万4000円、町単独改良事業費（茶花地区排水路、準用河川測量設計業務、町道蔵ノ敷線、町道西幸名波線等）1億750万円、消防費の常備消防費1億903万円、給食センター整備事業費5101万3000円などを計上しています。

なお、町債の元利償還に係る公債費につきましては、対前年度比で4.3%増の6億5913万9000円となっています。

次に、新年度の具体的な施策・事業等について、分野ごとに御説明を申し上げます。

第I 保健・福祉・医療

町民の健康及び安心な生活実現を第一に各種施策を推進してまいります。

具体的には、

1 保健衛生について

(1) 健康づくりの推進

- ① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づく、健康づくり事業・施策の実施
- ② 各種がん検診の推進によるがんの早期発見と早期治療及び予防対策
- ③ 「健康フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
- ④ 「8020運動」の推進による歯科口腔保健対策事業の実施

(2) 母子保健の推進

- ① 子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て世代包括支援センターの充実・強化
- ② 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の実施
- ③ 妊婦健診に対する公費助成の実施
- ④ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の実施
- ⑤ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付
- ⑥ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対しての離島地域不妊治療支援事業による公費助成の実施

(3) 感染症対策の充実

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の継続実施
- ② 結核検診を実施し、早期発見・早期治療を行うとともに感染症情報を

把握した予防の実施

- ③ 定期予防接種費用に係る公費助成の実施
- ④ 感染症発症後の対策
- (4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化
 - ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的充実
 - ② 火葬場の屋根や大型シャッターなどの大規模改修工事の実施
- (5) 墓地
 - ① 共同墓地建設予定地の選定
 - ② 墓地適正管理の推進

2 医療・介護・福祉について

- (1) 国民健康保険事業（事業勘定）・後期高齢者（長寿）医療制度の健全運営
 - ① 医療費及び保険給付費の適正化・軽減を図るため、国民健康保健事業計画に基づいた事業の実施
 - ② 国保加入者を対象にした特定健康診査（生活習慣病）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の充実
 - ③ 後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者（長寿）医療制度の円滑な運営及び事業推進
 - ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の子ども医療費の一部無償化による子育て世帯に対する子育て環境支援の推進
 - ⑤ ひとり親家庭医療費助成制度の実施
 - ⑥ 医療・介護福祉人材育成支援事業の実施
- (2) 与論町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づいた高齢者福祉の充実
 - ① 老人クラブ等の運営活動の支援
 - ② 敬老者に係る施策事業の実施
 - ③ 独居老人及び災害時要援護者並びに在宅介護者に対する支援の充実
 - ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
 - ⑤ 地域包括支援センターにおける高齢者等支援活動の強化
 - ⑥ 介護予防日常生活支援総合事業の推進
 - ⑦ 在宅医療・介護連携・生活支援体制整備・地域ケア会議等の推進
 - ⑧ 認知症総合支援事業の推進
 - ⑨ 敬老バス無料乗車券及びタクシー乗車助成券による高齢者の交通弱者支援

(3) 障害者福祉の推進

- ① 与論町第2期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進
- ② 障害者相談支援事業及び障害福祉サービスの提供体制の充実
- ③ 障害者等福祉施設等入所等面会旅費補助事業及び重度障害者（児）島外医療機関通院旅費補助事業の実施
- ④ 重度心身障害者医療費助成制度の実施
- ⑤ 意思疎通支援事業の実施
- ⑥ 身体障害者等バス無料乗車券による生活支援の実施
- ⑦ 在宅介護支援事業の充実

(4) 児童福祉の充実

- ① 幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」運営の充実強化
- ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の受入体制の適正化、保育の質的改善の推進
- ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための施策事業の実施
- ④ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの支給
- ⑤ 3歳から5歳までの全ての子供並びに3歳未満の住民税非課税世帯の子供に対するこども園保育料の無償化、及び給食の副食費無償化の実施
- ⑥ 児童発達支援センターにおける児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の実施
- ⑦ 町立こども園一園化に向けた新園舎建設予定地の選定

(5) その他の福祉施策

- ① 生活困窮者の自立支援の推進
- ② 国民年金施策の推進
- ③ 障害者等並びに乳幼児及び在宅寝たきり老人等の中で、常時紙オムツを使用する者に対する、オムツ廃棄用ごみ袋の支給
- ④ 与論町いのち支える自殺対策計画の推進
- ⑤ 子ども家庭総合支援拠点の設置を図るなど、児童虐待防止体制や子育て支援体制の構築
- ⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ⑦ 重層的支援体制整備事業の推進

第Ⅱ 産業の振興

1 農業生産基盤の整備について

効率的で安定的な農家経営による豊かで住みよい農村づくりのため、令和5年度も引き続き農業農村整備事業を実施することで、農業生産基盤の強化に努めます。

- ① 県営海岸保全整備事業（高潮対策）ハキビナ地区の継続整備
- ② 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）朝戸地区の継続整備
- ③ 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間北地区の継続整備
- ④ 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間南地区の継続整備
- ⑤ 県営農地整備（畑地帯担い手育成型）伊波地区の継続整備
- ⑥ 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）立花地区の継続整備
- ⑦ 県営農村地域防災減災事業ウプインジュ地区の継続整備
- ⑧ 多面的機能支払交付金事業の実施
- ⑨ 町単独農道整備事業の実施

2 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は、昨今の不安定な社会情勢の影響による燃油・資材価格高騰等の影響により、農業全般における生産コストの上昇に加え、消費や流通が大きな変革を迎える中で、生産農家の高齢化等に起因する担い手不足の問題など、これからの農業のあり方についても対応が迫られています。

このような中であって、本町の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下であり、予断を許さない状況ですが、今後の産業振興を見据えた施策の推進を行うために、国・県への働き掛けや連携を継続し、安定産地としてのブランド化、リレー出荷など「競争力のある強い産地づくり」を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の推進を継続してまいります。

(1) さとうきびの振興

単収の向上を図るため糖業振興会の助成事業や国・県の事業を活用する等、引き続き増産計画に基づきさとうきびの振興に努めてまいります。

① 経営基盤の強化

認定農業者・担い手農家の育成や農地情報を有効活用した農地集積等を含めた経営規模拡大に対する支援、生産安定対策として積極的な水利利用の推進、堆肥を有効活用した土づくりによる単収向上と適期管理作業等を含めた機械化一貫体系を行える受委託調整組織の設立支援

② 生産技術対策

単収向上と省力化に向けた栽培技術の実証と普及、地域特性やほ場条

件に適した品種の選定及び普及、調苗班の育成、病虫害防除対策

(2) 園芸の振興

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のためのさといも優良種子導入及び自家種芋確保対策、トンネル資材並びにパイプハウス等の園芸施設導入、生産関連作業委託費等の一部助成
- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業等による輸送費支援
- ④ 果樹及び特産作物などの生産振興並びに新技術・新品目導入の検討
- ⑤ I P M技術など、新たな取り組みを用いた病害対策の実証と、持続可能な営農体系の構築

(3) 畜産の振興

子牛の市場平均価格は肥料、飼料価格の高騰の影響により不安定であり、農家の生産意欲減退が懸念されます。引き続き農家経営の安定や畜産振興に努めてまいります。

- ① 優良飼料作物種子導入助成による低コスト飼料の確保と自給率の向上
- ② 衛生環境の充実を図るため、堆肥舎や畜舎整備への一部助成及び環境資材導入費の一部助成、敷料供給による畜舎環境の改善並びに防疫対策の徹底
- ③ 優良雌牛導入費用の一部助成による経営の安定化

(4) 担い手農家の育成と確保

- ① 担い手農家・認定農業者の所得向上、経営改善を図るための各種研修会の実施
- ② 新規就業者の確保と育成支援の実施

(5) 実質化された人・農地プランの推進

- ① 将来懸念される農業問題の解決に向けて策定した実質化された人・農地プランの推進
- ② 農地の集積集約を図るため地域計画の策定に向けた意向調査及び話し合いを実施

(6) 環境保全型農業の推進

- ① 環境配慮型の技術である太陽熱消毒の普及や低コスト品目品種の検討
- ② 有機認証農家やエコファーマーの育成及び農林水産物認証取得の推進

(7) 耕地防風林の造成推進

- ① 防風林用苗木代の一部助成

3 水産業の振興について

本町の水産業は、漁業者の高齢化や水産資源の減少などの問題に加え、燃料をはじめとする漁業活動に係る経費の高騰が漁業者の負担となっています。また、これまで主要品目のソデイカや豊漁時期の一斉出漁の際に一時的に氷不足が発生し、安定した氷の供給が行えず、老朽化の著しい製氷施設の更新が要望されてまいりましたが、現在、製氷能力向上を含めた施設更新が今年度3月末に完了予定となっています。令和5年度以降は、安定的な氷の供給体制が整い、これまでの出漁制限の解消が期待され、漁業活動体制の向上を既存の事業等も活用し、更なる水産業振興に向けた支援を、与論町漁協をはじめとする水産事業者と緊密に連携を図りながら実施してまいります。

水産業の担い手育成については、若手漁業者で結成された与論町水産振興会と連携し、奄振事業を活用して導入された研修漁船が稼働予定となっており、本町水産業の担い手となり得る漁業研修生の受入体制が整備されています。また、この研修船を活用した漁業体験などの水産業と観光産業等との連携を図り、水産業振興に取り組む事業者への支援を実施してまいります。

水産資源の持続可能性の確保に係る施策については、従来より実施している国の離島漁業再生支援交付金を活用した事業を推進し、藻場造成など水産資源の回復への取り組みを推進してまいります。

水産物の輸送等に係る事業者負担の軽減については、引き続き農林水産物等輸送コスト支援事業及び水産物流通支援事業の活用による輸送・流通経費の負担軽減策を実施し、漁家の経営安定及び販路拡大による所得の向上を図ってまいります。

4 特産品開発の推進

島内で生産される資源を有効活用するとともに、消費拡大と「食」を活用した産業の多角化を図り、観光産業等への波及効果を高めます。

また、原料の確保や販路開拓も重要であることから、原料の生産体制の強化や市場調査などの情報収集など農商工連携した体制づくりに取り組みます。

- (1) 農水産物の6次産業化による消費拡大
- (2) 補助事業導入による特産品開発の促進
- (3) 特産品開発支援センター利用推進による事業者育成及び加工技術の向上
- (4) 市場調査や研修会の開催と各種業界の交流推進

5 漁港の整備について

与論町管理漁港（茶花・麦屋・宇勝・湯浜・皆田）の改修を順次行い、漁業従事者の安全確保と施設の機能保全を図ってまいります。

6 商工観光業の振興について

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けた島内経済は少しずつ回復の兆しを見せているものの、コロナ禍に対応するための商工観光業の事業体制の構築が喫緊の課題となっています。このことから、昨年度と同様、地方創生臨時交付金や奄美群島成長戦略推進交付金等の各種補助事業を有効に活用しながら、経営の維持並びに経済回復に向けた施策を展開してまいります。

(1) 商工業の振興

商工会への支援を通じて新たなサービスや雇用機会の創出、中小企業支援施策について継続して取り組んでまいります。

また、消費生活相談員による消費者支援体制の強化についても継続して取り組んでまいります。

さらに、ヨロン島観光協会に配置した特産品や地産地消メニューの開発部門において、商工観光事業者等が安心して特産品開発や販売に取り組めるよう、生産から販売までのワンストップ支援体制の確立・強化を図ります。

(2) 観光推進体制の整備・強化

- ① 新たな観光振興計画やG S T C（持続可能な観光の国際基準）に基づいた持続可能な観光地づくりの推進
- ② ヨロン島観光協会に対する重点支援や関係機関・団体との連携による観光推進体制の強化
- ③ 各種補助事業を活用した大金久地区の観光施設整備及び施設等の管理・運営体制の充実
- ④ サンゴ祭等町内イベントの開催による地域活性化の推進

(3) 誘客対策の実施

- ① 各種メディアの誘致・受入やYouTube広告・SNS等を活用した効果的なデジタルマーケティングの実施
- ② 大手交通事業者（鉄道等）と連携した広告展開による誘客活動やふるさと納税の促進
- ③ 航空・船舶会社や旅行会社との連携・協力によるツアー造成等誘客活動の推進
- ④ 鹿児島県観光連盟や奄美群島観光物産協会、沖縄観光コンベンションビューローとの連携によるスケールメリットを生かした誘客活動の展開
- ⑤ ヨロンマラソン記念大会の開催による情報発信や誘客の促進
- ⑥ 与論島の自然や文化、人、星空等を活かした着地型観光（ゆんぬツー

リズム)の推進

- ⑦ ワークーションやサスティナブルツーリズムなどの新しい観光スタイルの推進による新規顧客の誘客
 - ⑧ 姉妹都市盟約を締結した国頭村等の沖縄北部地域と連携したイベント開催や誘客・情報発信
 - ⑨ 島内事業者を中心に、SNSを活用した情報発信力の向上・育成
- (4) 受入態勢の充実
- ① 来訪客や島民が安心して来島や受入ができるよう、商工観光事業者や観光施設等の感染防止対策の徹底及び情報発信
 - ② ガイド育成や体験プログラム造成及びヨロン島観光協会における予約受入窓口の整備・充実等による着地型観光の推進
 - ③ 宿泊施設の持続的な運営に向けた支援や新たな宿泊施設の誘致及び支援等による受入態勢の強化
 - ④ ヨロン島観光協会を中心とした情報発信体制の強化・充実

第Ⅲ 生活基盤の整備

1 道路・交通等について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道

- ① 社会資本整備総合交付金事業窪舎1号線無電柱化整備（継続事業）
- ② 社会資本整備総合交付金事業上田線二期地区道路改良舗装工事
- ③ 防災安全交付金事業船倉茶花線排水路工事
- ④ 防災安全交付金事業宇勝城線舗装工事
- ⑤ 防災安全交付金事業兼母源手名線舗装工事
- ⑥ 防災安全交付金事業皆田線舗装工事
- ⑦ 石積2号線改良舗装工事
- ⑧ 揚久保線2期測量設計及び改良舗装工事
- ⑨ 町道の部分改修や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
- ⑩ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進

(2) 県道

- ① 空港茶花線（立長工区）の改良舗装整備（継続事業）
- ② 与論島循環線未改良区間の事業化推進

(3) 茶花地区排水路対策

令和2年度からの事業に引き続き茶花信号機付近の湛水対策として、ウ

プインジュの一部を改良する事業計画及び上流域からの流入を抑制する対策を進めてまいります。

① 茶花排水路整備事業

(4) 無電柱化の推進について

鹿児島県無電柱化推進協議会において県や関係機関と協議し、無電柱化の整備及び計画を引き続き進めてまいります。

① 空港茶花線（旧田畑美軒前）～与論島循環線（茶花小）～役場新庁舎区間の無電柱化整備（継続）

(5) 港湾・空港

県と連携し、与論港における運航船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性や利便性、円滑化が図られるよう港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるように努めてまいります。

① 与論港岸壁面及び臨港道路改良

② 与論港における安心安全な港湾施設の整備推進

③ 与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用のためのエプロン拡張の推進

2 住宅の整備について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需給状況等を考慮しつつ、町営住宅の整備及び空き家対策を推進してまいります。また、民間資金を活用した整備についても取り組んでまいります。

(1) 町営単独住宅（赤佐地区）基本・実施設計業務委託

(2) 叶住宅整備事業（継続）

(3) 空き家対策事業

(4) 与舎住宅改修工事实施設計業務委託

(5) 矢口住宅基本・実施設計業務委託

(6) PPP／PFI（BTO）の導入活用

3 水道事業について

水道事業については、人口減少に伴う使用量の減少、老朽施設の更新増加を見越し、公営企業として経営の安定を図るとともに、安全な水道水の安定供給に向けて次のことに取り組んでまいります。

(1) アセットマネジメント・簡易耐震化診断の作成

(2) 浄水場監視システムの更新

(3) 淡水化施設の保守点検の継続実施

- (4) イオン交換膜の洗浄、取替の実施
- (5) 水質検査の定期的な実施
- (6) 漏水調査の徹底による有収率の向上
- (7) 建設改良工事による老朽管路の更新
- (8) 水中ポンプ等の更新及び修繕

4 農業集落排水事業について

農業集落排水事業については、次のことに取り組んでまいります。

- (1) 機能強化対策事業による施設機械の更新
- (2) 公営企業会計への移行準備
- (3) 施設機械の点検整備の充実
- (4) 放流水質の適正管理による環境汚染の防止

5 環境保全について

(1) ごみ処理

- ① 適正なごみの分別意識の向上や不法投棄防止の啓発
- ② 焼却施設の大規模修繕やリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R運動」の推進によるごみの減量化
- ③ 廃棄物処理施設の適正管理

(2) し尿処理

し尿・浄化槽汚泥処理施設の適正な運営を行うとともに、合併処理浄化槽の年次的整備を実施し、住環境整備と水質保全を図ってまいります。

(3) 美ら島づくり

花と緑豊かな島づくりのため、自治公民館等と連携し島ぐるみの取り組みになるよう花苗の提供や、南国らしい自然と調和のとれた緑化推進を図ってまいります。

6 消防防災・防犯・交通安全について

(1) 消防防災

- ① 広報活動や防災訓練等による町民の防災意識高揚の推進
- ② 自衛隊訓練の誘致
- ③ 感染症対策を講じた避難所運営
- ④ 与論町地域防災計画及び与論町津波避難計画等の見直し
- ⑤ B & G財団災害時相互支援体制構築事業を活用した災害時対応人材の育成
- ⑥ 自治公民館防災設備や組織の強化
- ⑦ 各自治公民館の自主防災組織と連携した防災訓練の実施

(2) 防犯

- ① 防犯灯の維持管理等
- ② 警察及び与論町嶋中安穩協会との連携した啓発活動の展開

(3) 交通安全の推進

- ① 警察、県交通安全協会与論地区協会等の関係機関と協力した各種啓発活動の展開

第Ⅳ 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法及び教育基本法の理念や学習指導要領の趣旨を踏まえ、県の教育方針、与論町教育大綱に基づきグローバル化、少子高齢化、高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努めます。

また、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」をキャッチフレーズに「夢や希望をもち、粘り強く学び、困難を乗り越えたくましく生きる人間の育成」を目指す教育を推進します。

そのために、教育委員会の活性化を図り、1「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」、2「社会の変化に対応し、自立する力を育む教育の推進」、3「信頼され、地域とともにある学校づくりの推進」、4「地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」、5「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育行政の充実を図ります。

1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

変化の激しい社会を共に助け合い生き抜いていく上で必要な、他人を思いやる心や感動する心、夢や理想をもち、粘り強く学び続ける人間の育成に努め、豊かな人間性の礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

2 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

子供たちが変化の激しいこれからの社会に適切に対応して生きるために、主体的・対話的で深い学びを充実させ、学力における基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力や表現力を伸ばす教育環境整備を推進します。

そのために、海洋教育科「ゆんぬ学」を学校と地域が一体となって推進し、今後の与論町の魅力ある教育の基盤となるようにします。

学力面では、特に、個別指導や自主学習の推進を図り、学習指導要領の趣旨に基づき、学びに向かう力の醸成に努めます。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育ててきた郷土

や国を愛し、誇りにする態度を養うとともに望ましい勤労観・職業観を身につけさせます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育、特別支援教育など一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。

3 信頼される学校づくりの推進

信頼される学校づくりのために、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聴き、意見交流が行える開かれた学校づくりを推進します。また、教職員の資質向上に努め学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な学校づくりを推進します。

新給食センター整備については、令和7年度2学期の稼働開始を目指し、建設用地の購入・整備と基本設計・実施設計に着手します。

さらに、与論町立那間小学校の新校舎建設に向けた基本構想の策定を進めます。

また、こども園、小学校、中学校、高等学校が連携を緊密にし、幼児教育、学校教育、家庭教育が一貫して推進が図れるようにします。幼児、児童生徒の健やかな成長を促進するために関係機関との連携を推進します。小中学校の児童生徒数に伴う学級数減少の歯止めや、中学校・高等学校全学年2学級存続と一人一人の進路実現のために、魅力ある学校づくりの推進、与論町ふるさと留学制度の啓発・改善と交流体験事業の充実に努めます。

4 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

人づくりは、家庭はもとより、地域が担う役割が大きいものです。

子供を「島の宝」として地域で育てる風土を生かし、スポーツ、文化活動等に関わる関係団体・機関、連盟、PTA・子ども会活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ、伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子供を守り育てるための取り組みを推進します。その1つとして、昨年度から試験的に行われている地域部活動の取り組みを継続して進めます。

5 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化等について学べる環境づくりを目指します。

社会教育・生涯学習の推進のために、町立図書館や中央公民館の施設の整備・運営の充実を図ります。

町民が生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康増進や体力向上ができるよう

施設整備・生涯スポーツの推進に努めます。

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、さまざまな芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながることであり、文化活動の推進、文化財保存・伝承活動の充実に努めます。

与論城跡の国指定文化財に向けた調査事業は、令和5年度が最終年度であることから、成果の総括を行い調査成果報告書を刊行し、令和6年度以降の指定を目指した申請の準備及び町民への意識高揚のための普及啓発活動の促進に努めます。

第V 町政運営の推進体制

町政運営の推進体制については、主な事項として次のことに取り組んでまいります。

1 行政改革等について

- (1) 効率効果的な組織体制と意思決定や合意形成機能の強化
- (2) 定員適正化と組織改革・人材育成
- (3) 働き方見直しと事務の改善
- (4) DX（デジタル技術による生活やビジネスの変革）の推進

2 財政改革について

- (1) 縮小社会に適応する公共施設の最適化
- (2) 効果的、効率的な公共施設の利活用の推進
- (3) 資産の処分促進と有効活用
- (4) 自治体の自立と発展の根幹をなす財政の健全化
 - ① 財政規律の確立と定着
 - ② 歳入の確保
 - ③ 歳出削減の徹底

3 住民参加の体制強化について

- (1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映
- (2) 与論町総合振興計画評価委員会による評価の実施
- (3) 自治公民館連絡協議会との連携
- (4) 社会的課題を解決するための民間企業、NPO、各種団体等との連携

むすびに、以上、令和5年度の町政運営に係る基本的方針と当初予算の概要等について御説明を申し上げます。また、令和5年4月23日には、町制施行60周年記念式典並びに祝賀会を計画しています。コロナ禍で窮屈な生活を強いられた町民の皆様に、一緒になって楽しめる記念式典や祝賀会となるよう準備を進めていま

す。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ねてお願いを申し上げまして、令和5年度の施政方針とさせていただきます。長い間御清聴ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 町長の施政方針の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をします。再開は10時半としたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時16分

再開 午前10時31分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第2号 与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第2号「与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第2号、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、公職選挙法の改正に伴い、同法の施行に関した必要な事項等定めるため、この条例を制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 平成25年4月からインターネットを使った選挙運動ができるようになりましたが、ここで確認のためにお伺いしますが、ネットで選挙運動ができるのは立候補の届出がされてから投票日の前日まで、また電子メールを利用した選挙運動は、候補者はできるのですが支持をする有権者はできないということらしいのですが、そのとおりでよろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えします。

ちょっと確認をしてから、再度またお知らせしたいと思いますので、今、福地議員がおっしゃるとおりだと思っておりますが、再度また確認してから報告したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） もう一つ、ついでお聞きしたいのですが、これによると次の選挙から立候補者は町長であれば50万円、議会議員は15万円を法務局に預けてその証明書を提出しなければなりませんよね。だけど、与論町にはその法務局がありませんので、供託金を預けるにはどうしたらいいのかというのを調べて教えてください。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 今回から町長は確かに50万円、議員の方に対しては15万円、供託制度を導入するものとなっておりますが、そのことについてちょっと私が勉強不足で、これも改めて報告したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○6番（福地元一郎君） お願いします。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） せっかくの機会ですので、確認と要請といたしますか、以前私はこういった町長選挙あるいは議会議員選挙のときに、町長選挙は立候補者がそんなに人数が多くないとは思いますが、議会議員選挙の場合は10人以上が大体手を挙げるケースが多いですので、私は以前一般質問でも、また選挙管理委員会にもお願ひしているわけなのですが、受付事務ですね、立候補者の受付事務。これが前々回のときに非常に遅くてですね、1番から最終番、例えば15、6人立候補した場合に、15、6番目の方までに相当時間が空いてしまうわけですね。例えば午前中いっぱいぎりぎりまで、お昼前あたりまでかかってしまうという現状が長い間続きました。そこは是非改善していただきたいということで、できるだけスピードアップをしていただきたいということでお願ひして、そのような形になりつつあります。しかし、今回その公職選挙法が改正されたことによって、また事務担当の方々の負担が増えて、受付のその順番の事務処理に時間がかかることがないように、事前にしっかりとリハーサルもしていただいて、1番から最後の立候補者の方までの順番をできるだけ短縮いただけるような方向で、是非やっていただきたいと思ひます。そうしないと、立候補者については、その日の朝できるだけ早い時間から街宣活動に回りたいというところがありますので、非常に不利になるというのはあれなのですが、心理的に後半の方は非常にプレッシャーがかかりますので、そう

いったことを時間短縮に向けて最大限の努力をいただきたいと思います。副町長いかがですか、そこをしっかりと確認しておきたいのですが、副町長の方でしっかりコントロールしてやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 残念なことに選挙事務に携わったことがございませんでわかりませんが、要するに議会の方々、今後もっともっと多くの方々が立候補されることが予想されるわけですので、その辺のことをスムーズに対処できるように、事務を事前に打ち合わせをし、あるいは立候補予定者の方々に事前にまた説明もしながら、迅速な対応ができるように努めてまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○9番（沖野一雄君） よろしくをお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第3号 与論町個人情報保護法施行条例

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第3号「与論町個人情報保護法施行条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第3号、与論町個人情報保護法施行条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項等を定めるため、この条例を制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この条例の第3条2項、「保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成」とあるのですが、当該保有個人情報の写しとは一体どのようなものなのでしょう。どういうのがありますか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

まずはこの個人情報の改正につきましては、これまで民間事業に対しましては個人情報の保護に関する法律とか、国の行政機関に対しましては行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律とか、また独立行政法人に対しては独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、それぞれ別々の法律が制定されていまして、それが適用されていりましたが、これらの3つの法律を一本化に統合するという事で、また各地方公共団体もそれぞれ独自に制定していた個人情報保護条例についても、改正後の法律において全国的に共通ルールに統一されるということになっています。そもそも個人情報のこれは何ぞやといいますと、この改正の強化は、利用目的の明確化と告知の強化ということでございまして、個人情報を取り扱う事業者は取得した個人情報を利用する目的を明確にして、その目的に沿った適切な方法で利用することが求められると、また個人情報を取得する際には、その利用目的、第三者提供の有無及び個人情報の取得に対する同意の取得などについて、明確に告知する必要があるというふうに強化されています。そして、これにつきましては、また個人情報保護に関する指導や監督、調査などを行うことができるような個人情報保護委員会というものを設置して審査するという事と、また利用目的外の第三者提供の厳格化ということで、個人情報を取り扱う事業者が利用目的以外の目的で個人情報を第三者に提供する場合には、その事業者との間で契約を締結して、個人情報の適切な取り扱いを義務付ける必要がある。また個人情報を取り扱う事業者は第三者に個人情報を提供する前に、本人から同意を得る必要がある。そして、個人

情報の開示・訂正・利用停止等の要求ができるようになったということで、個人情報を取り扱う事業者は、本人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等の要求に対して、迅速に対応するようになったということで、旧法では、本人はその事業者が作成した第三者提供記録の開示請求ができなかったということで、今回の改正によりまして、例えば個人が保有する個人データの漏洩等が生じた場合とか、その個人情報データの取り扱いによって本人の権利または正当な利益が害される恐れがあるときとか、こういったところに対しまして、第三者提供記録の開示を請求することができるというふうになったということで、いわゆる今デジタル決済とか、いろいろなやり取りをしますよね、オンライン決済とか、そういったものでいろいろな個人情報が漏れたときにすぐ利用停止するとか、そういったものに対しての保護強化、法律の改正ということになっています。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町個人情報保護法施行条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町個人情報保護法施行条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第4号 与論町個人情報保護審査会条例

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議案第4号「与論町個人情報保護審査会条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第4号、与論町個人情報保護審査会条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項等を定めるため、この条例を制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町個人情報保護審査会条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町個人情報保護審査会条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第5号 与論町過疎地域産業振興促進条例

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第5号「与論町過疎地域産業振興促進条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第5号、与論町過疎地域産業振興促進条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定により、与論町が定める与論町過疎地域持続的発展計画に記載した産業振興促進区域内において、特別償却設備の取得等をした者に対し、固定資産税の課税免除を行うことにより、本町の産業の振興を促進し、もって住民福祉の向上及び雇用の増大に寄与することを目的とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 第1条の「産業振興促進区域内において」とあるのですが、与論町全体がこの促進区域内に入るものかどうかということと、ここでいう過疎という定義付けは、どういう意味での定義付けになっていますか。

○議長（高田豊繁君） 久野税務課長。

○税務課長（久野泰司君） お答えいたします。

与論町の場合は、与論島全域がこの区域内に入るところです。定義付けの詳細につきましては、今こちらの方で用意してなくて、後でまたお答えしたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 与論町が過疎地域でなくなるという可能性はあるのですか、どんなものですか。定義がわからないものだから、もし過疎地域で指定されているということは聞いていますが、過疎地域でなくなるということの可能性はあるのかどうか、それについてはどうですか。それについてもわからないということですか。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久野税務課長。

○税務課長（久野泰司君） ただいま御質問がありました件につきまして、再度調べてまた提出したいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いずれにしても財政のことを考えたら、こういう免税措置とい

うのはかなり慎重に行う必要があるのではないかと私は思いますが、これが適用された場合は、与論町でどの程度を想定されているのか、またそういう物件があるのか、それについてはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久野税務課長。

○税務課長（久野泰司君） 今、この過疎地域産業振興促進条例を上げましたが、その前に与論町の振興開発促進事業条例の方で、今進めている案件が1件ございますが、今からこういうのが出るかというのは今はわかりませんが、いろいろな町内全体での製造業とか農林水産物販売業、旅館業、情報サービス業、観光サービス業等で、こういった申請等が上がってきた場合に対応しておくための条例ですので、今のところはその件数とかは把握できておりませんので、御了承願いたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） お聞きしたらですね、今の与論町の経済状況とかこういう過疎状況を見たら、与論町の事業者はみんなこれでできるのではないですか。これは申請されかねないですよ。私はそういう感じを受けるのですが、宿泊業の皆さん、今、観光でも農業でもこういう今の経済業況の中、過疎が進行している中で、今の本町で事業を行っている方々は大変厳しい状況にあるわけですよ。そしたら、当然この申請者ももっとたくさん出てくるのではないかと思います。この辺についての歯止めとか、いわゆる規制とかそのチェック、その辺はどういう形になっているのか、これではちょっとわからないわけですよ。やはりこの辺についても少し煮詰めた形が必要ではないか、その点はどのようにお考えですか、副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 確かに、今喜山議員がおっしゃられたとおりでいうふうには思います。しかし、島の経済の振興・発展を考えていったときに、今後予想されるいろいろな施設の構築によって、生産性の向上あるいは雇用対策という面も含めまして考えましたら、ある一定の基準は設けないとやはり規制もかからないというふうには思いますが、今のところ、過疎地域として指定されている以上、それを回復するための施策としては必要ではないかというふうには考えています。以上で

す。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、与論町過疎地域産業振興促進条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、与論町過疎地域産業振興促進条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第6号 与論町墓地条例

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第6号「与論町墓地条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第6号、与論町墓地条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地について、その適正管理を図るために制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 先般、課長から説明を受けたのですが、このいわゆる別表1にある茶花墓地から品覇墓地の間がありますが、この中には個人の土地所有地に墓地

がつくられているのもあるのですが、これについては、この条例の中に含まれるべき問題なのか、またいかがなものかなというちょっと疑念もあるのですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

この墓地条例は、提案理由にもありました墓地、埋葬等に関する法律の第2条第5項に規定する墓地ということで、この第2条第5項に規定する墓地というのは、都道府県知事から墓地として認可を受けた墓地ということになっています。そういう意味では、今個人所有の墓地が確かにありますが、平成11年に鹿児島県から与論町に権限移譲された時点のその墓地台帳に、この12カ所の墓地が登録されていますことから、この法律の適用を受ける墓地という認識をしています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今説明がありましたが、ここをそういう墓地として指定するための手続きにおいて、地主から承諾は得られていますか。その書類はありますか、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 実態的には共同墓地として、多くの町民の方がその墓地を利用しておられます。その個人所有の墓地が、まだ与論町に移転登記がされないままある墓地が何カ所かあるのですが、その地主さん、所有者に対して、この与論町の墓地条例として共同墓地として含めるといった了解は得てはおりませんが、実際的にはもう一般町民の共同墓地として長年利用されてきているところですので、そこはまた今後その登記上の所有者にお願いをしまして、与論町の方に移転登記をまたお願いしていくということをしてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 言われることは十分わかりますが、もちろん昔は自然発生的にこの個人の土地かそういう意味で、その集落の方が次々に墓をつくっていったという話はよく聞いていますが、一応、法治国家ですよ。きちんとしたこの辺の法的根拠みたいな一定の手続きというのを経ないで、やはりやるというのは問題ではないか。個人の土地の場合は、一旦これから除外すべきではないですか。いかがですか。これは私的な問題、私有財産に対して、こういう形でその承諾がないままに公有財産とした形として取り扱うというのは、いかがなものかというのが問題ではないでしょうかということなのです。いかがですか、副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 以前、私は社会教育課にいた時分に、琴平の要するに与論城の整備をしようと事業計画をしたときがございませう。そのときに城の前平ですかね、あの辺に一部個人の名義の墓地がございまして、そちらの方の整備は一応外しますという事業計画だったのですが、何十年か後にそれがまたもう町有地になっているから、あんたなんかはそこから墓地として個人が利用するところではないということ、排除されたときに非常に問題が起きるということで、復帰記念塔のあの辺の墓地の問題が出たものですから、そのときに事業計画を断念した経緯がございませう。そういったのを考えますと、やはり先ほどの龍野町民生活課長が答弁されたとおりですが、住民の方々がすでに墓地として利用されている、この地域はもう墓地なんだというのを認識されていますので、そこを我々がまた町の方で管理をするために今後登記を進めていこうということですので、またその辺は地主の方々にあられるいは地域の方々に、また利用されている方々に御理解をいただいて、進めていく以外方法はないのではないかとこのうふうには考えています。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時46分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（山 元宗君） 大変ないろいろな御意見をありがとうございました。県の条例に従っていけばいいのではないかとこのうふうには考えていたのですが、本当に考えてみますと、個人的な所有権があるということですので、一旦この案は取り下げをいたしまして、そして今町に登記されている分だけを先にして、個人のところはまた登記ができ次第、追加をしてまいりたいというふうには考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。一旦取り下げたいと思ひます。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

本件に関しては取り下げをするということですので、再度また中身の調整をして上げるということですので、御了解ください。

-----○-----

日程第10 議案第7号 与論町学校給食費に関する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第7号「与論町学校給食費に関する条例」を

議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第7号、与論町学校給食費に関する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、現在、私会計で行っている学校給食費について、公会計での実施に移行するため、学校給食費に関する取り扱いを条例で定めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 教育長、子育て支援でこれに関連して質問は出しているのですが、これは学校給食費の法的根拠ということで、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではないとなっていますよね。結局、今、明石市の市長なんか給食費を免除したりとか、いろいろ子育て支援で先週までは毎日というぐらいそういうニュースが流れていましたが、そもそもこれは給食費を取るための条例のような気がするのですが、これについてどのような考えを持っていらっしゃるでしょうか。それと、今給食費の未納問題ではどういう状況かなと思ってお聞きしたいのですが。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おかげさまで未納問題については、与論町の場合は現在はございません。ありがたいことに2回、3回と督促をしたり、あるいは子育て支援の中というか別の方からどうしても払えない場合は、相談をして支払っていただくというシステムにしているので、ほかの地域にあるような厳しい給食費未納というのはございません。

第2点目、この条例については、国・県からの公認会計化、個人的に集めるのではなくてしっかり役場を通して、間違いのない会計処理をせよということの指導のもとに公認会計化ということで、一旦町に納めて、町から必要な経費を下ろしていくという目的にあわせたものです。もう一つ、給食費を無償化するという問題については、前にもお答えしたように現時点では、子育てとの関係からもさまざまな予算関係の中で整えばですが、現時点では給食に関わる原材料、主食と言われるものだけを保護者からいただいているという状況ですので、現時点での検討はしておりません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私もこれをいろいろネットで調べたら、公認会計ということで承知していますが、今おっしゃられたように未納にはなっていないのですが、支援制度による納入とかはあるのではないかなと思っているのですが、この給食費の支払いについて、いろいろな補助とか支援金とかそういうのに該当している親御さんは何人いらっしゃいますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 就学援助費というので、実費に対する75%ぐらいの費用を支援する制度がございます。そういった意味で計算をして、そういう困った方々にはお配りをしていますが、合計の人数はすみません、私は正確な数字を持ってきてはいないのですが、小中あわせて90件ぐらいだったかなというふうに覚えています。もしこの数字が昨年度で間違っていたら、また後ほど訂正させていただきます。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町学校給食費に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論町学校給食費に関する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩します。午後は13時半から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

-----○-----
○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----
日程第 1 1 議案第 8 号 与論町営単独住宅条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 1 1、議案第 8 号「与論町営単独住宅条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 8 号、与論町営単独住宅条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、建設課が所管する住宅のうち公営住宅法の規定によらない住宅の使用・管理について、必要な事項を定めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） この条例は住宅供給を促進するという意味での条例として、非常に必要だなということは常々思っています。それで、この条例で今回該当するような住宅があるのかどうか。また、この条例を適用するような住宅を建設する予定はあるのか、またそれはいつ頃か、どの程度の規模なのか。また、それをするとき手法、いわゆる前に町長の施政方針にある P F I とか P P P とかありますが、民間資金活用とかいろいろあると思いますが、これらについてはどのようなお考えでこれを運用していくつもりかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

まず、今までの公営住宅、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例なのですが、これは国の公営住宅法に基づいた設置管理をするものです。今回提出させていただいたものに関しては、町単独で与論町の単費なり、あとは P P P、P F I という民間活用型ですね、そちらも整備できるような感じの条例となっています。規模に関しては、今与論町の公営住宅等長寿命化計画というのを策定状況にあります。その公営住宅等長寿命化計画の中で、いろいろな件数とかを見越して、まだ報告とはできていないのですが、その見直しの中でまた将来の人口、世帯数など中長期的な面で試算して、その住宅の規模を決定して政策を進めてまいりたいと思っております。

います。また、その中でどうしても与論町が建てると民間業者を圧迫することも考えられるので、またその調整とかその件数によっては民間の聞き取りを行いながら、調整は進めてまいりたいと思います。昨日の新聞の一面にも、与論町群島一住宅不足解消へとかというのが出ておりました。やはり住宅不足というのが、本当に与論町の喫緊の課題だなと思っています。先ほどの民間のそういうあれもいろいろと加味しながら、民間の圧迫がないように、与論町のまた住宅政策、いろいろな島外の方からの担い手も加味しながら、あとは総務企画課にある定住促進住宅、その辺も一緒になって整備していかないといけないのかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。私も同じように今朝の新聞を見てびっくりして、前からわかってはいたのですが、それと一番課長にお願いしたいのは、やはり確かに量は不足していますが、ある意味質の良い住宅を、住宅というのは1回建設をしたら20年、30年の長い長期にわたって使うものですので、いわゆるその辺も勘案しながら、質の良い住宅供給ももっと考えていいのではないかと、長屋というまではちょっと語弊がありますが、やはり住宅の供給のあり方を考えてみた場合、そういういわゆる小さな部屋の供給住宅は、ある程度民間業者の方でも結構やっていますが、やはり長期的な展望において上質な住宅供給を是非行政の方で音頭を取っていただけないかなという、それは要望しておきます。是非また住宅供給においても必ずしも島外だけではなく、与論で結婚される方、また今から結婚される方、新婚さんとかそういう住宅をつくりたいという希望の方も多々あると聞いています。そういう方々もこういう住宅を自分で土地を買って家を持ち、そうすることによって町には財政的に助かるわけですので、この辺の側面からの支援もあわせた形で、住宅政策を総合的な視点から捉えて取り組んでいただくようお願いしておきます。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町営単独住宅条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町営単独住宅条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第9号 与論町営住宅等整備基金条例

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議案第9号「与論町営住宅等整備基金条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第9号、与論町営住宅等整備基金条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、本町の深刻な住宅不足に対応するための町営住宅等の新規整備や老朽化した町営住宅等の改修等を安定的に推進するため、これらに必要な資金を積み立てることを目的とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、与論町営住宅等整備基金条例を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、与論町営住宅等整備基金条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第10号 与論町土地改良事業分担金等徴収条例

○議長（高田豊繁君） 日程第13、議案第10号「与論町土地改良事業分担金等徴収条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第10号、与論町土地改良事業分担金等徴収条例の制定について提案理由を申し上げます。

土地改良事業の農家が負担する分担金については、与論町土地改良事業の負担金及び分担金徴収条例に基づき徴収してきましたが、条文が現状に則していない部分があることから見直しを行い、全部改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この分担金のかなり未収分が過去これまであって、なかなか整理ができなかったというところで、公の債権、公債権だということでこのような立派に処理ができることを一応私は評価をしたいと思います。ちょっと気になるところで、土地改良事業分担金はこれで私はよしとしたいと思います。事前に説明もいただきましたので、そのほかの公債権、私債権いろいろあるのですが、ほかの例えば農業集落排水事業関係とか、水道とかあるいは保育園、こども園の入園料とか公営住宅使用料とか、いろいろ私債権のところもあるのですが、こういったところも含めて、今後どういう形で今回の土地改良事業分担金のいろいろな不納欠損処分、滞納処分、そういったことを1つの事例にしながら、こういった方向で進めていくのか、トータルでこういった考え方をしていらっしゃるのか、今後の対策、進め方についての考え方をお聞きしたいと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、土地改良事業分担金の徴収について、これまでなかなか滞っていた分をこうして気をつけてきたわけです。本当にありがたいと思っていますが、こういうことがありますので、今後もこれから長年徴収できなかったものについては、随時また検討をしながら、皆さんの御意見も聞きながら対応してまいりたいというふうに思います。できるだけ早急に対応できるように頑張っていければと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今回の土地改良事業分担金を含めて、やはり一番大事なことは町民に対する説明責任ですね、公平性であるとか平等性、公正性、そういった観点に基づいて、不平等感があってはならないわけですよね。そこをしっかりとリーダーの方は深い理解をしていただいて、しっかりとこの土地改良事業分担金のこういう事例を参考にしながら、ほかの公の債権あるいは強制徴収権がない公債権、私債権含めてしっかりと対処していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げて質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、与論町土地改良事業分担金等徴収条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、与論町土地改良事業分担金等徴収条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第11号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第14、議案第11号「与論町子ども・子育て会議条例の

一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第11号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、子ども・子育て支援法の一部改正により、市町村における合議制の機関について定める条が改められたことによるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第12号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第15、議案第12号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第12号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、出産育児一時金の支給について、支給額を48万8000円へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ちょっときつい質問かなと思いますが、出産というのは法律上でどう位置付けされていますか、副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 一般の病気、ケガとは全く別物というふうに解釈をしています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 苦しい答弁ですが、これも以前南町長の時にも質問したことがあるのですが、出産というのは一体医療行為なのか、生産行為なのか。はっきりした法律上の位置付けがないと僕は思っているのですよね。また、それがありません。それは別として、きちんと法律上に位置付けされていないものだから、出産一時金という名前で、こういう国民健康保険料の中で捻出して、苦肉の策でこういう形でやっているわけですよね。本来なら出産というのは別の形で法律もつくって、きちんと法律で保護して応援してあげるべきではないかなと思いますが、これは国会の仕事ですので、これはさておいて、この出産一時金は48万8000円ということで、ほとんど助産婦の方に、産科医の方に流れると話を聞いているのですが、与論町の出産に対する平均費用はどのくらいかかっているかどうか、担当課の方は把握していますでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） すみません、こちらの方は一時金のお話は聞いているのですが、実際に病院でいくら払っているというのは保健センターの方では把握しているのですが、こちらの方で今手元に書類が届いていません、すみません。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第13号 与論町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第16、議案第13号「与論町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第13号、与論町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、平成30年4月1日より国民健康保険事業の運営主体が市町村から県へ移管されたことに伴い、与論町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、与論町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、与論町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第14号 令和4年度与論町一般会計補正予算（第9号）

○議長（高田豊繁君） 日程第17、議案第14号「令和4年度与論町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第14号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、町税1623万8000円、地方交付税5548万2000円、町債4160万円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、諸支出金1億2578万2000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ4600万8000円を追加し、一般会計予算総額58億5373万8000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 教育委員会の局長に質問します。2点なのですが、まず1点目から38ページ、ここにふるさと留学振興費ということで今153万4000円の減額補正があるのですが、この事業内容の説明と減額になった理由、そして今後の方針というのは、我が与論高校の就学生の数が少なくなっている、こういう現実見ながら思うときに、この取り組みはどうしているか非常に心配されるものでお伺いするのですが、教育長の方から何か説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。後で減額補正についてはまた申し上げますので、方針、流れとして今ふるさと留学制度については、2人が中学校そして高校の方にいます。今年は1人孫留学ということで、高校1年の方に受験をいたしました。基本方針としては住宅がないので、基本的に毎年どこかに1人だけはつなぎながら、ふるさと留学生があることを子供たちにも認識させ、町民も認識しながら維持したいということです。住宅の確保については、今後高校のアダン住宅というところが2棟与論町に払い下げられる、譲渡される、返されるというのですか、土地は与論町ですので、そこを今後2棟分を建設する方向で今県からの返事待ちをしているところです。それによって、2年後ぐらいからは2棟の供給ができる、2世帯を導入できる。それとあわせてサンセット江ヶ島ですね、その1棟はふるさと留学制度としてありますので、3棟は今のところ確保されているということで、これを維持しながら、将来の寮建設に向けて学校魅力化を継続していくという方針でいます。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 減額については、当初予定していた人数よりも減っているということで、減額になっています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 教育長、この住宅不足の件に関しては、非常に重要な案件だと思っておりますよ。と申しますのは、教育長も御存じのように島根県の海士町、このふるさと留学に対して非常に力を入れているのですよ。大体与論島も同じようなものです、外海離島なのですね、与論島より不便でしょうね、恐らく。そういうところがあれだけのふるさとの留学生を受け入れてやっているのです。そのためには、この住宅不足を今教育長が言われましたが、これは何としても解消しなくてははいけません。というのは、今教育長が触れましたが、教員住宅がいっぱい空いているところがあるのですよ。あれを今幽霊屋敷みたいな感じで放置しているのですが、あれ

は県と相談して、そういう例えば学生の寮みたいにする方法とか、それは別に1つに集中しなくてもいいわけだから、管理者を1人決めればいいわけだから、そういう学生の寮みたいな考えにもっていかとか、県と相談してやるとか、いろいろと方法はあると思うのです、やるべきことはたくさんある。あるのにかかわらず、補正で減額しているということは、非常にもったいない。ましてや県費ですからね、これはできるだけ有効に活用して、使わなければ損ということではなくて、有効に活用してもう少し力を入れれば、ちょっとしたアイデアを、ちょっとした想像を加えればできるのではないかという気持ちをずっと私は持っていたのです。だからひとつ全力を挙げて、令和5年度は町長の施政方針の中にもありましたが、そうやってやっていくべきであると思いますので、是非考えていただきたいと思います。

それから最後もう1点、学校給食センターの建設についてのことです。これは44ページですね、これが全額減額になって補正を組まれているわけなのですが、私はこれに関しても、本当に町長の施政方針の中にもあったのですが、令和5年度は非常に力を入れて、設計・施工はやるんだと、そして確実に絶対にやるんだという意気込みを施政方針の中にかがえたのですが、本当に心配なのです。県の方とどれだけの打ち合わせができているのか、また工法としてその給食センターをつくることにおいてどのような方法で、1つの方法だけではなくて、あらゆる角度から今方法はあるのだから、そういうのを検討しておられるのかどうか。そこをちょっと聞かせてください。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

野口議員のおっしゃるとおり、ちょっと心配される点だとは思いますが、またこちらの事務的な流れの方も遅れていまして、大変申しわけないとも思っています。せんだって、1月26日に新学校給食センター基本構想検討委員会というものを立ち上げまして、第1回の会議を開いています。その中で各部門において、専門的な関係の委員をお願いいたしまして、今後その中で議員がおっしゃる、例えば多分民間を活用した方法とかいろいろな施設の内容の規模とか、そういうものを確定、構想をしまいたいというふうに考えています。その構想が決定しましたら、また議員の皆様にもお知らせをしまして、その内容を確認いただいてから正式な業務の委託、設計、基本計画、基本設計の方に取り組んでまいりたいと思っています。もちろん民間資金を活用したPPPについても、財務の担当と専門的な話をしながら、また視察にも行ったということでお聞きしていますので、その辺もお互いに意見を出し合いながら、検討して進めていきたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 是非、議会の方にも報告して、間違いなくできるように、これはしなければならぬ事業ですのでね、私が申し上げなくても、もうすでに教育長も局長もわかっておられると思います。一番かかるのは建物をつくるのは簡単だと思えば簡単です、あまり金は要りません。ただ問題は、中に入る施設設備、これにお金がかかるのですよ、今は。今はこれだけ物価が高騰してきたときには、果たして与論町の先ほど局長の方から話がありましたが、PFIとかも考えながら進めているんだということを言われましたが、そういうことを考えたときに、やはりその中にある備品に食われるもので、是非ひとつそこら辺を頭の中に入れて検討をしなければ、このPFIもできないと思いますので、とにかく与論町の厳しい財政の中でつくるわけだから、町の財政をあまり持ち出さなくてもできるように、そういうことでひとつやっていただきたいということを強く要請しておきたいと思います。是非ひとつ、今回はまた補正で落とさないように、令和5年度はね、間違いなくできるように期待をして質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 39ページの項2小学校費の節10需用費、修繕料、維持補修費で46万7000円があります。この説明と次の40ページの同じ項3中学校費の修繕料、維持補修費とその下、自庁資産形成について説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時08分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 大変長らくお待たせをいたしました。小学校管理費については、トイレの補修とか学校の関係になっています。中学校については、これもトイレの関係ですけどトイレの換気扇の修繕、与論中学校のプールの外構の修繕の不足が生じまして、その分の予算で組んでいます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 答弁があったのですが、トイレが古くなっているみたいな感じもありますが、小学校も中学校もそうなのですが結構老朽化が進んでいて、コンクリートが剥がれたりしているのではないかなと思っています。中学校の体育館の横は3階建ての校舎です。あれも崩れたりしたら本当に命に関わることがありますので、ああいったところもできればちゃんとチェックして、そういう崩れとか危険が

ないようにしていただきたいと思いますが、よろしいですか。そういうチェックの方をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） わかりました。一応学校の方からも随時上がったってきていますので、また予算の方も見ながら随時修繕してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それではよろしくをお願いします。本当に今いろいろなほかの議員からも出まして住宅問題もなっていますが、那間小学校がどうなるのかという心配がありましたが、先ほど町長の施政方針演説の中で、那間小学校の新校舎建設に向けた基本構想をやるということも言っておられましたので、住宅も大事ですが学校の方も大事に考えてほしいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） すみません、先ほどの訂正をしてよろしいですか。小学校の先ほどの修繕については、与論小学校の体育館の舞台幕のレールの修繕、あと与論小学校の消火管の修繕一式になっています。先ほどの中学校につきましては、1階の男子トイレの車いすの利用ができるように、小便器を1個撤去しまして広くして、シャワーを設置する修繕となっています。それが今中学校の部分の64万円になっておりまして、その前の55万円についてはトイレの換気扇取り替え等、あとプールの外構の修繕になっています。すみません、訂正いたします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 28ページの新型コロナウイルスワクチン接種の令和3年度の精算返納金が591万6000円となっていますが、この返納金について詳しく説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） すみません、今手元に資料がないので後日提示させていただきます。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今現在、そのワクチンを接種している方々もいらっしゃると思うのですが、大体何人ぐらいの方々に接種されたかわかりますか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） それについても今手元に持ってきてはございません、申しわけございません。後日提出させていただきます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 1点だけ教えてください。歳入の方の13ページの中ほどですが、農林水産業費使用料、堆肥センターの使用料が見込みよりも100万円減額になったということですが、この説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） お答えいたします。

当初堆肥センターの使用量としまして、7,000トンの見込みをしていましたが、自家用堆肥とかそういったものが、肥料高騰に伴い6,000トンということで実績がないということで100万円の減額によるものです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ということは、要するに堆肥センターで準備した堆肥が売れなかったということではなくて、供給が少なかった、足りなかったからということですか。その原因を教えてください。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） 売れなかったということではなくて、堆肥のその持ち込み量が減ったということです。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第15号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（高田豊繁君） 日程第18、議案第15号「令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第15号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国民健康保険税835万1000円、諸収入延滞金・加算金及び過料10万8000円を追加し、県支出金県補助金1732万1000円、繰入金一般会計繰入金67万2000円を減額しています。

歳出の補正としまして、総務費総務管理費104万1000円、総務費徴税費208万円、総務費運営協議会費13万円、保健事業費保健事業費413万円、保健事業費特定健康診査等事業費150万円、諸支出金償還金及び還付加算金65万3000円を減額しています。

歳入歳出にそれぞれ953万4000円を追加し、国民健康保険特別会計予算総額7億6474万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 国民健康保険税の滞納状況はどういう状況になっているか伺いたいと思います。良くなっているのか悪くなっているのか、どういう状況でしょうか

○議長（高田豊繁君） 久野税務課長。

○税務課長（久野泰司君） 今、年度途中でございまして、今また手持ちにはないものですから、今のところはわからない状態です。また後でお示ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第16号 令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高田豊繁君） 日程第19、議案第16号「令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第16号、令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫負担金1073万6000円、国庫補助金515万1000円、支払基金交付金1568万2000円、県負担金555万1000円をそれぞれ減額計上しています。

歳出の補正としまして、介護予防サービス等諸費40万1000円を追加し、総務管理費4万4000円、介護サービス等諸費2844万4000円、地域支援事業費一般介護予防事業費170万円、包括的支援事業・任意事業費97万6000円、基金積立金635万7000円をそれぞれ減額計上しています。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3712万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1408万円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第17号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（高田豊繁君） 日程第20、議案第17号「令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第17号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出をそれぞれ29万2000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7112万3000円としています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この集落排水から出る汚泥は、年間何トンぐらい出ているかということと、どういう形で処理しているかについて簡単に説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今、手元にはいくら出ているかという数字はございませんが、今年度までは処理方法といたしまして、集配の施設で脱水処理をいたしまして、堆肥センターに持ち込んで、堆肥センターのできた肥料とあわせて混ぜて処理をしておりました。次年度からは新しくできたし尿処理施設に搬出する予定となっています。数量についてはまた後でお示ししたいと思います。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 日程第21から日程第27までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめさせていただきます。

-----○-----

日程第21 議案第18号 令和5年度与論町一般会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第21、議案第18号「令和5年度与論町一般会計予算」

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第18号、令和5年度与論町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和5年度一般会計当初予算の総額は48億7980万2000円となり、対前年度比1%の増額となっています。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より1622万2000円増額の3億3302万4000円、地方交付税は1億7083万6000円増額の23億4404万4000円で計上しています。

町債の総額は5億6940万円となっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から2億4425万6000円を繰り入れています。

次に歳出の主なものとしまして、総務費で企画費5397万2000円、民生費で障害者福祉費2億3236万円、子ども・子育て支援事業費2億562万5000円、衛生費で塵芥処理費1億9999万4000円、農林水産業費で畜産振興費1684万8000円、農村環境整備事業費4343万1000円、商工費で商工観光振興費6026万3000円、星空ツーリズム推進事業費1000万円、土木費で町単独改良事業費1億750万円、地方道路交付金事業費7701万2000円、消防費で常備消防費1億903万円、教育費でICT環境整備費1569万8000円、海洋教育推進事業費963万円、公債費で6億5913万9000円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第22 議案第19号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第22、議案第19号「令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第19号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比2.90%増の6億9389万4000円となっています。

歳入につきましては、国民健康保険税1億3872万5000円、県支出金4億9393万3000円、繰入金6093万6000円などとなっています。

歳出につきましては、保険給付費4億5467万9000円、国民健康保険事業費納付金2億939万1000円、保健事業費1755万9000円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第23 議案第20号 令和5年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第23、議案第20号「令和5年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第20号、令和5年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比2.51%減の6億7748万4000円となっています。

歳入につきましては、保険料1億4379万4000円、国庫支出金1億8588万3000円、支払基金交付金1億7756万3000円、県支出金1億847万5000円、繰入金6173万円などとなっています。

歳出につきましては、総務費473万2000円、保険給付費6億4740万8000円、地域支援事業費2339万円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第24 議案第21号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第24、議案第21号「令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第21号、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比約1.07%減の7947万3000円となっています。

歳入としましては、後期高齢者医療保険料4769万円、使用料及び手数料3万1000円、繰入金3154万円、諸収入21万1000円などとなっています。

歳出としましては、総務費81万5000円、後期高齢者医療広域連合納付金7784万3000円、保険事業費51万2000円、諸支出金20万3000円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第25 議案第22号 令和5年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第25、議案第22号「令和5年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第22号、令和5年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約0.7%減の25万1000円となっています。

歳入としましては、使用料及び手数料2万1000円、繰入金23万円となっています。

歳出としましては、総務費 25 万 1000 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 26 議案第 23 号 令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第 26、議案第 23 号「令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 23 号、令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比 61.55% の増で、歳入歳出が 1 億 2374 万 7000 円となっています。歳入の主なものは繰入金 7793 万 3000 円、国庫補助金 2100 万円、使用料 1063 万 7000 円、町債 800 万円、県補助金 593 万 2000 円、歳出の主なものは、予備費 5010 万円、総務管理費 3715 万 4000 円、事業費 3510 万円、公債費 139 万 3000 円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 1 点だけお伺いします。集落排水事業は御案内のとおり、令和 6 年度から公営企業法が適用される完全独立採算の会計になるのですが、この予算書を見ますと予備費が前年度と比べて一気に増やしているのですが、その意図はその辺にあるかと思っているのですが、その説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今御指摘いただいたとおりのことです。令和 6 年度から公営企業会計に移行するに当たり、運転資金としまして 5000 万円の繰り入れをお願いしたところではあります。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 27 議案第 24 号 令和 5 年度与論町水道事業会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第 27、議案第 24 号「令和 5 年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 24 号、令和 5 年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数 2,851 件、年間給水量 55 万 1832 トン、1 日平均給水量 1,512 トン、建設改良事業費 1 億 587 万 3000 円となっています。

収益的収入で営業収益 1 億 6174 万 4000 円、営業外収益 586 万 4000 円、収益的支出で営業費用 1 億 5994 万 3000 円、営業外費用 754 万 6000 円を計上しています。

資本的収入で工事負担金 44 万円、補償金 1000 円、資本的支出で建設改良費 1 億 587 万 3000 円、企業債償還金 1373 万 6000 円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 28 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第 28、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第 21 号から議案第 27 号については、議長を除く 9 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号から議案第 27 号については、議長を除く 9 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定し

ました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 4 5 分

再開 午後 2 時 4 5 分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に林隆壽君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

日程第 2 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度与論町一般会計補正予算（第 8 号））

○議長（高田豊繁君） 日程第 2 9、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度与論町一般会計補正予算（第 8 号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第 1 号、専決処分の承認を求めること（令和 4 年度与論町一般会計補正予算（第 8 号））について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応に係る事業経費を令和 4 年度与論町一般会計補正予算第 8 号として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症対策基金 4 0 0 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 1 8 0 万円を追加しています。

次に歳出としまして、総務緊急経済対策事業費 7 2 0 万円、保健センター管理費 5 0 0 万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 6 2 9 万 5 0 0 0 円を追加し、一般会計予算総額 5 8 億 7 7 3 万円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 8 ページの1 商工費の1 5 番プレミアム商品券支援事業の節1 8 負担金、補助及び交付金ですね、県単独補助金、プレミアム商品券支援事業が1 1 7 0 万円減額になっていますが、現在コロナも落ち着いて観光も戻りつつあるのですが、この物価高、燃料高の中、まだこういう支援は続けていってほしいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 麓商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（麓 誘市郎君） お答えいたします。

このプレミアム商品券につきましては、鹿児島県の補助金と地方創生臨時交付金をあわせて実施をいたしています。今回、鹿児島県の補助金にあわせまして実施をしたということで、取りあえず今年度につきましては今回限りということ。この減額につきましては、一応1 人1 冊ということで、1 万円で2 万円分の商品券が購入できるということで、それを1 セットで5, 2 0 0 人分を用意いたしています。その中で販売できた分の残り分を今回減額したということになっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、これに代わるまた新しい支援事業というのは考えてはいないのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 麓商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（麓 誘市郎君） 今のところ、商工観光課の方では考えておりませんが、そういった予算とか事業が取れるということであれば、また検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。先ほども述べたように、まだまだ苦しい生活の状況が続きますので、ちょっとでも町民が生活しやすい島づくりのために、是非ともできることならば、また支援事業も続けてほしいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 1 点だけ確認させてください。9 ページの中学校費の総務管理費、工事請負の国庫補助工事費、障害児等対策施設整備工事5 5 3 万2 0 0 0 円補正になったわけなのですが、専決されたわけですよね。そうしますと、当初からの予算もありましたので、合計すると2 3 0 0 万円余りですかね、そうしながら、また先ほど可決された9 号補正で繰越明許になっているわけですよね、1 5 0 0 万円。そのあたりの経緯、なぜ繰越明許になったのか。そのあたりの説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

繰越明許になった経緯につきましては、今回工事を発注とか入札を行ったのですが、入札に応じる業者がなくて工事ができない状況となりまして、繰り越すことになっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この数年、コロナの影響もあり、また先ほどの住宅不足とかが影響があるのかどうかわかりませんが、人手不足とかそういう建築界をめぐるさまざまな問題が今顕在化してきて繰越事業も増えていますよね、この数年、特にコロナの影響が大きいかと思うのですが、そうすると、私が懸念するのはこの繰越事業が大分増えてきて、今この中学校の障害児の工事だけではないのですが、こうやって、要するに予算というのは単年度主義なのですよね。単年度主義なのですが、これは例外的に繰越明許、制度的には認められるわけなのですが、こうやって次々翌年に繰り越ししていくと、その次の年度は非常に厳しくなるわけですよね。現年度分の仕事と、ほかにまたこういった大型いろいろな事業をあわせてやっていかなくてはいけない。職員が足りているところはそれでいいかもしれませんが、職員の足りない事業課あたりでは、かなり苦しくなってくると思うのですよね、ずっと前からの繰り越しが続いてきますので。そして、一旦明許繰越をしますと、さらにそれをその翌年度にまた繰り越しになると、いわゆる事故繰越しという手法しかなくなってきて、例外中の例外という措置になってくるわけですよ。非常に厳しく苦しくなってきますので、このあたりそういった繰越事業はできるだけ抑えていくような方向で、是非抜本的に対策をしていただきたいなというのが、この数年の私の印象です。そのあたりしっかりと、これをコントロールしていけるのは当然トップのリーダーシップになりますので、特に副町長、総務企画課長あたりがコントロールしながら、しっかりと事業の精査をしながら、入札が遅くなればなるほど、またこれもまた繰越明許の可能性が高くなってきますので、できるだけ早い時期に入札を行う方向にいかなくてはいけないのですが、そのあたりしっかりと目配り、気配り、金配りをやっていただきながら対応していただきたいと思いますが、そのあたり副町長、考え方をしっかり整理してお答えいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今の沖野議員から御指摘があったのは、重々承知をいたしています。この繰り越しの中にはすでに工事で発注をしている分、あるいはまた契約も進んでいる部分がたくさんございますが、コロナの影響で部品が届かなくて工事が完成していないという関係で、繰り越しをしているとかいうのもありますので、

その辺担当の方としっかりと確認をしながら進めてまいりたいというふうに思います。極力次年度への繰り越しをしないように、単年度で処理をするのが原則ですので、もちろんその方向で進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○9番（沖野一雄君） 頑張ってください、以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 7ページ、保健センター管理費の中に、公用車として感染症搬送車両が500万円計上されています。これはどのような機能を備えた車両を購入されたのか、車についての説明を若干お願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） お答えいたします。

マツダが唯一、新型コロナウイルス感染症軽症患者等向け搬送車両というのをつくっていきまして、その車両を購入予定になっています。これだと運転席と患者様を運ぶ席がきちんと、今まで私どもが買ったのは臨時的にバリアをつくっただけなのですが、この車両になりますと、このマツダ車が新型コロナウイルス感染症対象者向けの車両というのを唯一ついている会社なのですが、そこの車両を購入予定で計画しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度与論町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度与

論町一般会計補正予算（第8号）については、承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 3月7日、町長から提出された議案第6号、与論町墓地条例について、本日付けをもって撤回したい旨の申出があります。

この際、議案第6号与論町墓地条例の撤回の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

よってこの際、議案第6号与論町墓地条例の撤回を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第30 議案第6号与論町墓地条例の撤回について

○議長（高田豊繁君） 日程第30、議案第6号与論町墓地条例の撤回についてを議題とします。

町長から、追加議案の議案第6号与論町墓地条例の撤回についての理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案の撤回につきましては、先ほどの会議でもありましたように、与論町の墓地条例をしっかりと定めるためには、今後まだ検討が必要であるということで皆さん方の御了解をいただいて、再度検討をして提案をしたいと思い、今回は撤回したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高田豊繁君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています、議案第6号与論町墓地条例の撤回の件は、許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号与論町墓地条例の撤回の件は、許可することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月13日、本会議一般質問です。午前9時までに御参集をお願いしたいと思います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時00分

令和5年第1回与論町議会定例会

第 2 日

令和5年3月13日

令和5年第1回与論町議会定例会会議録
令和5年3月13日（月曜日）午前9時00分開議

1 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 山 下 秀 光 君	耕 地 課 長 竹 村 栄 作 君
商工観光課長補佐 麓 誘 市 郎 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君	茶花こども園長 富 千 加 代 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開議 午前9時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 改めましておはようございます。

一般質問の前に、本日からマスクの規制が個人判断ということになっています。そうすることによって、我が与論町もコロナ禍前のにぎわいが一日も早く返ってくることを願うばかりです。それに加えて、東日本大震災から12年という月日が経っています。今一度災害、防災、減災について考えるときではないかなと思っています。

それでは、通告書に伴いまして、一般質問をさせていただきます。

1 DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用や取り組みについて

(1) デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら活性化し持続可能な社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を国は推進しているが与論町は今後どのようにDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用し地域や暮らしに取り組む考えがあるのか伺います。

(2) 教育現場でも情報活用能力対策のDX教育や情報社会に対応するためにネットリテラシー教育が必要だと考えるがどのように学習させ指導し課題解決や目的達成に利用させようと考えているのか伺います。

2 マイナンバーカードの利用・登録・促進について

(1) マイナンバーカードがさまざまな場所で使用できるようになっている。今後マイナンバーカードの登録やマイナンバーカードを使用した地域サービスを充実させる考えはないのか伺います。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。南議員からありましたように、本当に東日本大震災が起こってから12年が経過したということで、大変早いなというふうに思うのですが、被災された、また今現在行方不明の方もいらっしゃるということで、御冥福をお祈りしたいというふうに思っております。

それでは、南議員の御質問にお答えしたいと思います。

デジタルトランスフォーメーションの活用や取り組みについてです。

まず最初に、デジタル田園都市国家構想は、人口減少、少子高齢化、地域産業の空洞化等過疎化が進む地方が抱えるさまざまな課題に対して、デジタル技術を活用して地方活性化を図る目的としています。

本町においても、少子高齢化や人口減少などあらゆる分野で人材不足を抱えており、これらを解消するためにICTを活用したスマート農業や観光、福祉等の分野でのDX化を推進し、業務の効率化や生産性の向上を図るとともに、ワーケーションツアーの実施など環境整備を進めていく必要があります。

昨年11月に、内閣府クールジャパン地域プロデューサーを務める陳内氏と、大阪教育大学客員教授小出氏を与論町DXフェローとして委嘱しており、専門的立場から支援、助言を行い本町のDX推進をサポートしていただいています。

また、デジタル田園都市国家構想の基盤となるのが、デジタル社会のパスポートと言われるマイナンバーカードです。

マイナンバーカードの一層の普及・浸透を図り、町民のニーズに応じた行政サービスを享受できるよう仕組みを構築してまいりたいと存じます。

続きまして、マイナンバーカードの利用・登録・促進についてです。

マイナンバーカードは、表面に顔写真や氏名、住所、生年月日、性別等が、裏面に12ケタのマイナンバーが記載されており、対面でもオンラインでも、安心・確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールです。

現在、健康保険証としての利用や自己の薬剤情報や特定健診情報等の閲覧、公金受取口座の登録、新型コロナワクチンの接種証明書の取得など、その利活用場面は拡大しており、政府は全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指して、その普及に取り組んでいます。

本町におきましても、マイナンバーカードの普及を図るために、去る2月15日から3日間、マイナンバーカードサポートカーの御協力をいただき、出張申請サポートを行い、395件のマイナンバーカードの申請を受け付けたところです。現在、約72%の町民がマイナンバーカードを申請している状況です。

また、マイナンバーカードを使用した地域サービスの充実につきましては、各種証明書のコンビニ交付や窓口申請の支援システムの導入、各行政手続きのオンライン化や公共施設のオンライン予約など、他地域のモデルケースなども参考にしながら、本町への導入を検討してまいります。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それではお答えいたします。

現在、1人1台端末として配布したタブレット端末を児童生徒が活用し、調べ学

習等において、情報収集の幅が広がっています。

御指摘のとおり、情報化社会において、インターネットリテラシー教育は必要不可欠なものと認識しています。

インターネット上には、正確な情報と誤った情報が混在しており、どの情報が正しい情報であるかを判断する力は児童生徒だけでなく、我々大人にとっても大変重要なものとなっています。

教育としては、ウイルスに感染した場合のリスクやどのような方法で感染するかの例を挙げるなどして、ウイルスに感染することへの怖さについても伝えるほか、情報セキュリティの重要性についても伝える必要があると考えます。

また、SNSの普及により、見ず知らずの人とのつながりによる勧誘や、詐欺等のリスクについても学ぶ必要があります。そして何より、SNSによる誹謗中傷により人を傷つけるようなことは決してあってはならないものと考えます。学校において「情報モラルかるた」等を活用した子供たちへの情報モラル教育も進めています。各教科等においても主体性や判断力の育成、道徳性を養うことにも充実させたいと考えます。

このこと以外にも情報化社会において生きていくために知らなければならないことがたくさんあります。伝える側の我々大人が児童生徒に正確に教えることができるよう、学んでいくことが必要だと考えており、機会を捉えて研修の充実を図ってまいります。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、中身の方についていろいろ質問させていただきます。

おわかりと思いますがデジタルトランスフォーメーション、簡単に言えば何か全部デジタル化するのではないかと、私もそのように考えておりましたが、いろいろと調べてみますと、DXというのは、何でもかんでもデジタル化とかIT化することとはまず違うと、そういうことをまず理解していただきたいと思います。簡単に説明しますと、DXというのはAIとかIoT、インターネット等とかデジタル技術を用いて、現状をいい方向へもっていくと、変えていくというのがDXです。その中の1つの手法としてデジタル化というのがあります。デジタル化することによって生産性向上や業務の効率化、そういったものを目指すために用いるのがデジタル技術です。俗に言うIT化ですね。そういった情報を使ってデジタル化、IT化を進めていくことをDX、デジタルトランスフォーメーションということですので、そこら辺は理解していただきたいと思います。決してデジタルトランスフォーメーション＝デジタル化ではないと、そういうことだけは頭の隅に置いてほしいと思います。簡単に実例を説明しますと、昔は写真ですね、カメラで撮るときに

は私たちの年代というか、私がまだ小学生の頃は、フィルムを入れて巻いて写真を撮って、また巻いてというのが当たり前でした。ですが、もうデジタルカメラです。今は多分フィルムを使っているのはそんなにいないと思います。東京の一部で若者が「写ルンです」、フィルム用のカメラが流行っているというのも聞きますけど、ほとんどデジタルカメラで写真を撮られると思います。それと携帯電話のカメラ、スマホのカメラですね、そういったのを使うのも、これもまたデジタル化です。そういったライフスタイルの変化が、このDXという大まかな考え方になると思っています。この中で鹿児島県でも、来年度当初予算案にデジタル化に向けて1億1249万円、あとデジタル人材育成確保に向けて1050万円、デジタルトランスフォーメーションに向けて機運醸成に700万円を計上しているというふうに新聞にも載っております。しかしながら、何でもかんでも利便性、デジタル化するとやはりこの少子高齢化、特にお年寄りの方、私の近くにも82歳のおじいちゃんがありますが、もうほとんどデジタル、携帯電話の使い方もよくわかっておりません。そういう中で与論町においてもほぼ4割以上が65歳以上になるという現状において、こういった方々に特に高齢者、デジタル嫌いをしている方についてどうにかデジタルを理解していただく、利用していただくということが大事だと思っておりますが、そういった対策は何かお考えでしょうか、伺います。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

DX化、先ほど南議員さんのおっしゃるとおりでございます。今現在、私ども「書かない窓口」という意味で、それを取り組んでいるところですが、書かない窓口というのは、いろいろ行政そして企業が提供する書類の提出とか手続きについて、書類の提出を不要にするサービスのことをいうということですが、具体的にはオンライン手続きの普及によって書類の提出が不要になる、またより多くの方がオンラインで手続きを行うようになりまして、今現在の確定申告、非常にマイナンバーカードを使って簡単に申告できるというような、こういうサービスですが、これにつきましても、将来、町県民税の申告とか印鑑登録証明書などの各種証明書の交付についても、ウェブサイトやアプリを通じて、個人情報や必要な情報を入力するだけで手続きが完了するというものです。これを利用することによって、必要な書類を用意する手間とか郵送、来庁の手間を省くことができ、また体の不自由な方にとっても利便性が向上するというところで、まずはそういうマイナンバーカードの普及、浸透を図って、町民の皆さん方に享受できるような仕組みを今構築しているところです。できるだけお年寄りとかの方たちにも簡単にできるようなシステムづくりを、今現在考えながら構築して取り組んでまいりたいと思っています。以上で

す。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。町民に使いやすくするためには、まずやはり周りのネット環境の整備が大事ではないかと思っています。また、機器の導入ですね、やはり使いやすい機器を導入するべきではないかと思っています。一番使いやすい機器といえば、簡単にいえばスマホですよね。今はもう全部スマホでマイナンバーカードとか全部読み込んで申請できるようなシステムになっていると思いますが、そうなった場合、スマホとか簡単に使える機器、新しく買って自宅に設置するにはものすごくお金がかかります。ですけど、今携帯電話、スマホとかを皆さん持っていると思います。それを使った新しい町のシステムというのも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

確かにこれまで与論町としましても、13、4年前にインターネットの整備をデジタル社会になるということでもいち早く整備したところございまして、現在国の方でもそのDX化を推進しないと、2025年から2030年度の間に日本全体が取り組まないと、競争に負けたりとかいろいろな感じで、年間12兆円ほどの損失が見込まれるということで、国全体もこういうふうに推進していますので、今後は国のいろいろな事業や制度等を活用しながら、町民の皆さん方にできるだけタブレットとか、そういうふうな感じの機器を整備できるようなシステム等を考えて、推進してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 与論町も場所場所によっては携帯電話が繋がらないとか、ネットが繋がらないというところもありますが、やはりそういったものをちょっとでもなくして、使いやすい地域を増やしてほしいと思っています。

その中で、今与論町も週報とか、広報よろん、議会だよりが読めるアプリ「マチイロ」があると思いますが、これについてお聞きしたいと思いますが、この「マチイロ」のダウンロード数は今どれくらいあるのかお聞きします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） すみません、その統計とか情報についてはこちらでは把握してございませんので、後ほどまた調べてから報告したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。私も周りの人を見てみますと、週報を読んでいない。議会だより、広報よろんもあまり目を通さないという方が多いです。ですが

携帯にメールが来ますと、やはりそれを見る人が多いです。いろいろ高齢者の方に聞くと、携帯にメールとかいろいろなお知らせが来るとずっと光っています、ぴかぴかですね。やはりそれが邪魔になるらしくて、そういうのを息子とか携帯に詳しい人に、どうやって消すんだと聞いてきます。僕も何回か聞かれたことがあります。そうすると、やはり「マチイロ」とかネットを使うようになれば、やはり週報、広報よろん、議会だよりも、みんな見るのではないかなと思っています。ですので、この「マチイロ」を周知、告知して、できれば島民の方が使いやすいようにしていただきたいと思っています。

それで、世の中のDXの流れとか推進状況というのも説明したいと思います。一番使われるのが、今、町本総務企画課長からありましたように、ほとんど手続きがネットとかになっています。私もいろいろな買い物だとか申告をネットでやりますが、そういった場合に今まででしたら、わからないことがあればコールセンターに電話をして聞くと、そうしたら人と人の対応でできましたが、今はどの企業も大体質問を想定してAIが対応しています。やはり1件1件、一人一人に対応するのは大変です。そうするとある程度AIで質問事項を想定して質問をすると、そうすることによって、人手不足も解消になるのではないかという考えが多くなっています。それとあと一つは、デジタルを使うことによっていろいろなデータが集められます。性別、年齢、その人の趣味ですね、食べ物。今ネットで買い物をされている方はわかると思いますが、1つ何か買えば、次にネットで買い物をするときには、以前買ったものに付属したものが画面に出てきます、買いませんか。ネットの広告もそうです。自分で普通にホームページを見ていても、その横の方に広告として、以前自分が興味があって検索したもの、買ったものの付属したものが画面に出てきます。これも全部AIが処理しているようになっています。そういったデータを活用して、また今後の観光だとか少子高齢化対策にもっていけるのではないかなと思っています。それと、コロナ禍になり一番変わったのが、やはりリモートワークです。会合で人が集まれない、人と何もできない、コミュニケーションも取れないとなると、パソコンを使ってリモート、あのZoomとかが一番流行りました。これがもう本当に今定着しまして、あまり人と話さない、ネットで話せばいい、画面越しの付き合いしかないということになっています。そうすると、やはりコミュニケーションがなかなか取れないと思います。私が一番考えるのが、やはり学校とか教育現場においてもそういうことが普及し始めて定着しますと、コミュニケーションというのが取れなくなるのではないかと思っています。実際与論町では、そういったコミュニケーション不足、そういうことが起きていないのか教育長に伺います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） このリモートやそういうことについて、今コミュニケーション不足が起きているかどうかというのは、データの的には取っていませんのでわかりません。ただ、新型コロナの感染によって、やはり全体的に会話が少なくなった、マスクで思うように会話ができなかったというのは、感情的な表現の中で聞かれることが多いです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。

それでは次に与論町の観光について聞きたいと思います。与論町の観光もやはりいろいろなデータが必要だと思えます。ほかの島外のホテルに行きましても、全部個人のデータが入ったカードで、チェックインとかチェックアウトもします。そういった場合に、やはり今まで来た方のデータを集めて、観光に生かすということが大事だと思っています。その中で、宿泊業者とか飲食店、そういったものに関して、こういったデータを集めて共有して、与論町の観光に生かすことが必要だと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 麓商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（麓 誘市郎君） お答えいたします。

今南議員がおっしゃるように、観光分野、飲食店の分野でも、データの活用というのが非常に大事なというふうに思っています。観光戦略を立てる上でもやはり根拠となるデータに基づいて立ててくださいというのが、今観光庁の方でも言われていることでありまして、与論町でもそういった一環もありまして、今年度地方創生の臨時交付金を使いまして、DX化推進事業ということで宿泊施設のオンラインでのチェックインシステムの導入を進めています。これについては、観光庁がもとも開発をしたシステムで、下呂温泉とかそういった優良DMの方で活用されています。チェックインの効率化を図られるということはもちろんですし、データの活用もできます。さらにいいのは、これを地域全体としてそのデータを使えるということで、リアルタイムに今どういったお客様が来ているのかというのが見られるようになっておりまして、これは観光協会の方でも活用ができますので、その客層に応じていろいろなプロモーションとかを打っていけるということで、そういったシステムの導入を進めているというところです。これを今なかなか高齢化も進んでいる中で、うまく使いこなせるように地元のそういったIT関係の方もサポーターとしてつけまして、今年度、来年度で導入を進めてまいりたいなと思っています。これがうまくいけば、例えば飲食店とかほかの商工業者の方にもそういった形のシステムを導入していければなというふうに考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。今後、本当に今言われたように、飲食店だけではなくて、船とか飛行機の利用者のデータも活用していただきたいと思っています。そうすると、やはりこの人材育成という点になると思うのですが、やはりインターネット、SNS、ユーチューブですね、このデジタルが溢れている中に、そういった障害とか何か起きたときの対策とかを考えますと、デジタルやネットに詳しい人材育成が必要だと思っています。今後からの課題になると思うのですが、今後デジタル専用の課をつくれとは言いませんが、そういった専用の部署なりそういったデジタルに対する専用の人材育成が必要になると考えていますので、それについてはいかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

確かにデジタル化推進を進める上では、専門家の方たちの意見とかそういった技術が必要になってくると思います。そういう面では、去年、先ほど答弁にあったとおり、内閣府クールジャパン地域プロデューサーを務める陣内さん、そして大阪教育大学客員教授の小出さんと与論町のDXフェローということで、5年間ほど委嘱しています。この5年間の中でその方たちのいろいろな支援、サポートをしていただいて、いずれはまた専門家を招聘して進めていくということも今考えていますので、令和5年度から本格的にDXに向けて推進室というものの組織をつくりながら、これはまた各課で全員取り組まないといけないので、総務企画課だけがやるということではなくて、各課全員の協力がないとできませんので、それぞれ町長並びに副町長を最高責任者顧問として、各課全員に浸透して、町民の皆さんの享受できるような仕組みをつくってまいりたいというように今考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。デジタルというのは、本当にDXもそうですが、1つの課で全部できることではありません。与論町然り島民全員が使うこととなりますので、そこら辺はきっちりしていただきたいと思います。今ありました町長が最高顧問責任者になると思いますが、山町長にお伺いしたいと思います。山町長はデジタルというものに対してどうお考えなのか、一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私ですね、なかなか機械に疎いというふうなことで、今までなかなか手に出せなかったのですが、やはり高校生の孫とかが使いこなしているのを見て、マイナンバーカードも孫にしてもらったのですが、そういうふうなことを考えると、できるだけ使いたいなというところで今頑張っ

いるところですが、スマートフォンもなかなか使いこなせないなというようなことでやっていますが、年代なりにまたそれにあわせて、町の立場としても使えるように頑張っていきたいなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。私の父もガラケーですが、なかなか使い方がよくわかっておりません。そういった年代の人をスマホに移すと、さらにわからないのではないかなと思っています。中には、企業の批判になるのかと思いますが、お年寄り向けの使いやすいものが発売されていますが、それを使っている方の意見なのですが、やはり使いづらいと。そういう方もいらっしゃいます。ですので、本当に使いやすいというのは、使う人の身になって使う人の意見を聞いてつくるのが一番いいのではないかなと、本当にそう思っています。実際、こういう役場、行政だけではなくて、デジタルというのは漁業でいえば人工衛星を使って魚群探知機などを使ってそういったスマート水産業、またマリンAIという言葉が出てきています。農業においてもスマート農業を推進するようにしてドローンとか先日のイノベーンちゅでもありました自動散水機ですね、太陽光を利用して充電して時間が来れば水を撒くと、そういったスマート農業というのも今後活用していけば、さとうきびの労働者不足、また生産量も上がっていくと思っています。その中において、やはり業種を問わずスマート農業、スマート水産業、あとスマート行政ですね、そういったのを進めていけば本当に少子高齢者、人口減少による人手不足も解消できるのではないかなと思っています。

その中で、次は教育現場についてお聞きしたいと思います。教育現場でもデジタル教科書も徐々に導入が始まってきています。それで、新聞で調べたところ、日本は2022年デジタル競争力ランキングで世界ランク29位でした。これはスイスの国際経営開発研究所が発表したものですが、デジタル分野での知識、技術、将来への備えの観点から選んだ54項目で採点した結果です。日本は、人材の国際経験や企業の機敏性、ビックデータの分析などの項目が世界最下位となっています。ですが、一方日本の強みとして、高等教育の教師と生徒の比率とか無線ブロードバンドなど、そういった項目は世界水準にはあると載っておりました。それを考えますと、今小学生がプログラミングを習う時代になってきています。そのためには生徒は日頃からスマホとかを使って、多分先生たちよりは情報とか技術があるのではないかなと思っています。そのためには、教諭のそういったスキルアップも必要かなと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃるとおりだと思います。タブレットは入りまし

た。しかしそれを推進するまた教師がそれを扱えるようにならないと、より高いものにはならない。逆に子供の方がスマホで上をいっているという逆矛盾もありますので、今の質問に対しましては、やはり私たち大人である教職員の方の研修を幅広く充実させていくことが大事だと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） そういった機器の利用の方もしっかりしていただきたいと思います。それと最近、流行りだった闇バイトとか有害サイトへのそういった対応、実際、実例を見せて指導したほうがいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まさにまたそれもそのとおりでございまして、フィッシングとか詐欺についてもたくさんありますので、道徳の時間あるいは中学校では技術・家庭科の時間に情報教育がありますので、ずっとそれを継続してきています。これはただ1回やれば終わりではなくて、系統的に小学校から段階的にSNSの危うさ、危なさ、そういったものは実例を一つずつ挙げながら、その学年段階に応じた伝え方をしていかないと、会話そのものの1つも皆SNSで炎上という表現でやって、いじめにもつながる事例もありますので、そういったものをあらゆる方向から総合的に子供たちに伝える場面を段階的に工夫してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今本当にネットの中を見ますと、若い方々はネットニュースが正しいというふうに考えています。その中でフェイクニュースとかフェイク動画というのがものすごく溢れています。どれが正しいのか、どれが本物なのか、どれが偽物なのかと、そういったものを判断して間違っているものは間違っている、正しいものは正しいといった理解力を高める必要があるのではないかと考えています。始良市の西餅田にある帖佐中学校でおもしろい記事を見つけました。その中で学校の卒業アルバムをデジタル化しようと、3D卒業アルバムの制作に着手しているそうです。これはドローンとかレーザースキャナーを使って、校舎をまるごと測量して生徒の写真とか動画、あと運動しているとき、部活動のときの写真を全部デジタル化し、しかも動画を入れると、そうすることによってより鮮明に思い出が残ると、動く卒業アルバムというのを制作しているそうです。では、与論町でも今後授業以外にデジタルを活用して、こういった卒業アルバムだとか何か運動会の記事をつくるとか、そういった考えはないのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） そのことについては、私もすばらしいと思っています。た

だ、今卒業アルバムにどうするかというのは、今のような事例を参考にしながら、学校の方で何が子供たちにとって思い出に残るかという視点で討議をさせていくことがやはり大事だと思っています。与論中学校の場合は、かつてペーパーレスの時代もありました。全職員が全くパソコンだけでの職員会を行うということもやっておりました。また、文化祭を見に行かればわかりますが早くから動画を取り入れて、その動画と現場の動きをあわせて、写真とか昔のバックの映像を流しながら、今の時代の演劇を過去から戻ってきたように演じるとか、そういう努力をしていますので、そういったのを取り残していった、今南議員のおっしゃるアルバムにしていくとかいう方法は、方向がまとまれば今にでも与論町ならできるといふふうに思っていますが、そういうものがあるかどうかと、あるいは良いのかということはまだ学校と子供たちが十分検討して、より思い出に残るものをつくっていくというように検討をしてみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それと、先ほど教育長が言われたように、ペーパーレスが進んでいると思います。デジタル教科書の導入も進んできています。それを考えますと、やはりペーパーレスを進めるのかなと思っています。今後ペーパーレスは加速度的に進んでいくのではないかと思います。そういったときに紙のありがたみですね、本当に先ほどから言っているように、全部デジタル化するのは私もちょっと考えものだなと思っています。そういったときにやはりデジタル教科書、ペーパーレスについて、子供たちにデジタルもいい、確かに便利でやりやすいけど、紙の良さというのをも伝えていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） すばらしい御指摘だと思っています。まさに、今子供たちが学んだものを自分のものにするというのは、最後に書く、まとめる、自分でそういったことを最低限やっていくことが大事だということも論説に載っていますので、今おっしゃるように、動画で出すべきもの、映像で見ていくものと、それをまた自分のものにして再整理し直すということ、上手にかみ砕いて自分たちのものにしていかないと、すばらしいものが流れていくけど、後は残っていない。感動は残っているけど何も残っていないというのではいけない。そうなる経験値というものを正しく残していくため、そしてその人たちが生きるために、何をその情報から得たかというものの根底を大事にするという教育は、今後も問い続けながらまいりたいと思いますので、今の紙ということと映像ということと、デジタルの情報整理ということについては、今後さまざまな場面で教育の場でも大事にしてみたいと

思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それでは総務企画課長にもペーパーレスについてお伺いしたいと思います。やはりペーパーレスにしますと、データ化するということだと思いますが、それに対してセキュリティだったり、あと個人情報の漏洩の対策とかも考えなければいけないと思っていますが、それについていかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

まずやはり、これからデジタル社会に向けていろいろな恩恵を受けていかなければいけないと思っていますが、こういう議会の場でも皆様方に配付する資料につきましても、やはり大体6,000ページぐらいの印刷をかけてやるわけでございまして、ちょっとまたミスがあった場合は刷り直して提出しないといけないという、またロスもあります。こういった観点からしますと、皆様方には今後タブレットを利用した、それで瞬時に訂正もできるというふうな感じで、まずは各課長とか議会の皆様にタブレットを配って、それでこういった場合の議会についてはしていこうかと。セキュリティにつきましても、全てクラウド上に上げて、もしそのデータが紛失した場合には漏洩を防止するということですので、そういった面のセキュリティの考え方も検討していかなければいけないというふうに思っていますので、情報漏洩につきましても、一番重要ですので、そちらの方も重要項目としてセキュリティ対策を万全に進めながら、ペーパーレスの方も順次進めてまいりたいと思います。ただし、また全てペーパーレスというのも先ほどおっしゃっているように、紙のあり方も本当に大事だと思っておりますので、そこは一緒に考えながら検討して進めてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今ありましたように、タブレット導入は私も賛成です。できれば早急に進めていただきたいと思っております。それとやはり行政とか書類上もペーパーレスになれば簡単ですが、そこに立ちほだかるのが押印だと思います。はんこですね。この押印もデジタル化してもいいのではないかと思っていますが、副町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。現在、職員の募集につきましても、そういった専門の職員をここ3年ぐらい1人ずつ採用して、その方向で進めているのですが、なかなか全体として一気に進めていくというのが今難しい状況にあります。来年度あたり、先ほど総務企画課長から回答がありました、このタブレットで

の対応とかというのも一つ一つ進めていければ、もっともっと事務量の減少あるいは簡素化をする中で、空いた時間を別の業務の方にまた振り向けていけると、ゆとりも出てくるのではないかというふうに考えますので、積極的に導入を考えてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。やはりこのDX化で一番いいのは業務の簡素化ですね。働き方改革でいろいろと厳しくなっています。人手不足もそうです。本当に使えるところは使って、IT化するなりデジタル化するなりして、その業務を守るというのも大事だと思っています。そしてやはりストレス、そういういったものになるべくかからないようにして欲しいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。マイナンバーカードについて質問したいと思います。先ほど答弁にありましたように、与論町においては72%の町民がマイナンバーカードを申請しているということは、もう72%は多分マイナンバーカードを持っていると考えてもいいのではないかなと思っています。ちなみに全国民の今75%が、2023年3月2日現在なのですが、約9,000枚発行しています。マイナンバーカードは、行政の手続きとか窓口に行かずにパソコンやスマホでできるということが一番です。それと健康保険証とか証明書、本人確認書類として使えるようになってきています。以前は、どこかに申請しに行くときも、一番初めには顔写真付きの免許証か健康保険証と書いてありましたが、今はどこに行っても一番初めにやるのは、証明書の1つにまずマイナンバーカードと、そういうふうに記載されているところが多いです。それを考えますと、やはりマイナンバーカードは取得しないと今後生活がしづらいのではないかと思います。その中、先ほど答弁の中にありました、72%の町民がマイナンバーカードを申請しているとありますが、この72%の取得した方の年齢別のデータか何かあればお知らせください。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） これは2月末現在の数字ですが、72%の方が申請しているということです。実際に交付をしているという率は、この72%は申請率なので、交付はまたそれから1カ月ぐらい時間差があって、その方々にはマイナンバーカードが与論町に届いたときに、順次交付していくということになりますので、交付率としては少し率が下がってきている状況ですが、その中で、性別だとか年齢別、こういった割合で交付しているかということのデータは、現在持ち合わせておりません。しかしながら、感覚としては非常に高齢者の方も積極的に申請を行っているようなことですし、逆にまた若い人の方が、少し申請としては、まだい

いつでもできるという感覚があるので、その辺のところが少ないのかなとは思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 都会のところは、マイナンバーカードを持っていればコンビニに行っても児童手当とかで住民票の写し、あと各種証明書とか、中には確定申告もできるというふうになっています。今後、与論町でも例えば私が出張に行ったときに住民票を忘れた、印鑑証明書を忘れたとなったときにコンビニとかで取れるように、そういったシステムの構築は考えていないか伺います。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生生活課長。

○町民生生活課長（龍野勝志君） マイナンバーカードの活用方法として、コンビニ交付だとか各種証明書の交付、そういったことが先進事例としていろいろされているのですが、コンビニ交付につきましては、与論町にはキオスクと連携したコンビニがございませんので、今のところ与論町には設置することができません。島外のコンビニと提携をして、そこにある専用の端末に連携して与論町の印鑑登録証だとか住民票だとか、そういったことを登録することは可能となっています。ただ、与論町の方は実際そこでのメリットはあまりないのですが、島外に出張したときとか島外にいるときに、何かのときに印鑑証明書が必要だとか、住民票が必要だとかというときにはすぐに島外のコンビニに行って、その交付をもらえるというメリットがあります。またその与論町に本籍のある方が、いろいろなところの島外のコンビニで例えば戸籍謄本を取得するとか、そういったときにはコンビニから取れますので、そういった面では非常にメリットがあるのかなと思います。ただその導入費用としましては、今のところ初期経費だとか運営費だとかがまた数百万円単位でかかってくるということで、その辺は今後また補助事業とかそういったことが出てくる可能性もありますので、そういったのをまた注意しながら、全国的な流れになっていると思いますので、いつでもどこでも誰でもそういったDXの恩恵が得られるというような社会を目指していますので、その辺のところはまた検討してまいりたいなというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。やはりですね、本当に健康保険証として使えるようになって、ネットでも診療ができると、そういうときにはマイナンバーカードが必要となってきています。そうなりますと、やはり与論町でも病院に行けないと、動けないという方がスマホなりパソコンなりを使って、診療を受けるシステムの構築も必要だと思っています。その中では、やはりマイナンバーカードが必要になってくるのではないかと考えています。今、72%が申請をしていると

ありましたが、今後与論町としてはマイナンバーカードの取得に対して、申請率とか取得率を上げるために何か対策は考えていないのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 2月にマイナンバーカードサポートカーの御協力をいただいて、申請促進をしたのですが、そういった形でこのたび町民生活課の方でもタブレットを購入しまして、そこで写真を撮ってその場で申請のお手伝いができるようにしていこうということで、いろいろ今研究をしています。今後そういう人材等も含めて、そういう体制を整えて、写真がなかなか自分で撮れないとか、そういった方々については役場の方でブースとかを設けて、その場で写真を撮って差し上げて申請手続きをするということ、また出張サービスもこのマイナンバーカードサポートカーでしたのですが、またなかなか役場に足を運べないという方については、出張のサポートの機会も設けて促進を図ってまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。やはり、いかにマイナンバーカードが自分にとって必要か、追いつめられないことにはみんな多分申請してこないと思いますので、そこら辺も考えて、なるべくドタバタならないようにしていただきたいと思います。その中、先ほども言いました情報漏洩のリスクがあるのではないかと、セキュリティはどうなんだということを質問しましたが、私もマイナンバーカードをつくったのは5、6年前ですかね。まだ役場が移転する前に多目的で、仮設であったときに申請したのですが、それが終わってしまして5年で更新ですよと言われて本庁舎に来たのですが、マイナンバーカードは持っているのですが、来たらこのマイナンバーカードは使えませんかと言われてました。しかもデータが全部なくなっていました。再発行ですと言われて、では再発行しますと言って再発行しようとしたら、これは新規の申請になるのか、マイナポイントもらえるのかと言ったら、一言もらえませんかと言われてました。もういいかと思いつつやっただけですが、そういうことがあるとやはりカードのデータとか、たまに問題になる職員がUSBにデータを入れて持って帰ると、それを飲み屋に行って忘れると、無くしてしまうという事例も起きています。そういったこともきちんとセキュリティの1つとして、ちゃんと管理していただきたいと思います。

今回の一般質問では、いろいろデジタル化について質問させていただきました。そのデジタル化の1つに、このマイナンバーカードも入っています。今後マイナンバーカードも何か運転免許証に変わって、またマイナンバーカードをやろうという国がほぼ強制的な勢いがあるふうにやっています。そうするとやはり我々としても

不信感があります。どれだけマイナンバーカードとかデジタル化にすることによって、生活が豊かになるか、今後自分の人生が良くなるかとか、先ほどから言っている人口対策、少子化対策、高齢化対策に対して、どれだけ強みが出るのかというのをはっきりしないことには、なかなかこのマイナンバーカードというのは、若者にとっては利用とか取得しづらいのではないかと考えています。そうなりますと、やはり先ほど言いましたように、全部デジタル化するというのは、私としてもまた反対です。中には紙を残して、アナログとデジタルの両立をちゃんとして、それをやはり後世に伝えていくと、何でもかんでもデジタルがいいよという方には、是非とも今度は紙の良さ、アナログの良さですね、古き良き時代のすばらしさとまた教えていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。会議は10時5分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、沖野一雄君に発言を許します。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは初めに、本町の7人の名誉町民のうちのお一人、故龍野通雄町長が、かつて政治生命を懸けて整備実現をされた与論空港や港を巡る問題など、我が与論の町が現在抱えている重要かつ喫緊の政策課題について、一般質問をさせていただきます。

1 町長公約の中で、未達成課題への今後の取り組みについて

(1) 町長の重要公約の1つ、空港及び港湾の改善整備については現在、議会と行政の連携により明るい兆しはあるものの、具体的道筋は未だ見えていない。町民のコンセンサスを含む今後のロードマップの進め方など、どのようにリーダーシップを執って取り組んでいかれるのか、御所見を伺いたい。

(2) 公約の「人口減少対策」の柱として、I・Uターン者の雇用対策と住宅整備等による若者の定住支援を掲げておられたが、その進捗評価と残された任期中における公約達成の見通し等について伺いたい。

- (3) 公約の「産業の振興」の中で、①堆肥センター活用による産業振興、②養殖研究や加工、流通体制の改善による水産業振興の2つについて、それぞれの進捗評価と任期中の達成見通し等について伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

まず最初に、空港及び港湾の改善整備についてです。

本町における定期航路の欠航・抜港対策に係る港湾施設の機能強化については、これまでもたびたび議会の場において取り上げられ、欠航・抜港による社会的影響の増大とともに、町民の皆様の関心も高まりを見せており、問題の早急な解決に向けた取り組みが必要であると認識しています。

こうした課題の深刻化に対応するため、議会では港湾・空港整備促進特別委員会が設置されたほか、執行部においても港湾・空港対策室を設置しています。これらを中心として本町の空港・港湾施設の機能強化に係る要望を鹿児島県及び国土交通省、県選出国會議員等、関係先に対する要望活動を重ね、本町における物資及び人員輸送の不安定化がもたらす社会問題の深刻な現状とともに、離島環境下で最も重要な社会基盤となる港湾施設の機能を安定的に確保していくことの重要性について、各関係先の皆様に御認識をいただいたところです。

これらの要望を踏まえ、今後鹿児島県においては与論港茶花地区岸壁の改良整備等、既存施設において早急に改善すべき箇所の改良整備を実施するとともに、供利地区については欠航・抜港の要因となる気象や地勢等についての詳細な分析・検討を実施することとしており、検討の結果を踏まえて今後の具体的な改善整備に向けた方針の検討へと移っていくものと認識しています。

また、空港の施設機能強化につきましても、要望を踏まえ、本年度鹿児島県において空港滑走路端安全区域の整備を見据えた調査設計業務が県事業に盛り込まれており、今後空港施設の機能強化に向けた具体的な検討が進むものと認識しています。

本町といたしましては、離島環境下における住民生活の安全性や利便性の確保の観点から、欠航・抜港を巡る課題は全ての町民に関わる重要課題であるとの認識に立ち、課題の解決に向けてなお一層の努力を重ねてまいり所存です。

そのため、この島に暮らす町民全員の暮らしに直結するインフラ施設となる港湾・空港施設の機能強化に多くの町民の皆様の御協力を賜るべく、町民の代表である議会の皆様と緊密に連携し、引き続き問題の早急な改善に向け各種の取り組みを進めてまいりたいと考えています。

次に、人口減少対策についてです。

本町の将来の予測人口は、令和27年には3,516人まで減少すると推計されています。令和2年の国勢調査では、平成27年の人口5,186人から5,115人と人口減少が進んでいる一方で、世帯数は2,056戸から2,160戸と増加の傾向を示し、核家族化の進行及び高齢者世帯の増加が進んでいる状況にあります。

こうした中、I・Uターン者の移住、定住促進を図るため、これまで西区住宅、叶住宅建設に加え、辻宮、瀬良座住宅等の改修、朝戸住宅の用地取得などの整備を進めてまいりましたが、住居不足による各分野での人材不足の解消は未だ至っていないところです。

家守りプロジェクトの調査によると、今後10年間における新規住宅需要は、I・Uターン者のほか求人移住予定者向けの単身用住宅など、今後10年間において約670戸の需要があるとの報告を受けたところです。今後、需要・供給のバランスを考慮しながら、既存の公営住宅整備をはじめ、官民連携した空き家住宅の活用や民間資金を活用した住宅の整備など早急に進め、移住・定住の促進を図るとともに、就労の場の創出に努めてまいりたいと存じます。

次に、産業の振興です。

堆肥センター活用による産業振興については、主にさとうきび農家、畜産農家、園芸農家への堆肥供給のほか、県営土層改良事業を活用し、反収向上や化学肥料の低減に資する土づくりのため、多くの申込みを受け利用いただいています。また、令和4年度の鹿児島県堆肥コンクールにおいては、県内最多出品数の牛糞部門において本町の完熟堆肥が最優秀の評価を受けたこともあり、今後も堆肥生産性の品質向上を図りながら良質堆肥の供給に努めてまいります。

水産に関しては、これまで離島漁業再生支援事業を活用し、海ブドウやオゴノリの陸上試験養殖等を行ってきましたが、陸上養殖から海中への植え付け後に水温の変化や台風等の気象状況に大きく影響を受けることがわかり、定着しづらい要因となっています。また、新たな取り組みとして行っている新規養殖業のヒオウギガイについても、生育は良好なものの、出荷体制確立には養殖場所や養殖技術の研究が今後も必要な状況にあることから、本町の海域に適した品目の検討なども含め取り組んでまいります。

加工については、水産資源が減少する中で原料の安定的な確保が行えるかなど、これまで各種事業で導入されてきた機器を活用した加工品製造について漁協とも協議を行っており、島内外への供給へ向けての取り組みを行っている状況にあります。また、流通体制の改善については、令和3年度に地方創生臨時交付金事業を活用し、輸送用コンテナ15台を整備したことや、現在、老朽化の著しかった製氷施設の更新及び製氷生産能力向上のための工事を行っており、鮮度保持の向上と安定

出荷体制の整備が行われています。既存の輸送コスト支援事業等とも連動した安定的な水産物流通支援を今後行ってまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは、切り込んで質問させていただきます。

まず初めの港湾・空港の問題、課題についてですが、今御案内のとおり、台湾有事とか非常に災害対応とか、そういったことで情勢も刻々と厳しさといえますか変わってきています。要するに、台湾有事を中心に、今南西諸島における防衛対応として、空港や港の整備に新たに政府の方で特別枠予算を設けたいという形で、新聞発表が去年の11月頃に出ています。要するに有事の際の自衛隊機とか、護衛艦あるいは海上保安庁、そういったのが利用できるような活用できるように、南西諸島においては例えば飛行機の滑走路を延長したり、あるいは港の水深を深くしたり、そういった工事に特別に充てる予算を増やすという話です。ですから、今御案内のように、町長の答弁の中にもありましたが、我々は今議会と行政の方で連携を取りながら港の整備、空港の話も政府に、国に対して要望したりして、それなりの成果は出ています。非常にありがたいお話ですが、この際、さらに一步踏み込んでこういった、例えば災害対応あるいは有事に備えた受け皿としての地元の南西諸島でもちょうど与論は真ん中にありますので、そういった働き掛けといえますか、国に対して我々与論としても受け入れる用意はありますよということを私は働き掛ける必要があると思うのですよね。町長いかがですか、私が今申し上げていることはおわかりになれるかと思うのですが、簡潔にお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今おっしゃるように、有事に対する全島に避難とか、いろいろな物資の輸送とかという観点から、大変港の重要性が今問われているところですし、空港もそれなりに整備していかなければいけないということです。自衛隊の訓練等で見えるときにいろいろそういう話も出ているわけです。奄美群島成長戦略ビジョン2033の中で、与論島の項目の中に「欠航・抜港に伴う物資供給の停滞による生活への影響を軽減するための新岸壁の整備など、社会環境の改善に向けた社会基盤整備を実現する」というような項目を入れて出しました。今年2023年度に向けてそういうふうな取り組みもしていくというようなことです。なお、国交省からまたいろいろ九州整備局の方々が見えたりするわけですので、そういった自衛隊、国交省の方々にもそういうふうなことも含めながら、今後要望してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今おっしゃられたように、我々は通常のルートですと国交省だけという感じになりますが、やはりこの際、防衛省であるとか場合によっては海上保安庁であるとか、そういったところも横断的にいざというときに役に立つ与論の港ということで、国の方でも認識していただいて、そのような非常に多面的といえますか多目的といえますか、そういった活用ができるような港や空港に整備していきたいなと思うことです。後ほど、林敏治議員あたりからもかなり突っ込んだ質問をなされると思いますので、私はその防衛関係、そういったことは譲りたいと思います。

それで、私が今回の港湾・空港に関して申し上げたいことは1つだけです。ポイントです。最近、国の方から森山代議士がいらっしゃったときに、かなりいい感じで進んでいますが、その後、沖永良部土木事務所にお尋ねしたのですね、御挨拶に。そのときに所長ともちょっと相談したのですが、いかがですかね、県の方でその与論の空港とか港とかの青写真といいますか絵図ですよ、基本的なたたき台になるようなそのような絵図をつくっていただけませんかというような話を申し上げたら、いやいやそれは地元の方でつくっていただいた方がありがたいし、それをたたき台にして、我々もまたやっていきますよというようなニュアンスのお答えといえますか、それは公式なあれではないのですが、そういうふうなお話をいただきました。ああ、なるほどと思ってですね。私が申し上げたいことは、ということであれば、なるほど、やはり地元の方で、具体的には総務企画課あるいは建設課、そういったところがしっかり協力をして、やはり受け皿となる与論町の地元としての考え方、空港の延長のこともありますし、エプロン拡張はもちろんあります。それはもう県の方で予算化といいますか、ちゃんと調査設計段階に入ってきていますが、あえて全体の港との連携とか、もちろんアクセス道路、臨港道路ですね、そういった連携もありますので、空港は空港、港は港と独立してやってしまうと効率が悪いですので、両方視野に入れた青図といいますか、そういうたたき台となる絵ですね、そういったのをつくっていただいて、それは小中学生でもわかるような絵でいいと思いますよ、そういった絵をつくっていただいて、それを県に上げて、県の方でまた細かいところを修正していただいて、県が事業主体になりますのでね、そういったことを国に上げていくというようなルートが私は必要だと思うのです。そういう意味では青図を描いていただきたいということで、これもゆっくりやるのではなくて、急いでやっていただきたい。そこをちょっとお願いしたいのですが、そこをしっかりお答えいただければ、私はこの質問は次の質問に移りたいと思いますが、いかがでしょうか総務企画課長、よろしくどうぞ。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） ありがとうございます。確かに今後の先を見据えた事業につきましては、議員さんがおっしゃるとおりだと思います。先ほど町長の方からも答弁がありましたが、奄美群島成長戦略ビジョン2033の中にも、欠航・抜港に伴う物資供給の停滞による生活への影響を軽減するための新岸壁の整備など、社会環境の改善に向けた社会基盤整備の実現というところなどを盛り込ませていただいたところですので、それを踏まえまして鳥瞰図といたしまして、鳥が高いところから見下ろした風景というふうに表現してございますが、その鳥瞰図をつくりまして、いろいろな空港、港のまた港湾道路の整備、その近くのまたもしできるのであればヘリポートの整備とかコンテナ置き場の整備とか、そういったものを計画しながら議員の皆様と一緒に協力、検討を進めながら作成しまして、今後の推進に県や国の方に要望してまいりたいというふうに考えていますので、今年度の予算にもいろいろ事業を盛り込んでありますので、それを活用しながら作成してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非ですね、それはもう早急に取り組んでいただいて、そうしないと、それをもとに結局、例えば地元の具体的に立長周辺の方々とか、地元の方々あるいは少し解決策を見つけていかななくてはいけないダイビングの皆さんとか、あるいは地元の漁業関係者、そういった方々にも今から説明会を密接に開いていかななくてはいけませんので、そういった方々にも図で示しながら、行政側、議会も含めてですね、そういった姿勢を見せていかななくては、なかなか全町民のコンセンサスを得るといふ段階にかなり時間がかかってしまうと思うのですよね。そこをしっかりとお願いしたいと思います。今申し上げたように、全体のたたき台となるような絵図をまずつくっていただいて、それをまた県にも示す、国にも示していく。そして、それに伴って事業の見通しが具体的につき次第、町民との意見交換とか説明会にもっていくというようなステップに切り替えていかななくてはいけない、次のステップに進まなくてはいけませんので、そういうためにもまずたたき台をしっかりと、そんなに立派なものではなくていいと思うのですよね、それは地元と論町がつくるわけではないので、県があるいは国がリードをして先導していきますので、それに従って、しっかりと受け皿、地元地区としての準備を進めましょうと。そうしないとまた向こうも少し遠慮がちになったり、これについてはちょっと強引さが出て反対されるかなという意識もあるかと思いますが、しっかりとこちらの方は受け皿ができていますよと、受け取る準備ができていますよという姿勢を見せるべきだと思いますので、是非よろしくお願いたしたいと思います。町長、いかがでしょうか。今の総務企画課長のお答え、それから私が申し上げた今後の町民のコンセンサスを

得るための説明会の開催、そういったステップに進んでいただきたいと思います、町長のお覚悟のほどをお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。そういうふうに進んでいかなければならないと考えていますが、結局、私たちがいかに要望を望んでいるかということ、県にも国にも示していかなければならないと思います。そのための段階的な進め方を今後検討して図ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非、町長のリーダーシップを期待したいと思います。

それでは、2番目の人口減少対策としての雇用対策、あるいは人材不足等の一番の基本的な条件になります住宅整備、そういった定住支援策についてお尋ねをいたします。町長の御答弁の中にありましたように、全国でも今、あるいは与論町も例外なく人口減少、高齢化、核家族化、そういったのが進行してきています。予想以上のスピードになっています。そういったことで、早急に住宅問題を含めて解決を図っていかなければならないという状態になっていますので、是非、一生懸命取り組んでいただきたいという意味で切り込んでみたいと思います。与論町の人口は、第6次総合振興計画の中でも、目標値は令和13年度までの10年間の間でも5,000人を維持したいという目標値が掲げられていますし、毎年の定住人口の目標は25人というふうに、そういった設定がなされています。しかし残念ながら、現実には昨日の新聞だったですかね、先月1日現在の鹿児島県の推計人口が出ていました。先月の2月1日現在で与論町の推計人口4,969人、すでに5,000人を切っています。そういう意味で非常に憂慮すべき事態だと考えています。そこで、人手不足、雇用対策、そういったのを解決する1つの手法として、今総務企画課で中心となって頑張っておられるヨロンまちづくり協同組合、令和4年度途中で私が聞いた範囲では、7社が参画して、派遣人員人数が5人でスタートしたということで、その後いろいろ課題も見えてきているようですが、いかかでしょうか、私はやはりこれは与論町にはハローワークももちろんないし、沖永良部のようにシルバー人材センター、そういった人材を派遣したりするような組織もありませんし、そういったのがない現状で、町内でこの深刻な人手不足、人材不足を補う有効策の1つとして、このヨロンまちづくり協同組合が位置付けられているのですが、是非これを拡充する方向で、頑張ってくださいというふうに期待しているのは私だけではないと思います。それだけ期待度が高い政策ですので、是非拡充していただきたいと思うのですが、現状と今後の見通し、それから行政の支援のあり方ですね、そのあたりを副町長にお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。確かに人口減少への抜本的な対策というふうには、程遠いものがございます。しかし、現在の我が町における雇用の配分というのですか、そういったものについては1つの手立てが見えてきたのではないかとこのふうにも思います。ただ過去、昭和の末期から現在までの人口のこの減少の原因を、ずっと人口動態で比較をしてみますと、一番人口が減っているのが、やはり高校生までの人口約4割しか今人口がない。逆にまた子供を出産する年代、20代から30代後半までの人口を見てみますと、約4割ぐらいの人口しかいない。結局その年代が減って、子供たちの減少につながっているというのは、これはもう見えていますので、この青年・壮年期の皆さん方の働き場の確保こそが、人口対策の抜本的な対策になるのではないかとこのようにも考えますが、今のところ、産業面あるいは特に一次産業とかを見たときに畜産は勢いがありますが、ほかの一次産業については、なかなか勢いにつかないということもありますので、その辺を行政として今後どのような施策をしていくかというのは、専門家の意見もいただきながら協議をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ヨロンまちづくり協同組合の拡充の方策についてお伺いしたかったのですが、あまり的を射ていませんでしたので、総務企画課長に今後のヨロンまちづくり協同組合の今後の拡充方を、簡単に説明していただけませんか。これからどういうふうにやっていくのか、行政として支援していくのか、このまま4、5人体制でいくのか、そこをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

昨年、与論町においてもまちづくり協同組合を発足したのですが、現在、当初7事業者に対して派遣労働者の方が5人体制でやっていくとされているのですが、4人は何とかお願いして稼働にこぎつけたところですが、1人の方は家族連れということで、何せ住居がないということで住宅を整備してからでないとならないということで、ちょっと先延ばししまして、今月末に家族4人で入られるということになっています。4月からはもう5人体制でいくと。さらにまた4月4日からもう1人の方を募集しまして、令和5年度に対しましては6人体制で運用していくという状況になっています。今後この人口不足、それに担い手不足が各分野での人材不足が大変深刻化していますので、こういった形で今後また農業者ハーベスタ事業者さんが4事業者、あと宿泊施設が1業者、介護事業所が1事業者、小売り事業所が1業者、計7事業者で今こういうふうな労働組合を運営しています。今後はまたいろ

いろな事業者の方を組合に参加していただきまして、これは事例ですが、ヨロンS Cさんも入ってできるというような感じですので、今後いろいろな方の組合とも交渉しながら、担い手不足の解消に努めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非、今いろいろ派遣ができない、法律上といいますか制度上派遣できない部分もあるようですので、細かいところはまた後ほど喜山議員からも質問があるようですので、譲りたいと思います。是非拡充の方向で検討をお願いして、今総務企画課長からもありましたが、ネックは住宅確保なんだという話がありました。全くそのとおりで、やはり島外から人材を呼び寄せたりする以上は、住宅が足りないと与論町に来ることはできませんので、この住宅不足の問題の確保について、さらに突っ込んでみたいと思います。

そもそも御案内のように、住宅不足を解決する方法というのは、さっと考えて3つの方法しかありません。今増えている空き家の活用がまず1番目ですよね。そして2つ目は、やはり今行政でも進めています公営住宅の整備、この2つ。そして3つ目に、町長の答弁、施政方針の中にもありましたが、民間の活力、要するに民間賃貸住宅の整備支援ですね、これが3つ目。方向性としてはこの3つしかないわけです。細かく言えば空き家のほかにも、例えば空いている宿泊施設の活用とか、あるいは企業の施設の活用とかもあります。そういったのは非常にマイナーな方策ですのでちょっと省きますが、そういう意味でこの中で、今申し上げた空き家の活用、公営住宅の整備あるいは民間賃貸住宅の整備・支援、そういった方法でどれにウエイトを置いていくかという方向性があるわけですね。せんだって町長の答弁の中にもありましたが、家守りプロジェクト、これは県の大島支庁の調査委託事業になっていまして、これを受けてNPO法人のあまみ空き家ラボというところが2月22日に報告会を開いています。その中で、私もちょっと聞きましたが、住まいの問題を解決する家守りプロジェクトの報告会ということで、役場のホールの方でありました。その概要は、あまり詳しいところは申し上げませんが、核の部分は町長の御答弁の中にもありましたが、要するに住宅供給量の現状というのは、今の現状、令和5年1月末現在で建設予定を含めて、民間で370戸、民間というのは空き家の活用とかを含めてですね、公営住宅で159戸、公務員住宅が73戸、合計約600戸ということですが、もうすでに入る人は決まっています、空いている部屋はないという状況のようです。それから、先ほどの空き家については、物件の数としては89戸あるのですが、そのうち貸す意思がありますよというところは18戸、約2割ぐらいは可能性はあるということなのですね。そして、今の民宿とかホテル業とかの空いている宿泊施設も6つぐらいあるようなのですが、あるいは企業

とかの施設が2施設ぐらいあって、トータルで26戸については利用が可能な物件ということで上げられるようです。そしてそれに需要調査ですね、先ほど御答弁の中にありましたが、需要調査の中で今後10年間で見込まれる住宅の戸数は約670戸ということで、そのうち約9割の600世帯が島外からの需要ですよという報告がありました。これから約10年間で700近い不足が出るという見込みですよ。しかもそのうちのほとんどが島外からですよということで、その内訳はいろいろ公務員の皆さんであるとか、あるいは求人移住、具体的には例えば建設業であるとか、与論病院の看護師さんとか職員とか、そういった求人移住が150世帯ぐらい予定されているようです。その中で670世帯が10年間で不足されるという見込みがありましたが、その中で喫緊に必要な住宅、この1、2年に本当に必要だという住宅があって、これは特に求人移住予定者向けの単身用住宅、単身用世帯向けの住宅が100世帯、これが一番緊急中の緊急の課題なんだという報告がありました。これはもう本当に急がなくてはいけない問題だと思います。せっかく与論町に来ていただいて、いろいろな与論町の経済の活性化、人口増につながるようなまさに定住化の核だと思うのですが、その100戸の希望を本当に早急に整備しなくてはならないという状況になっています。そこで、町長の施政方針の中にもありましたが、やはり民間活力、民間の投資、PFI方式を導入すべきだということで、是非力を入れてやっていただきたいということが申し上げたいことです。いかがでしょうか、町長にお尋ねしたいのですが、この単身用世帯の住宅100世帯、こういった急いで整備すべきような宿題が、今課題が目の前に突き付けられているのですが、このPFI方式の中でも御案内のように、いわゆる今の補助金制度を活用したり、分割払いとかリース方式が可能となるBTO方式ですね、これはなかなか総務企画課と建設課あたりしかわからないと思うのですが、BTO方式というのがPFIの中でも、Bはビルトですよ、建築。まずは民間活力で民間資金で建築をしましょう。そしてその後、数年経ったらトランスファー、譲渡をしましょう、町の方に譲ってもらおう。その間、その後もですが管理運営というのもまたオペレートという意味で、オペレーションまで民間と協力してやっていくというような方策、このBTO方式というのが一番与論町に向いていて、これからの核だと思うですよ。そういう意味で、是非民間活力のPFI方式の中でもBTO方式で、木造であれば例えば20年ぐらい業者の方でしっかりやってもらおう、その後譲っていただく、あるいはRCであれば耐用年数が長いので、30年ぐらいしたら譲ってもらおうという形でやっていただきたいのですが、町長いかがでしょうか。どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、今私たちの役割、話題になっているのが、結局単身用の住宅をどうするかということです。先ほどありましたように、P F I というような方向を考えながら供給していかなければならないなというふうに思っているところですが、先日、清水建設の方々が来られたり、いろいろなことでそういう対応について各課でまた話し合いをしているところです。今後本当に機会を見ながら、そういう方向で進めていければというふうに思って、今推進中ですのでよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） P F I 方式、B T O方式でないところもあるようですが、事例を紹介申し上げますと、御案内のとおりだと思うのですが、例えば県内では曾於市の桜ヶ丘建替住宅38戸、大崎町の定住促進住宅、中堅所得者向けですが24戸、それから肝付町の若者定住促進住宅20戸、それから郡内では伊仙町の移住定住促進住宅14戸、それからごく最近では、まだこれからなのですが、今年度中に大和村の政策住宅R C 3階建て1棟12戸。この大和村を紹介させていただきますと、これはまさに与論町がモデルとすべき、R Cですから与論町では木造でもいいと思うのですが、それは工夫次第なのですが、大和村の場合は家賃が8万3000円に設定されて、かなり高い家賃となっていますが、うち月2万7000円は村が負担するというので、入居者の実質負担は5万6000円になりますというので、5万6000円で新しい村の政策住宅に入れるというような住宅のようです。ちなみに入居開始は今年の7月から予定、利用契約期間は30年、鉄筋コンクリートですので30年間は民間の方で全て進めていきながら、30年経ちますと今度は村の方に無償譲渡を行うというふうな計画のようです。そういう意味で、例えば与論町では近いうちに今土地の方の準備ができていようのですが、申し上げてもいいのですかね、これ。又聞きですのでよろしいかと思いますが、情報としては、与論徳洲会病院さんが職員用の木造住宅22戸を計画しているという情報も聞こえてまいりました。行政を待ってはなかなか追いつきませんので、民間の方でもまた一生懸命努力されているようです。そこをしっかりと行政が主導を取って、町長のリーダーシップあるいは副町長のリーダーシップをもとに、急いでいただきたいという気持ちが本当にあります。副町長いかがですか、このB T O方式を使いながらどんどんしっかり早め早めに手を打っていただいて、B T O方式を使えば従来の取り組み方のスピードが迅速化されますので、当然、民間にどんどんやってもらいますので。もちろん土地のあっせんであるとかそういったことは必要だと思いますが、いかがでしょうか、総務企画課長と建設課長をしっかりと指示していただいて、頑張っていたいただきたいというふうに思うのですが、副町長の方から簡潔にお願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。今のその事業の導入につきましては、建設課と総務企画課長の方で検討を進めていますが、何せ与論町の場合、土地の確保が1つのハードルになるかと思いますが、その辺もまた未登記の解決とかもたくさん問題も出てくるのではないかと思います。早急に対策をしながら住宅政策を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非頑張ってくださいと思います。この住宅問題については、後でまた原議員とか喜山議員も準備されているようですので、是非私の足らざるところをまた補っていただければと思います。

次に、3つ目の質問に移ります。産業の振興ですが、従来これまで我々議会の方からも提案しながら進めてきた堆肥センターの、具体的にはYM菌の導入のことを我々は提案してきましたし、そのような方向で今話が進んでいると思うのですが、町長の答弁の中にはYM菌のことが一言もなかったですね。この原稿は産業課長がつくられたのでしょうか。ちょっとそこが残念だったのですが。あえて産業課長にお伺いします。今、その堆肥センターのYM菌の導入を中心にした話が実証試験をしっかりと進めるというお話でしたが、準備の方は大丈夫ですか。YM菌の種菌の確保とか設備がありますよね、ブロワーとかそういった基本的なそんなに大がかりな工事ではないと思うのですが、その準備はしっかりできているかと思うのですが、ちゃんとやる気があるのかどうか失礼な提案かもしれませんが、しっかりお答えをいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） お答えいたします。

今、申しあげましたYM菌についてですが、建屋のところを整備して壁を今建て終わったところです。それとブロワーについてなのですが、今床面を削っていつでもブロワーが設置できるような感じでやっています。と申しますのが、あくまでもブロワーの方は堆肥化について重要となる場所ですので、来週か再来週ぐらいに向こうの技術員が2、3人ほど来られて、実際に設置の仕方、どういった工法かというのを今進めています。種菌につきましては、もうすでに何回か運んでおられまして、今月の3月25日が最終ということで、A" LINEですか、その船との関係もございますので、随時、今堆肥センターの方に種菌を運んできておまして、施設機械については、来週か再来週を目途に設置するという事で予定が進んでいるところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私たち議会の方も提案を申し上げた立場もありますので、しっかり皆様の行政の方の進め方、進捗状況、スピード、そういったことは非常に気になるわけです。そこをしっかりとわかっていただいて、もしその産業課の方で進める中で、もし堆肥に対する疑問とかYM菌の効用とか効能、そういったところに疑問があるのであれば、しっかりそういったことも我々に一緒に相談していただきたいし、本当に失礼ですが、しっかりやる気をもって改善策を加速していただきたいと思いますので、是非そのような方向で取り組んでいただきたいと思います。第6次総合振興計画の中でも、町長がつくられたわけですよ。その中でやはりこの堆肥センター、それからその今大きな問題になっている畜舎からの牛の糞尿ですよ、その解決。結局その糞尿の収集システムを確立して、それをまた堆肥センターでしっかり最高の堆肥をつくって還元していく。堆肥センターの堆肥は、この前県で表彰を受けてナンバーワンだというようなことで、それはもちろんそれで評価して称賛したいと思います。新聞にも載っておりましたし、おっと思ったのですが、それはそれでいいとして、さらに良質の堆肥をつくっていただかなくてははいけません。現状を見ていただければわかりますとおり、使っていただければわかりますとおり、例えば中熟堆肥を堆肥センターからもらって畑に入れますと、必ず朝顔が生えたり、いろいろな外来種の草がどんどん生えてくるのですよ。実際やってみてください、もうやった人はわかりますよ。だからそういうことで、それは県のナンバーワンの堆肥かもしれないかもしれませんが、私はまだまだ改良の余地があるというふうに見ています。そういったことで、より最高の島外からも発注が次々にくるような、そういう与論町堆肥センターの生産する良質堆肥にしていきたい。そして、それと与論町の牛の糞尿を原料として使って、あるいはまた農業集落排水の汚泥、それをうまく使って最高の状態の堆肥をつくっていただきたいと、それによって好循環のまさに環境保全型の循環型のシステムをつくり上げていくんだということで、町長もそのように言うておられますので、そこを是非取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか、町長。今私が申し上げたことはもうすでにおわりのことだと思いますし、そのつもりでいらっしゃるかと思うのですが、残された数少ない任期の中で、そこをしっかりと軌道に乗せていただきたい。よろしくをお願いします。どうぞお答えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、本当に堆肥センターの環境につきましては、地下水の汚染の問題あるいは海岸の海の問題と、いろいろ畜産関係のこと、それから農業の肥料関係のことということで、いろいろ課題になっているわけですので、そういうところは早急に取り組んでまいりたいと思

ます。ただ、問題は我々もしてないわけではなくて一生懸命やっているのですが、なかなかそこまでいかないというようなこと、そしてまた畜産農家の生活圏にも関わりますので、できるだけ町としては進めてまいりたいのですが、個人のまた企業についても考慮しながら進めなければならないということで、今後はその堆肥舎の改善とかあるいは雨水の流入を抑制するという、そして敷料の改善ということで対応していけるようにしてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 1点だけ堆肥のことについて申し上げ忘れていました。産業課長、よろしくお願いします。今のYM菌を使った堆肥は、非常に粒子がものすごく細かくて、実際に畑に撒くときには、完成品を撒くと風が2、3メートルぐらいからはもうふわっと空中に舞ってしまうのですよね。だからペレット化が必要だと思っているのですよね、私、実際に使ってみたところ。ペレット化、わかりますよね。効率性がよく撒けるようにですね。ペレット化も含めてしっかり改善策ですよ、そこをしっかりとお願いします。また、町長、副町長については、堆肥センターの改善についてしっかりリーダーシップを取っていただいて、是非残された期間でしっかり軌道に乗るような形をお願いしたいと思います。

最後に、水産業の振興についてお伺いします。今、町長の公約、施政方針のことばかり申し上げて申しわけないのですが、町長の施政方針、これも産業課長がつくられたかと思うのですが、昨年度と同じ文言で水産業の振興のところを見ていただければわかりますが、最後にこういうふうに結んでいるのですよ。漁家の経営安定及び販路拡大による所得の向上を図りますとなっているのですよ。所得の向上を図りますとなっているのです、2年続けてですよ、施政方針。しかし現実には、例えば予算的な行政の支援を見ていただければわかりますが、例えば令和3年度から答弁の中にもありましたが、離島漁業再生支援交付金、これが1200万円あるいはそれ以上というような形で、非常にこれがネックになっていたわけですね。離島漁業再生支援交付金が令和3年度で1200万円ありました。それで沖漁礁をつくったり色んな藻場の造成であるとか、そういったことをしてきました。シラヒゲウニの放流とかそういったこともしてきました。令和4年度も同じ交付金を使って似たようなことをされています。令和5年度、今年の当初予算ですよ。目玉の再生支援交付金を中心とした水産業の予算というのは、この5、6年間減少の一途にあるのですよ。例えば5、6年ぐらい前は予算的にも2000万円を超えていたのですよね。二千数百万円ありました。今はもう1000万円ちょっとですよ、相当減っています。そういう中で漁協の抱える厳しさというのは本当に増しているのです。もう時間も迫ってまいりましたので、ちょっと紹介させていただきますと、例えば全

国で日本離島センターが出している季刊「しま」というのがあるのですね。御存じの方は御存じだと思いますが、季刊「しま」の去年の1月号に、八丈島や奄美大島、与論などの離島漁業振興への提言ということで、鹿児島大学の鳥居享司という准教授が提言といたしますか寄稿されています。かなりのページです。その中でサブテーマとして、弱体化の一途にある離島漁業の現状と振興の鍵となる4つのポイントということで提示をされておられます。鹿児島大学の鳥居教授は、与論の漁協と一緒に、あれは最新型の技術を開発されていますよね。与論漁協と鹿児島大学が連携したATP、アデノシン三リン酸による急速冷凍技術というのを開発されて、漁協もかなりお世話になってそれを活用しているのですが、まだいろいろな新たな問題が出てきてあまり活用されていないようですが、この鳥居享司先生の提案は4ポイントあります。まず輸送費対策、当然のように輸送費対策、輸送コストですね、これは1つ目。これは今は奄振のコスト支援交付金事業である程度の拡充がされていますが、これはさらに進めなくてはいけないということが1つ目。2つ目は外部との連携、例えば販売力の強い本土あるいは島内外の民間企業等の活用ですよ、民間企業との連携。特に島外に出荷をする場合のそういった外部との連携。それから3つ目に最新技術、今例えば申し上げたその鹿児島大学との連携によるATP、急速冷凍技術の活用とか、あるいは奄美漁協が今やっている低酸素ウルトラファインバブル海水(UFB)というのだそうですが、これによる鮮度保持の技術ですよ、こういったこと。それから今流行りの南有隆議員からAI技術を使ったスマート漁業ですね、スマート漁業などの導入です。そういったのが3番目。そして一番大事なこと4つ目、人材の確保なのですね、これはどこでもそうなのですが人材の確保があります。そういう意味で、与論町漁協は組合員が魚を獲ってくる技術とか、あるいは獲った魚を鮮度保持したり加工する技術などについては、一定のレベルに達しているのです。ところが島外への販売出荷の工夫とか加工品の製品化、あるいは特産品化、実際に味とか包装の見せ方とか、そういった手法などのトータルのマネジメントに係る助言指導ができる人材が不足しているのです。私はそう思っています、ずっと数年前からですね。それがなかなかできていない。そこで提案ですが、総務省が支援するいろいろな事業があります。先ほどの地域おこし協力隊もそうです。例えば、地域おこし協力隊をしっかりと確保して、そういう与論町の漁協で活躍できそうな人材を、不足している人材をしっかりとカバーするという方法が1つ目。2つ目に、知名町でやっていますが、地方創生人材支援制度というのがあります。これも総務省が窓口です、これも使う。特にお勧めなのが、私がこれから申し上げる3番目、地域活性化起業人、企業人材派遣制度というのがあります。半年から3年間、地域産品の開発、販路拡大ほか、そういった起業人材を派遣

するような制度です。これも総務省で支援を行っていて、特別交付税で処置されます。それから4つ目に、水産加工・流通構造改善促進事業というのがあって、国産水産物流通促進センターというところがあるようです。国産水産物流通促進センターから指導員を送ってもらう、水産コンサルであるとか水産会社の現職、OB、6次産業化のプランナーとか、そういったのを派遣していただくという制度です。そういったいろいろな制度がありますので、そこをしっかりと是非活用していただいてやっていただきたい。町長、是非リーダーシップを発揮していただいて、任期中にこの派遣職員を漁協に派遣するような形で、財政支援を行いながらやっていただきたいと思います。町長の取り組みのお覚悟のほどをお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃられるようにいろいろな制度があるようでございまして、地域おこし協力隊も漁協の方に派遣できないかというようなことで募集をしたわけですが、なかなかコミットしなくて、それを今度断念したわけですが、今後またそういうふうな事業もいろいろと検討しながら進めていければと思います。とにかく、漁協、漁業の方は本当に島おこしの大事な産業ですので、一緒になって頑張っていければというふうに思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非、産業課長あたりでしっかり、あるいは産業課の担当職員にもしっかり全国の情報を取っていただいて、どうすれば水産業に本当に所得を向上させていけるのかというのを、実際に町長に提案したりしてやっていただきたいと思います。

以上をお願いして、今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、3番、林敏治君に発言を許します。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、まず初めに、現在ロシアによるウクライナへの侵攻が続いており、未だに戦争終結の見通しが立たないままです。この侵攻で兵士約30万人余り、民間人約2万人以上が犠牲となりました。また、先日トルコ・シリアで起こった大地震で、約5万人余りの犠牲者が出ました。改めてお亡くなりになりました方々に、心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、北朝鮮による大陸間弾道ミサイル発射や中国による領海域EEZ（排他的経済水域）への侵入など、日本を脅かす重大な危機が発生しています。中でも中国は、昨年8月、アメリカのペロシ下院議長が台湾を訪問した際に、反発してミサイ

ル5発を日本のEEZに発射しています。また、沖縄の先島諸島においては、中国の無人機が3回確認されています。こうしたことは中国の脅威が確実に高まっており、台湾有事が現実化を帯びてきています。台湾から約100キロ離れた与那国島では、独自の避難計画を策定しており、与那国町長は県や国の動きが鈍く、危機感の不安を募らせています。また国は、自衛隊の配備についてはすでに与那国島、宮古島、奄美大島、最近では石垣島などに配備をしています。最近また徳之島、喜界島でも陸上自衛隊とアメリカ海兵隊による日米共同訓練が行われています。

こうしたことを踏まえまして、次の質問をいたします。

1 大規模災害に備えた訓練及びシェルター・備蓄倉庫の整備について

(1) 本町においては、陸上自衛隊国分駐屯地第12普通科連隊による町内約18キロメートルの徒歩訓練が行われた。改めて自衛隊の訓練活動は、国民の生命と財産を守る上で大変重要であると痛感した。今後、大規模災害に備えた訓練やシェルター（避難施設）、備蓄倉庫などを整備して危機管理体制の強化を図る考えはないか。

2 自衛隊の宿舎やヘリポート新設について

(1) 自衛隊の派遣による防災訓練ができる宿舎や、自衛隊ヘリの救急搬送態勢が構築できるようヘリポートの新設をする考えはないか。

3 沖縄北部地域連携による交流人口拡充について

(1) 昨年、与論町は国頭村と祖国復帰50周年記念事業の共同開催をはじめ、姉妹都市盟約を締結して相互融和と親善の礎とすることを宣言した。今後更なる沖縄北部、やんばる地域と連携を強化して、産業、文化、教育など交流人口の拡充を図るため、対策を講じる考えはないか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山元宗君） それでは、お答え申し上げます。

大規模災害に備えた訓練及びシェルターや備蓄倉庫の整備についてです。

本町においては近年、自衛隊の訓練誘致により陸上自衛隊国分駐屯地や沖縄陸上自衛隊第15旅団による訓練が行われています。

近年における世界情勢を鑑みると、今後も自衛隊訓練を継続的に誘致することで本町の地域特性や脆弱性を認識していただくとともに、国の関係機関と連携した防災訓練を行っていく必要があると考えています。

大規模災害に備えたシェルターについては、本年度、防災関連施設整備強化事業により砂美地来館の施設強化を図っていますが、大規模地震や武力攻撃については、それぞれに対応した施設整備が必要と考えています。

また、台湾有事等の武力攻撃に係る避難につきましても、武力攻撃等が起こり得

る事態と判断した際、国の対策本部より要避難地域に全島避難指示が発令されます。

全島避難を想定した訓練につきましては、令和4年度に国・県・県内市町村、その他関係機関との図上訓練が実施され、令和5年度において屋久島町の全島避難訓練が計画されています。

国主導のもとに行われる本訓練を通して、本町での円滑な全島避難に向けた計画の見直しを図ってまいります。

また、備蓄倉庫につきましては、生活物資・医療物資等について各関係機関等と備蓄品や数量などを精査する必要があります。本町においては平成30年に100食分ほどの備蓄食料を備えており、近々更新時期を迎えています。

備蓄については、極力無駄が生じないような備蓄を行っていく必要があると考えており、平時から流通性や長期保存が可能な備蓄体制を構築するため、病院や商店街、商工会等と連携し、今後の備蓄について検討を図ってまいりたいと思います。また、各家庭においても必要物資の備蓄が必要で生活物資の備蓄や家庭菜園を生かした食糧の確保等、防災に資する啓発に取り組んでまいりたいと思います。

次に、自衛隊の宿舎やヘリポート新設についてです。

自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとされています。自衛隊の訓練についても、あらゆる環境下におかれても自衛隊活動が行えるような訓練が行われています。本町で行われる訓練についても全てが訓練の一環であり、限られた施設・環境のもと、自衛隊訓練が行われていると認識しており、今後も継続的な訓練の必要性を感じています。

また、大規模災害時等の空からの緊急医療の搬送や物資の輸送に関しては、自衛隊ヘリでの搬送・輸送が必要となり、町内における自衛隊ヘリのヘリポートは空港1カ所のみとなっています。

今後、自衛隊ヘリのヘリポート整備については、専門家への意見聴取等による情報収集も行いながら、検討してまいりたいと思っています。

次に、沖縄北部地域連携による交流人口拡充についてです。

沖縄祖国復帰50周年記念事業の共同開催や国頭村との姉妹都市盟約締結を契機として、今後はさらに産業や文化、教育などさまざまな分野で交流を図り、両地域の活性化につなげていく必要があると感じています。

今年度については、国頭村を訪問し、商店街青年部の交流や産業まつりに参加したほか、那覇市での観光物産フェアを共催しました。また、国頭村からはパークゴルフや星空ガイドの視察・交流で来島いただいております。交流人口の拡充を図ってい

ます。

また、沖縄北部地域からの誘客を図るため、ヨロン島・沖縄北部地域をつなぐ広域観光ルートPR動画を制作し、ユーチューブ広告配信により両地域の魅力を発信しています。

令和5年度においても、両地域のイベントへの参加や物産フェアの共同開催など、引き続き、商工会や観光協会、通り会など、両地域の関係団体との交流を活発化し交流人口の拡大を図るとともに、国頭村を中心とした沖縄北部との広域観光ルートの構築に努めてまいります。

産業部門においては、物産展や産業祭などにおいて農産物等の生産技術、物質的な交流を高めることで、観光や文化と相乗的に地域活性化を図る交流がすでに実施されており、令和5年度においても継続して取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） もう少し踏み込んで追加質問をしてみたいと思います。先の国会において安全保障、防衛力の強化、予算書の審議をされています。自衛隊は日本の平和と安全を保つため、国民の生命と財産、暮らしを守る上で自衛隊訓練は極めて重要であると思っています。町長、与論で今後の訓練の計画はありますか。また、どのような訓練を計画されていますか。お伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 訓練につきましては、まだ私の耳には入っておりませんが、いつでも受けてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 是非、訓練計画をしていただいて、ひとつ今後のまた自衛隊を派遣していただきたいと思います。もし、台湾有事が起こった場合は、沖縄有事と言えるでしょう。確実に中国の脅威は、沖縄県や与論島まで近寄っています。与論が中国の軍事攻撃に巻き込まれた場合は、島民の避難は喫緊の課題です。島外に避難するためには、民間の旅客機、フェリーや海上自衛隊に輸送艦（おおすみ・みうらなど）、それから陸上自衛隊の輸送機（C-1・C-2）や輸送ヘリ（VH・EC・CH）の大型輸送ヘリなどで搬送されると想定されています。このように離島防衛のためには、どうしても港湾や空港を整備していかなければなりません。先ほども沖野議員からありましたように、今後のこの港湾・空港の整備について、町長に再度また御意見を賜りたいと思いますので、町長の御意見をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 交通のインフラにつきましては、日常生活もですが、いざとい

うときの災害対応も本当に大事なことだと思いますので、今後とも皆さん方の協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 是非、防衛省や国土交通省に是非要望していただきたいと思います。総務企画課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

確かに台風災害、大規模災害に備えた訓練及びシェルターまたは備蓄倉庫の整備につきましては、喫緊の課題だというふうに思っていますので、今後また台湾有事があってはならないことなのですが、いざというときに備えていろいろな角度から防衛省なり、また国土交通省ともいろいろな情報を収集しながら、進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 新しく港湾を、やはり港をつくるためにはどうしてもこの台湾有事、いろいろな護衛艦や輸送船が入るような港を是非ひとつつくっていただきたい。また、先ほどからありましたように、国の方々の協力がなければできませんので、できれば国からの予算をどのようにしていただくかということも考えていただいて、是非強力に進めていただきたいと思います。

それから、防災シェルターについてです。シェルターは、火災の噴火や津波、洪水、土砂崩れから人々を守る家庭用のシェルター、それから地震や核戦争、ミサイルなどに対応した地下シェルターということで、さまざまな用途によって避難施設を考えていかなければならないと思います。日本では、都道府県が国民保護法に基づいて公民館や体育館などがありますが、2022年4月時点で、全国に9万4424カ所余り、このうちミサイル攻撃による爆風などの被害を軽減できる強固な緊急一時避難施設は全国に5万2490カ所あり、地下施設は1,591カ所にとどまっているということです。このように、全国的にも今は危機感を持っているということで、やはりひとつ我々与論町も考えていけないと思いますので、是非町長、このシェルターについてはどのような考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、各家庭でも住宅等をつくるときに、強固な住宅をつくるというような風潮にあるようです。大変ありがたく思っていますが、町として台湾有事あるいはミサイル攻撃に対するシェルターについては、今検討はしておりませんが、今後みんなと協力しながら考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） シェルターについては、是非ですね、各家庭も必要だと思うのですが、やはり町民をどのようにして避難させるかということも、重点として考えていかなければいけないと思いますので、是非今後の計画に入れていただきたいと思います。

それから、備蓄倉庫については、防災倉庫の中身は食料品や備蓄用の水、それから調理用の資材その他、生活必需品です。災害が発生すると、電気・水道・ガスが停止し、物流機関の機能も停止するために、物品の調達が困難になります。そのため、防災倉庫に入れておくべきものは主食となる食品や水、生活必需品、衛生用品、救助活動等に使用する工具などです。災害はいつ発生するかわかりません。そのため長期保存が可能な物資を備蓄しなければなりません。長期保存ができるような防災倉庫を充実させなければいけません、町長はどのようにこの備蓄倉庫を考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） この食料品の備蓄につきましては、本当に大事なことだと思いますし、いろいろな戦争でなくても普段の災害に対して備えなければならないというようなことで、今100食ほどの備蓄をしていますが、今後これをまた順次更新しながら、新しいのに変えていかなければならないというふうに思っています。いずれにしても一番大事なことは、私たちの島で何かあったときに、本当に家庭で食いつないでいけるような産業があるのかなと、今まではサツマイモをつくったり野菜をつくったりしていたが、本当に買ってしかできないというような生活を、そろそろ見直さなければならないのではないかなというふうに思ったりもするところです。そういうところで、機会あるごとに啓発をしてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） まさに備えあれば憂いなしという言葉ですが、やはり普段から備えておかなければならないと私はそう思っています。是非ひとつ今後計画をされて実行をしていただきたいと思います。総務企画課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） いざ、食いつなげるということに関しまして、やはり島外からの支援物資等が来るまでには最低3日間、それ以上また食いつないでいけないということも考えられます。そういう意味で、そうすると1日2食、与論町人口が5,000人ですので、1日1万食、それを3日間とすると3万食、こういったものをどうやって備蓄管理していくかという問題、そしてまた医療品、オムツとかそういった衛生面の備蓄、それから食物としては常時炊き出しとかそういうもの

ができませんので、常時保存する、そこから開けて食べられるような食品が必要です。そういったことに関しましても、今度またアレルギーを持っていらっしゃる方もいらっしゃるということですので、そういったものも考えながら、いろいろなことで備蓄は考えていかなければいけないと考えていますので、こういった面で学校給食の方とか、病院、医療関係の給食担当をされる方とか、あとはこども園とかいろいろな方々の意見も聞きながら、どういったふうに備蓄していけばいいのかというのを、今後の課題として進めていかなければいけないと思っていますので、そういった対策も検討しながら進めてまいりたいと思っています。また、その備蓄倉庫の位置、場所とかは、やはり有事になるといろいろな燃料も枯渇していきます。流通体制も考えていかなければいけないということなので、あらゆる箇所に備蓄倉庫を整備するのか、また避難場所としてもいろいろな学校施設とか公共施設とかになるかと思いますが、そこら辺の近くに備蓄倉庫として活用するかとか、いろいろな課題がございますので、そういった面は今後これから皆さんと検討を進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 近年では、市町村や自治体あるいは企業が、その備蓄倉庫を設置しているようです。是非ひとつこれも前向きに進めていただきたいと思います。

それから、その自衛隊の派遣による防災訓練ができる宿舎というふうに私は質問をしたのですが、現在自衛隊員が派遣して寝泊まりしている宿舎ですね、これは現在は多目的屋内運動場の2階と防災センターというふうに聞いています。これは恐らく今後もそのようなことで、訓練のための宿舎をやっていくというふうに考えていますが、今後将来的にその訓練できるような宿舎を整備するという事は考えておりませんか。町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） これにつきましては、自衛隊の方と話をしたのですが、そしてあらゆる場面でそのときに土地に応じたように、野外でもテントを張って訓練するのも我々の訓練だというふうな言い方をされたものですから、あっ、そこで施設をつくってお迎えするのではなくて、やはりそういうふうなことも考えなければならぬと思ったりしたところですので、自衛隊の実際訓練をされる方々とも対話をしながら、本当にどういうものが必要なのか、あるいはいざというときには浜でもどこかのグラウンドでも寝なければならないということで訓練をするわけですので、その付近のことも考えながら対応していかなければならないなということを改めて考え直すことでしたので、今後はまた検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） その公共施設を利用しているということで、やはり将来的には、その自衛隊の宿舎というのも考えていかなければいけないと思って、私は質問したわけなのですが、その野外活動なりいろいろな活動もまた考えていかなければならないと思いますので、これもまた前向きにひとつ整備をしていただきたいと思います。

それから、ヘリポートの設置ですが、私はなぜここに質問をしたかといいますと、これは自衛隊の方々と懇談しているときに出了ることなのですが、是非とも与論町に、この自衛隊のヘリポートを設置していただきたいという要望がありました。それで私は今回このように出しているのですが、よくまた調べてみると、このヘリポートの設置に関する基準は、その航空法並びにその施行規則に細かく示されておりまして、航空局の許可がなければヘリポートは設置できないとなっています。ヘリポートの種類は3つに分かれておりまして、国土交通省が公共用ヘリポートとしているその公共用ヘリポート、またある特定のヘリコプターの発着が目的に消防署、警察、新聞社などが設置している非公共用ヘリポート、あるいはまた国土交通大臣の許可を受けた空港とその他の飛行場以外の航空機の離着場の場外陸上などあるようです。ですから、もう少しこれも私もある程度調査をしないといけないなと思いますが、ヘリポートの広さは大体原則として、縦が20メートル横が20メートル以上であればよいと、そして障害物がなくて平坦な場所であるというのが望ましいそうです。そういうことで今後是非これを検討していただきたいということですが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私もヘリポートは緊急のときに我々が避難するときに、空港1カ所だけでできるのかなというのを常々思っておりました。ここはどうなのか、あちはどうなのか、また第2グラウンドはどうなのか、グラウンドはどうかといういろいろ話を聞きますと、やはり新たなヘリポートが必要だろうということですので、土地用地の確保から場所の選定からいろいろ検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今後自衛隊の訓練もあるようですが、そのときにヘリコプターの搭乗体験というのがあります。だから、そういったことも考えて搭乗体験ができるようなヘリポートをひとつ新設していただきたい。そのように要望しておきます。

それでは、次にいきます。沖縄北部地域連携による交流人口拡充についてですが、先の鹿児島県議会において、塩田知事は「世界自然遺産登録を契機に、交流人

口拡大を図るために沖縄と連携したプロモーションや群島内周遊の旅行商品造成、群島内の全体に誘客・周遊を促進するために取り組みを行っていく」ということを述べています。そこで、町長の施政方針の中で「商工観光の振興について、姉妹都市盟約を締結した国頭村等の沖縄北部地域と連携したイベント開催や誘客・情報発信をして誘客対策を実施する」とあります。どのような具体的な対策を講じていくのか、それをひとつ町長にお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 国頭村等を中心にしながら沖縄北部との交流ですが、せっかく国頭村と姉妹都市盟約をしたわけですので、物産展の共同開催とかあるいは若い人たちが沖縄の産業を見に行ったり、向こうからこの観光を見に来たりというふうなことで交流をしているわけです。それと、いろいろなイベントに対する相互の交流ということも考えられるし、あるいは老人クラブ等、子供たちの交流とかということも、今後考えていかなければならないのではないかなと思います。特に、沖縄北部の人たちと私たちは昔からの交流がずっと続いているわけですので、この縁をずっと大事にしていまいりたいと、そしてまた次の世代にも引き継いでいきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 産業振興が特にメインだと思いますが、産業課長、その産業祭に参加したというふうに聞いていますが、どのような内容で参加されたのか、また今後はどのような考え方をされていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） お答えいたします。

去る1月20日に商工観光課、環境課とともに、うちの生活改善グループの方々とうちの担当が参加をしているところです。そちらにおきましては、国頭村の産業祭なのですが、与論町のブースも設けていただいているということで、島の地場産である特にインゲンとかゴーヤの加工品、佃煮、あとは島の自然薯を使った手作り味噌とか、そういった島の特産品をいろいろ出品されたということで、結構国頭村の方々からも何度も通っていただいて、すごく反響が良かったというように伺っております。参加されました生活改善グループの方々も、すごく今後の励みになるということで帰ってきています。これを契機にしまして、先日令和5年度の予算の方でも申しあげましたとおりに、そういった国頭村の方々ともこういった人的とか物的、農業方面とかでもいろいろな面で交流ができますように、当初予算でも国頭村との交流ということで予算計上して、今後ますますそういった交流を深めてまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 聞くところによると、各種団体、何か組織をつくって取り組んでいくとも聞いています。その各種団体というのは、今おっしゃったいろいろな地域の方々、いろいろな組織の方々だとは思いますが、今後またさらにそれをまたひとつ強固なものにして、産業だけではなく、文化・教育、観光面、スポーツ、そういったものを通じて、やはり今後交流人口を増やすということが一番重要ではないかと思えます。それでは商工観光課長、観光についてお考えをひとつお願いします。

○議長（高田豊繁君） 麓商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（麓 誘市郎君） お答えいたします。

観光関係のことについてということでしたが、観光関係の方では奄振事業も使いまして、令和元年からこの交流事業の方も取り組んでまいりました。その1つの成果としまして、今年度50周年を機に復帰記念のイベントもできましたし、こういった姉妹都市の盟約もできたということで、非常に区切りの年になったのかなと思っています。今後につきましても、やはり世界自然遺産に認定をされているところもうまく生かしながら、観光面についてはやはり沖縄の方にいらしたお客様、それから与論島にいらしているお客様、相互に1つの旅行商品として整備をするような広域観光の商品等も整備をしてみたいということで、引き続きこれに取り組んでまいりたいと思います。今年度については、そういったフェリーでの来島とかもできるような動画も作成をして配信をしていますので、国頭村の観光事業者の皆さんとも連携をしながら取り組んでまいりたいと思っています。

もう一点、観光関連分野としましては、特産品の開発についても、今あちらの物産館とかがあるのですが、そちらの方と両町村の特産品をそれぞれ使った特産品の共同開発というのもできないかなということで、昨年あたりから話も進めているところです。これについては開発業者の皆さんも含めて、今後引き続き検討ができればなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 観光事業につきましては、もう前々から努力されて、非常に手厚く頑張っているなと私は考えています。そこで、私はまた国頭村以外のやんばる地区ということも考えていかなければならないと思います。私は国頭村ばかりを北部振興ばかりを考えてもいいかもしれませんが、私は国頭村以外のところの市町村と是非手を取って締結をしていただきたいということで、次にちょっと私の考えてきたことを申し上げます。沖縄県はアジアのハワイと言われており、沖縄の周りに約20億人の人口があります。県外から3時間から4時間で観光客が来

島できるエリアです。成長するアジアを含み、ハワイより立地で優位であり、世界で沖縄のブランド価値が上がる可能性があると言われていています。こうしたことから、今帰仁村と名護市にまたがる嵐山ゴルフ場跡地に、大自然のテーマパークが建設され、2025年開業予定となっています。今帰仁村の久田村長や名護市の渡具知市長は、沖縄での滞在日数の長期化と北部経済の起爆剤になることを期待しているということです。クルーズ船やヨット寄港地整備など、官民一体でインフラの課題に取り組んでいきたいと述べられています。こうしたことを踏まえると、やはり将来沖縄北部やんばる地区と締結をして、強力に交流人口の拡大を強化していくことが重要だと思います。そういうことで、やんばる地区のイベント開催、あるいは誘客・情報発信など誘客対策を講じる必要があると思います。そういったことを是非国頭村以外とやはり考えて、密接に交流する必要があると思いますが、副町長どう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。先ほどの交流につきましては、商工観光課の麓補佐からもありましたが、やはり海で船でつないでいる本部、あるいは飛行機でつないでいる那覇、そして我々与論は昔から電波で沖縄の恩恵を受けています。そういったものを利用しながら、今、年間1000万人近く沖縄の方にお客様が来られていますので、電波の力を借りて何とかまた与論のPRというのも1つの方法ではないかと、また今教育委員会で進めている城の整備についても、大きな文化財として、遺産として活用できるのではないかと思いますので、そういったのを総合的に与論の今後の観光の目玉というのですかね、そういったのをまた情報を発信しながら進めていければ、きつとつながるのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 教育長、今帰仁城と与論城の歴史的な背景を基本として、友好都市締結というか、交流事業ですね、そういったことを考えていかなければならないと思いますが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。今帰仁城と与論城址のつながりがなかなか歴史的にも見つからないというのが、今現在難しいところの1つにしています。ただ、私たちから見ると、やはり沖永良部も含めて親島と言われているのには、確実に何かあるというふうに伝承は伝えられていますので、結論としまして、この与論城址が国指定に本年度向かって書類を作成していきます。その後においては、さらに文化というもののつながりになるように、林議員がおっしゃるように、

そういうつながりも既存のこれまでの交流がかなりありますので、音楽についてもありますし、やんばる駅伝についてもありますし、それからパナウル少年の船の交流もありますので、そこに結び付けてしっかりとつないでいくという枠組みは続けたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） できれば知名町、和泊町のように、今帰仁村と友好条約を結んでいますので、我が与論町もやはり王舅（オーシャン）という歴史のある北山王の関係で、その辺を世界文化遺産ではありませんが、そのような考え方をしていかないとみんな置いていかれるのではないかと思いますしてこの質問をしているのですが、是非前向き頑張っていただきたいと思います。

ちょっとハードルの高いことを今考えていますが、沖縄北部の広域事務組合というのがありますね。そこに負担金を拠出して、締結していただけないかと前もお願いしたのですが、非常にハードルが高いと聞いています。そういうことをもしかなうのであれば、北部地域救急救助ヘリ運航事業というのがあるのです、メッシュサポートのヘリ。それを与論にまで何とかお願いすればできるのではないかというふうに私は感じています。ですので、是非その沖縄北部広域事務組合との強力な締結をしていただいて、頭を下げてもう一度もお願いをして、是非12市町村に入っていないかと私は要望したいのですが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） メッシュサポートの件や広域等の件ですね、いろいろと質問したり聞いたり調べたりしたわけですが、おっしゃるようになかなか難しいようです。向こうは向こうの北部の市町村で組合をつくって、メッシュサポートに強力な援助をしているということで、我々もそこに加われないかというふうなことでしていったのですが、向こうの社長によると、そこまでしなくても皆さん方の気持ちがあれば、寄附とかいろいろな方向でできるのではないかということでしたので、そこでやっているのですが、今後やはりメッシュサポートが今危機に陥っているわけですので、できるだけそういう方向にできればいいなと思っていますので、再度またお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 是非ですね、何回も何回もお願いをして、是非この広域事務組合に加入していただきたいと思います。また、努力をしていただきたいと思います。現在、厚労省のドクターヘリ以外の例えば医療用ヘリコプターを使う事業は、例としまして、福島県の多目的医療用ヘリコプターと長崎県の医師などを運ぶヘリなどの事業があるようです。その3つ目に、その沖縄県北部のヘリがあるようです

ので、その沖縄北部との連携したそういった事務組合に是非加入していただければ、大変私は与論を多目的ないろいろな病気に対する対応ができるのではないかと考えています。ですので、これを諦めないで、是非ひとつ皆さん方に頑張っていたきたいと思います。いかがですか副町長、うなずいていらっしゃいますからどうですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。有人離島を抱える日本全国のそれぞれの県の皆さん方、やはりいかにすれば貴い人命を救えるかというのが一番大きな課題ですので、それはどの県もどの市町村も考えは一緒だと思いますので、その辺については、沖縄県と連携はなかなか難しいというところはあると思いますが、いつかは超えられるハードルだと思っていますので、みんなでまた、隣の沖永良部あるいは徳之島の皆さん方とも連携をしながら取り組んでいければと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ひとつまたよろしくお願ひします。やがて時間になりましたが、終わりに、私ども与論町から海上自衛隊の女子自衛官1人が4月に佐世保基地に入隊をいたします。このことは本町の宝であり、また私どもの誇りに思うところです。今後、活躍を期待してまた温かく見守っていきたいと思います。また、来たる4月23日の町制施行60周年記念事業におきましては、陸上自衛隊国分駐屯地音楽隊による演奏及びみそ汁の炊き出しなどを計画しているようです。是非皆さんもひとつ大いに応援されまして、一緒になってお祝いをしていきたいと思っています。

そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩します。午後1時半より会議を再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次は、2番、原栄徳君に発言を許します。

2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） それでは、質問をいたします。

1 深刻化している人材不足問題と人材育成について

- (1) 本町における行政、企業、事業所等の人手不足は今後益々深刻化し、島の経済発展に大きな影響を及ぼすと思われるが、町としてどのように認識しているか、また、町としての対応や対策を伺いたい。
- (2) 島内のあらゆる職場において必要な人材が不足し有資格者も高齢化し新たな人材確保も難しい状況にあり、また、個々の事業所や職場においての人材育成にはかなりの無理がある。与論町として人材育成事業を立ち上げ、将来に不安のない持続可能な発展し続ける島づくりを進めていく考えはないか伺いたい。

2 住宅、宿泊施設の環境整備について

- (1) 住宅不足、宿泊施設不足の解消が喫緊の課題であり、町独自での建設には限界があると思われる。官民協力体制でのBTO方式の活用や民間協同体との連携による戸建住宅や集合住宅の建設を早急に進めるべきだと思われるが、町としての考えを伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えいたします。

人材不足と人材育成についてです。

本町における各種産業の働き手及び専門人材の不足は、本町の地域経済の持続的な発展を図る上で喫緊の課題であり、人材不足解消に向けて早急な対応が必要と認識しています。

働き手不足への対応策として、ヨロンまちづくり協同組合が取り組む派遣事業を推進するとともに、島内外の関係機関や団体等と連携し、島外からの専門人材の招聘等についても検討してまいります。

また、今後の本町の持続的な経済発展においては、地域内人材の育成が重要と認識しています。本町では、地域の課題解決や新たなビジネス・価値の創出に取り組む人材を育成・支援する事業を実施しており、官民連携しながら、持続可能な地域振興の担い手となり得る人材の育成及び確保に取り組んでまいります。

次に、人材育成についてです。

人材不足の解消に向けて、本年度より特定地域づくり事業協同組合制度を活用しヨロンまちづくり協同組合が設立され、組合員事業者の繁忙期などニーズにあわせて職員派遣が可能になるなど、産官連携による働き手人材の確保を図っているところです。本町としても、同組合の取り組みを支援、推進することで、町内の人材確保に取り組むたいと考えています。

また、現在、本町では官民連携によるイノベーション創出実行委員会を立ち上げ、島内外の各種関係機関等と連携を図りながら、地域課題解決や新たなビジネ

ス・価値の創出等に取り組む人材を育成するとともに、事業化に向けたイベントの実施や伴走支援などの人材育成支援事業に取り組んでいるところであり、本事業を通じて地域を担う人材の育成、確保につなげてまいりたいと考えています。

さらに、地域の持続可能な発展に向けては、地域に必要な人材を地域において育成することが重要と認識しており、官民が連携し、リカレント教育やリスクリング教育を推進、支援する仕組みや体制を構築するなど、人材育成・確保に取り組んでまいります。

次に、住宅、宿泊施設の環境整備についてです。

住宅不足は本町にとって喫緊の課題として認識しているところです。本議会に与論町営単独住宅条例及び与論町営住宅等整備基金条例を提出し、町営単独住宅が整備できるよう準備を進めているところです。

御提案の整備手法につきましては、官民連携によるBTO方式等の活用を検討するため住宅官民連携可能性調査により、その事業規模や地元民間事業者が参入する可能性等について調査を進めているところです。整備戸数につきましては、与論町公営住宅等長寿命化計画の見直しの中で、本町の将来人口・世帯数などをもとに中長期的な視点を踏まえ将来の必要戸数について精査しているところです。

また、住宅整備支援補助事業や本町が空き家を借り上げ、必要な改修をした上で貸し出すサブリース事業も引き続き推進していくことで、町独自の住宅整備だけでなく、町内にある空き家を貴重な住宅資源として捉え、有効活用することで本町の住生活環境を改善してまいります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。総論としては理解できるような答弁でした。それでは、追加質問と提案そしてまた要望をしていきたいと思います。

まず、先ほどから出ているヨロンまちづくり協同組合の件についてもう少し、午前中も沖野議員からかなり質問があり、答弁をいただいたのですが、私なりに質問をしたいと思います。このヨロンまちづくり協同組合、国の派遣事業として推進しているのですが、かなり利用する側も縛りがあったり、またその組合自体も組合員でなければ利用ができないというような、非常に不便な協同組合ではないかと、私は個人的にそう思っています。例えば、先ほどの答弁にもありましたが、組合員を増やしていった推進をしたいとかいうことを答弁でされておりました。やはり組合員を増やすことによって、その採用したりそこの募集人員も必然的に増やさなければいけないということになります。現在で4、5人、今年度追加で6人は派遣される人員が確保できたということでしたが、組合員が7事業者あるのですよね。そうした場合に利用する側と供給する側のバランス的なもので、利用する側にとって非

常に厳しい環境ではないかと思えます。例えば、今の時期だとハーベスタに4人とかいうことで派遣されているわけなのですが、3カ月ぐらいになるのですよね。そのほかまたほかの関係事業所に仕事として就くわけなのですが、それが果たしてずっと持続していくのか。途中やめたり、また追加ができないということになれば、やはりこの組合自体も存続するのにいかななものかなという気がいたします。その辺について、これはもう持続可能というのか、将来的に非常に明るい兆しのある組合であるのか、その辺、町としての考えを伺いたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

まず、この特定まちづくり協同組合につきましては、昨年4月1日に組合を設立してございます。そのため、その後この特定地域づくり事業いわゆる労働者派遣事業を行うために、県からの認可が5月20日にいただいております、さらにまた6月1日には、労働局に労働者派遣事業を行うための届け出の受理をいただいているところでございます。これまでの活動状況につきまして報告しますと、どうやって募集したかということですが、移住サイトSMOUT（スマウト）というのがございますが、そういったものを利用したり、各種転職サイトへの掲載、あるいはまた組合のホームページを開設しまして、与論島並びに組合のPRを行ってきたところです。その移住サイトSMOUT（スマウト）におきましては、去年の6月から12月にかけて、全国各地からの移住先の中からトップテン入りということで注目を浴びておりましたが、人材採用については慎重に取り組んできたところです。一番難航したというのは住居の確保が難航しております、それで最初の人材採用が11月となったと、それまで住居を探さないといけないということがありました。以降、また12月に1人、2月に2人、2月末時点で男女ともに各2人の4人体制となっています。先ほども申しましたが、今年3月にはまた新たな家族4人で移住されて、令和4年度の計画5人を達成するということになっています。さらに令和5年度4月からは1人また決定していますので、6人で地域事業者に派遣する予定です。平均年齢としましては大体30歳、32歳ぐらいなのですが、派遣先の状況ですが、当初の計画は11月頃からハーベスタを中心に派遣を行ってまいりました。4月以降はこのさとうきびの収穫がないということから、今後また介護施設であったり、宿泊施設、スーパー等への派遣を行っていくということで、確かにこの派遣先については原則その組合員になってもらうことが必要でありまして、その繁忙期のバランスを確認しながら、今後はまた加入を促進していく予定です。組合事業が増えた際には、また国への予算要求のタイミング等を踏まえながら、派遣職員の増員も検討してまいりたいと思っておりますので、冒頭に述べたとおり住居の

問題、課題もあるため、これらの解消を町として取り組むことが一番の優先課題かなと思っていますので、現在はいまこの6人体制で派遣先にちゃんとした派遣計画を行っていくのが、今後の勉強また課題ということですので、何せ始めたばかりの事業ですので、いろいろなことを検討しながら、順調に各事業の人材不足に対してうまく機能するように今後また検討して、いろいろな支援を行ってまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 話を聞いていると、順調にいくだろうというようなお話ですが、やはり協同組合自体に人材を確保するということが最初の問題ですよ。また、人材を確保して、例えば今4人の方がいらっしゃるとする。そうすると今言うようにその方々というのは、仕事の内容というのはどこにでも対応できるのですか。例えば今ハーベスタ、今度はオフだから特産に行ってくれとか、今度はどこどこのおっしやっていた介護事業所に行ってくれとか、そういった多種多様な業種に対応できるような人材を募集すると、そういうことですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

そのとおりで、マルチワーカーとしてこの職員の募集に関しましてもそういった聞き取り調査をしまして、こういう事業に派遣しますよということでお伺いして、それで納得していただいていると思っていますので、ただこの派遣事業につきましては、1年間この事業にずっと従事するというのはできませんので、8割ぐらいまでしか従事できないということになっていきますので、あとは必ずどこかの事業に行ってお仕事をさせていただくという規定になっています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 話を今お伺いしたところ、日雇い労働者的な感じですよ。その日雇いと言えば言葉に語弊があるかもしれませんが、だから、そういった人材を確保するためには今後非常に難しくなってくると思うのですよ。今でも人材不足、現場も人材不足なおかつ協同組合で人材を募集すると、それを派遣するというような仲介業者ですよ。私はそういう仲介業者より、1つの提案なのですが、島には先ほども沖野議員からもハローワークなり、シルバー人材を提供できるような事業所もないと、ハローワークもない。そういうことで与論版のハローワークを立ち上げてはどうか。そこで与論版のハローワークで、例えば行政の中でも各課ごとに、やはりPR活動やいろいろなホームページに載せる内容をつくったりとか、今各課で各々でやられていると思うのです。だから、そういったことを今度地域おこし協力隊に、ITに長けている方というのが1人お見えになるという話でした。そ

れは確かですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） このまちづくり協同組合につきましては、日雇いということではなくて、これは無期雇用でございまして給料制です。ある程度の給料制賃金あと家賃補助とか給料それから退職金も揃えてございますので、その中で年間大体二百二、三十万円から250万円ほどの給料、いろいろ福利厚生もあつてできるということですので、その中で職員としていろいろな業務に携わって回していくという事業です。先ほどハローワーク的なということでおっしゃっていましたが、確かに隣の沖永良部島の方におきましては、この派遣事業のほかには有料職業紹介事業というのを立ち上げて行っています。これにつきましては、労働局の許認可が必要ですので、それを取るとこういう職業に紹介して紹介料をいただきながら、この各求人が欲しい事業者の方に紹介していただくと。そうするとお互いに求人が欲しい職種の業者も助かるということで、沖永良部のえらぶ島づくり事業協同組合もそんな感じでやってございますので、今後またこの組合の方たちと相談しながら、そういうふうな収益事業も考えていかないといけないかなと思っておりますので、今後また検討しながら、原議員がおっしゃったとおり、そういうハローワーク的なことも必要ではないかと考えていますので、いろいろとまた教えていただければと思っております。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。というのは、今与論町のホームページをフル活用するような形で、その民間の業者や民間の個人事業者とか、そういった方々に情報提供をしながら、与論町のホームページに来た場合、リンクをして普通の事業者の方にもリンクするというので、与論町というネームバリューというのかな、いくら今個人の業者で、私たちが普通の民間の広告代理店を使ったり、いろいろなことを駆使してやっているのですが、なかなかお金をかけて広告を出すのですが食いついてこないのですよ。毎月3社ぐらい僕は出しているのですが、毎社3万円ぐらいね、9万円ぐらい毎月その人材確保のために、ありとあらゆる方法でいろいろ進めているのですが、なかなか食いついてこないという、問い合わせすらないという状況なのです。今個人でやると大体そういう感じではないかと思えます。各事業所でもそうだと思います。だから、そういうことではなかなか前に進まないで、この与論町のホームページを与論町の事業者や与論町の個人事業者、そういった困っている方々が全てその共有できるような、そういったのを立ち上げてほしいなど。その中に私の事業所はこういう人材を求めているのですと、また住居環境はこうですと、そして仕事内容はこうですと、個人事業者がいろいろな魅力

アップをして、そうしたことによって与論町のホームページから来ているということで、私は信頼性があると思うのです。そういった島ぐるみでハローワーク的な、さっき沖永良部でやっているという、そういうもうまねてもいいではないですか、そういったことをやはり与論町自体で、私はそういうやり方というのは、今行政の中で非常にホームページが更新されないという事情の解消にもなると思うのです。この地域おこし協力隊の1人の方に、またみんなが協力していくように、そういうPRの部分、各課のPRの部分を専門でやってもらって、特に人材不足だとかね。健康長寿課の人材不足だとか、そういったのを健康長寿課自体がホームページを出すのではなくて、やはり与論町のホームページの中にそういった健康長寿課の部分を記載して、そうしてやることによって人員削減にもなるし、情報共有にもなるし、いろいろな部分で信用性も出るし、いろいろな利便性が出てくると思うのですよ。だから、そういった形で形を変えて人材確保をしていくという方法を取っていないと、国の事業がある、国から補助があるといって、それに任せきりでは縛りが多すぎて、なかなか難しいのですよ。誰でもかんでもが組合員になったり、誰でもかんでもが利用できるということでもないし。だからこういった事業を続けるのは、同時に続けて構いません、でも与論町としての独自のそういったハローワーク的なページをつくり上げていく必要があるのではないかと思います。せっかく地域おこし協力隊で優秀な方が1人来るという話を聞きましたので、その方に中心になってもらって、そういうプロジェクトをつくるなり、そういう方向で進めていただきたいと思います。そうすると、各課も情報提供するだけで、そこで同時に作成ができると、その分ほかの仕事ができるわけですので。そういったことで、是非このハローワークを、これは仮称ですよ、与論版の独自のシステムをつくっていただきたいと思います。この件について、誰かお答えできればお願いします。誰でもいいです。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。やはり他の島々を見たときに、隣の沖永良部でもシルバー人材センターの活用というのが非常に有効にされています。残念ながら我が与論町においては、なかなかその辺も立ち上がっていないわけなのですが、今原議員から御提案がありました方法も、確かにその辺は我々も気付かなかったなと思っています。ただ、役場の入り口の方にチラシで募集とかというのはやってきたのですが、今後広く島外からも人材を集める上では、そういった対策も必要だと思いますので、早急にまた改善してまいりたいと思います。よろしく願います。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 次に、シルバー人材の活用について。私が思うのに、このシルバー人材というのは宝の宝庫だと思うのです、足腰が立つ間は。なぜかという、これまでの経験もあるし、技術もあるし、ノウハウもあるのですよ。ただ、年を重ねているというだけで、動作が若者よりはちょっと鈍いかなど。でもやることに関してはすごく正確なのです。というのは、私事なのですが、私は鹿児島で今72歳と76歳の方をシルバー人材センターを経由して雇用しています。すごく丁寧にすごくよく働くのです。でも1日3時間とか、それも短時間です。そういった方々を組み合わせるとい、どうしても人がいないところにそういった方々を、またそういった方でもできる後片付けだとか、皿洗いだとかね。それも1人の人間がやるわけですので、洗うのは機械が洗います。でも取って片付けたりするのはロボットがないものだから、人の手で入れるのと取るのは、片付けるのは人の手でやっているものですから、その部分は非常に丁寧にやってくれるのです。普通の若い人は大体10回のうち1回は落として割ります。でも年寄り、なかなか器物を損壊することはまずありません、まず丁寧です。だからそういったことで、今、島にかなりの人材が眠っていると思うのですよ。だからそういった方々の組合をつくり、ちゃんとした報酬を与えて、その中には楽しみも与えながら、そういった方でシフトを組んでシルバー人材を1人のできることを3人でやるとかね、そういったこともこれからはすぐ工夫していく必要があると思います。まず人が足りないわけですので、人がいないとできないことというのはいっぱいありますよ。人がいないから仕事ができない、仕事が回らない、それが今の島の事業者の現状です。それは人を使っている事業をしている方だったら、しみじみよくわかりますよ。でも、勤めたり人を使ったことがない人は、まずそういう環境というのは私はわかっていないと思うのです。国の働き方改革というのも、非常にその面においては窮屈な環境をつくり上げていると、人はいるんだけど使えない。ちょっと1時間ぐらい残業をしてくれないかということもできない。自分はお金が欲しいのに働けない。例えば子供が大学に行って働いてお金が欲しいのだけど、こっちで6時間働いて、こっちでも4時間ぐらい働きたいと、そういった方々というのはいっぱいいるのですが、今の働き方改革によってそれが不可能になってしまう。人はいるんだが使えない。そういうすごい悪循環というのが現場では起こっています。だからそういったことで、是非このシルバー人材の活用、シルバー人材センターなり、そういったのを町として提案をするのに、誰かそういった事業所を開設するのに与論町が提案していけば、協力すればできるのですよ。今からこういったシルバー人材を本当にフルに活用していかないと、若い我々だけでは世の中はもちません。そういうことですので、是非このシルバー人材を活用できるような環境づくりをしていただきたいと、

答弁があるのであれば誰か。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。人材を確保する上では、確かに手っ取り早く免許を持っておられる方々を採用してやる部分、あるいは育成をしながら、そうやって育てながら確保をしていく部分、あるいは高齢者の経験をまた生かしてそれを活用していく部分、やり方はたくさんあると思いますので、それぞれの担当の方々とまた協議を進めながら、対策を考えてみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。是非前向きではなくて、できるだけもう思いついたら吉日で、即行動に移していただきたいと思います。あつという間に時間は過ぎますので、よろしくをお願いします。

関連して人材育成という面において、教育長にお願いしたいことがあります。というのは、今は短期的に早急に必要な人材が、人材確保のためにいろいろ我々は駆使をしているわけなのですが、この教育の課程の中で、例えば小学校の6年、中学校の3年、島だちをする前の高校の3年という12年間、私はこの12年間というのが非常に大事だと思うのです。というのは、やはりその郷土を愛する教育というのが絶えずその教育界では推進というか、それを頭にしながら教育を進めているわけですよ。実際、どういう教育をされているかというのは、僕もあまりよく把握はしておりませんが、その幼少期、小・中・高の間に、本当にこの与論という島を、本当に知り尽くせるような教育をしていただきたい。それが引いては与論に帰りたいたかね、与論は本当にいいところだと、よそに出て働いていても島のために働きたいと。また時期が来れば島に帰って、仕事を持ち帰って仕事をしたいと。昔は島に仕事がないから帰れないという、その理由がありました。今はそういう理由が通用するところもあるんだが、ほとんど通用しない部分もあります。それは自分で仕事を持ってきている、ネット社会という、ネットの仕事というのはいっぱいあるわけだから。だからそういったことで、受け入れる環境も整備しつつ、住環境も整備しつつ、そういった教育を僕は小学校、中学校あたりで徹底してやっていただきたいと思います。総合学習の時間も活用するなり、今、海洋教育という形で笹川財団が支援をするという形でできたわけなのですが、途切れている地域もあるそうです。その資金がある間はやったのだが、もうやらないと。でもよかったから何らかの形で、町の支援を受けながらやっているというところもあるそうです。海のことばかりではなくて、私は海が好きだという人もいる、私は海は好きではないが歴史のこととか文化のことは好きだと。またいろいろな形の好き嫌いがあると思うので

すよ、自分に合った。だからそういった海だけでなく、陸の歴史や文化、そして島の動植物が好きな人は動植物、与論の名所が好きな人は名所の勉強をするとか、そういった初めて自分が全部島のことを知り得て島だちをするというのは、僕は与論にとってもすごいメリットだと思うのですよ。よそに行って、僕らも島のことを話すのが恥ずかしい時期もありましたよ、「おまえどこから来たんだ」と言ったら、「奄美大島だ」とか言って、でも観光がブームになると同時に「俺は与論だ、俺は与論出身だ」と言えば、「ああ、そうかおまえは与論か」と言って、やはりそうやって与論に行ってみたいなと言う。だから、その子供たちが島だちをした場合に、自信を持って島のことを語れる、会話の中で。俺は海が好きなんだよねという友達がいたら、与論の海はね、こうこうこうで、百合ヶ浜とかね、ほかにもいろいろ浜があるんだよという、そういう自信を持って語れるようなそういった教育を、僕はそんなに時間は要らないと思うのですよ、真剣にやれば。だからそういったことで島を愛する、郷土愛、やはりそういった心を持って島だちをしていただきたい。時間がないかもしれませんが、縦割りの教育でそれをこなすのに日々大変だという環境かもしれませんが、やはり考え方によっては教育長の考え方で、週に一度はこれをやろうと、今シマクチもやっているわけだし、だからそういったことで、子供たちが島を出るときに島の専門の分野は誰にでも語れると。そういった教育をしていただけないかなと、それはもう教育長の力量だと思いますので、是非その点について何か考えがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」というのとキャッチフレーズにしておりまして、今まさに島だちという表現も使っていただきましたが、その方向で動くように、この海洋教育というコンセプトはつくっています。おっしゃられるように日本財団の支援を受けて、3年間は地域全体で進めるということでお金をいただきました。令和4年度からは与論町の予算でスタートしています。あわせて含めてさらにもう一つの支援を深めて、地域の人たちをもっと取り込んで、地域学を深めるというために、今年また予算をいただけることになりました。これはみんな向こうからの支援ですので、町全体の支援をやりながらプラスしてもらおうということもうまくいっていますので、本年度も500万円いただくことで、大きくいろいろな形に地域の人材を活用して、今おっしゃるように島だち、島を発つ前に島をわかる、理解する。もう一つは島の課題をかついでいく。2つ目に島の課題を知り、何をすべきかを感じて与論を飛び立つと、そして戻って島を建てるということで、ひらがなで「島だち」という教育にしてございます。発っていくという外に行くという使い方ももちろんあります。外で立つときも立派に自立をすると

いう意味での掛詞で、島だちの教育と呼んでいます。全てはでき兼ねますが、子供たちが地域の良さを知り、地域の人に教えられて、地域が育まれて私たちが何をすべきか宿題を持って旅立つ、そこで力をつけて帰って島をおこしてほしいという願いだけは伝えながら、研究・実践をさせていきたいと思っています。そのためにICTも大いに活用させたいと思っています。原議員のほとんど思っていること、あとは私たちが具体化するだけですので、与えられた時間も全て教育課程の中に組み込んでいますので、さらに広げて3小1中1高校までつながるような推進をしてみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがたい返事をいただきました。その僕が考える仮称ですが、郷土愛教育カリキュラムみたいなのをちゃんと実際につくって、その場当たりのものではなくて、生涯において活用できるようなそういったルールづくりを教育長の在任期間中には是非つくり上げて、それを今後受け継いでいくような方向を取っていただきたいと、それこそが長い目で見る人材不足の解消だと思うのですよ。短期的にやることは短期的にやる、長期的にやることは長期的にやる、長期的にやるのは先ほども言ったように教育しかないのですよ。だから教育の現場でやはり人材不足の解消というのを、やはり島が好きで島に帰ると、絶えず島のことを内地にいても思い出すというような、そういう教育を是非していただきたい。これからは今言うように、先ほど南議員からあったように、デジタル化、IT、いろいろネット社会でどんどん社会が変わってきます。またもっと産業革命があって、インターネットが現れて、また今新たな変換期に来ていると思います。それは、AIとチャットGPTか、そういったことで、すぐに新しい時代がまた来るわけですので、やはりそういったのにも対応できるような、対応するためには今言うように島を知るというのが一番大事かと思うのです。足し算引き算も大事、しかしこういった今からも、すぐ目の前に来るネット社会に対応できるような人材づくりをしていくというのが、やはり心の問題が一番ではないかと思います。是非その辺をしつかりと進めていただきたいなと思います。

それでは、最後に住宅、宿泊施設の環境整備について、これも午前中に沖野議員からもいろいろありました。重なるところは一緒ですので、私としては要望なりちょっと提案をしてみたいと思います。まず、先ほどから言われているPFIの様式の中のBTO、このBTOというのは簡単にいうとリース式ですよ、リース。私たちが車を買うときにクレジット、ローンを組んで、毎月定額支払ってその金額を何年か後には完納するという方式で、当初の資金が少なくて済むということです。例えば現金で500万円の車を買おうとしたら、その場で現金500万円は無

くなるわけですよ。でもこのBTO方式、リース式にすると、毎月2、3万円ずつ払えば、5、6万円ずつ払えば5年ぐらいで500万円の車は買えるわけですよ。その間にほかに活用できるわけですよ。500万円出してしまえばもうそこで終わり、確かに利息分は安いだろうが、ほかのことに活用できない。大型の事業になればなるほど、このリース式のBTO方式というのは同時に同じ事業と一緒にできるということです。単年度で出資するお金が本当に少なくて済む。例えば今教育委員会が抱えている給食センター、また学校もつくとかね、そういったときに今年はこれでお金がかかるから、ほかの課にはちょっと我慢しろと言わなくて済むわけですよ。同時に進行ができるわけです。またもう一つ大きな事業もこういうBTO方式、リース方式でやると、同時に進行ができると、単年度の負担が少ない。そしてより良く町民にとってはサービスが早く受けられるということです、早い時期に。これが終わって5年我慢しなさいと言わなくてもいいわけだから、そういったことでこのBTO方式をフルに活用するべきではないかと、あとは似たような民間の共同体もつくればつくって、そこで町がまた何らかの形で家賃保証の部分を保証してやるとかね、そういった方向でやっていただきたいと思います。これは、やはり使い方によっては非常に町民のためですよ。利息の問題ではない。少し最初は割高かもしれませんが、返済し終わった後はすごい価値が出るのです。戸建て住宅をつくれた分だったら、それは住んでいる人にまた買いませんかと売却すればいいわけだから、その分全部入ってくるわけだから。そういったその後の使い方もある利な方向に動くのではないかと考えています。その辺どうですか、与論町のトップの方々。どういう考え方を持っておられるか、誰でもいいですのでお答えいただければ。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

今ですね、今年、今回の議会の方でそういうものを全部見据えて建設できるような条例ですね、与論町営単独住宅条例を提出しまして、可決していただきましたので、またそういういろいろな住宅不足というのは、すごい喫緊の課題だと私たちも認識はしています。そういうことで、今までの与論町営の設置条項になりますと公営住宅法に対しての住宅整備に限られたものですから、今回はそういう原議員がおっしゃるBTO方式、あとはまた与論町の単独は基金も設置をしたので、基金が貯まればまた与論町の単独で住宅をつくっていくという、いろいろな手法ができるような感じで条例を整備してありますので、また今年度からいろいろな方向性でそのBTO方式も含めながら、いろいろな面でいろいろ住宅政策の方をしまりたいと思います。また、空き家の方もサブリース方式といいまして、与論町が借り上

げて改修をして、また提供をしていくという形の方も順次進めていければなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。上手にスピーディーに進めていただきたいと思います。

最後に宿泊施設の件なのですが、今、商工観光課の方ですごい映像も作成されて表彰も受けるような、すごい私たちが見ても感動するような映像。そしてまた鉄道PR、鉄道を使ったPR、あれもまた私はすごいPRだなと。今年度も計画をされているということで、非常にいいことだなと思っています。しかし、それが例えば鉄道PRで与論に行ってみたいと、与論に旅行してみたいといったときに、まず宿泊施設が足りないと思うのですよ。まずあれが大ヒットすれば、大ヒットというかあの鉄道あたりを見ると、やはり行ってみたいなと、また映像を見ると行ってみたいと、映像を見て現在島に見えている方もたくさんいらっしゃると思うのですが、宿泊施設が今どうしても不足なのですよね。だから、宿泊施設が先かPRが先かと、今PRが先なのですよね。人がたくさん来たとき印象として、いや、宿がないんだと、泊まれないということになると、非常にPRとしても与論町としても、大変デメリットだと思うのですよ。その辺、商工観光課長補佐どうですか

○議長（高田豊繁君） 麓商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（麓 誘市郎君） お答えいたします。

今、原議員からおっしゃっていただきましたような宿泊施設については、特に今非常に観光関係では逼迫した問題ということで認識をいたしています。もともと大規模の宿泊施設の廃業ですとか、あと観光ブームの頃に建てられた施設の老朽化、それから宿主の高齢化ということなどがあって、コロナを経て宿泊の容量自体を縮小した施設も結構多くて、かなり今逼迫をしているというような状況です。加えて、一番のリゾートホテルの方で長期的な改修工事も入っている関係もありまして、なかなか今団体客の受け入れ等が難しいような状況も見られているということで、宿泊施設の対策については重点的に取り組んでまいりたいと思っています。昨年度、一昨年度と地方創生の交付金も使って、老朽化した施設等の改修等も実施をしていますが、今後宿泊事業者の皆さんとも相談をしながら、ほかの例えば観光庁の事業とか、そういったのが導入できないかということも含めて検討してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。もう本当にPRはしているわけだから、もう頭に今度与論に行こうと考えている人はたくさんいると思うのですよ。だ

から、PRが先になってしまったと、いわゆる早急に宿泊体制、宿泊施設の整備をもう本当に早急に進めないと、僕はあれを見て感動して来て、バブルが一気に目の前で崩壊するとか、そういったことになりはしないかと、来てくれることは本当にありがたい、でも泊まる場所がなければどうにもならないわけなのですが、是非いろいろな形で宿泊関連業者とも、また島外のそういう宿泊施設関連業者とも連携をして、島で駄目だったら島外の方をお願いをして、例えば固定資産を何年かは減免して憂慮しますよとか、そういった特典をつけて誘致をするなり、そういったことをしないと、来たいという客はいっぱいいるのに島に泊まれる場所がないと、これはPR倒れというかそういったことにならないように、せっかくあんなにすばらしいものをつくり上げて、また鉄道のああいうPRも本当に感動的なPRだと思います。是非、その宿泊面そういったものとにかく官民協力をして、早急に何らかの形で進めていただきたいと思っています。以上です。最後に教育長、是非その人材育成の面からの将来的な与論町の人材育成になるような、与論町で本当に頑張っていたいただけるようなその子供たちの支援をお願いしたいと思っています。一言何かあれば。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大事なタイミングなので、お伝えします。ありがとうございます。カリキュラムも今つくり上げてありますが、どんどん長く続いていくようなしっかりとしたゆんぬふとうばを学ぶ、そして与論のさとうきびも学ぶ、土壌汚染についても研究する、そして海の再生・蘇生についても考えていく、人口減少について考えていく子供たちも増やしていくというそういうコンセプトで、グループで助け合って、与論の課題に立ち向かいながら育っていくというふうに、今つくり上げつつありますので、そして地域のサポーターをたくさん増やすように、その財団からも500万円、今年、来年ももらえる予定ですが。これによって長く続く持続可能な教育の方向も模索したいと思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございました。本当に前向きな考え方で進めているということで安心しましたので、是非考えているだけではなくて、即いい方向に実行していただきたいと思っています。

どうも今日はありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午後2時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時25分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 一般質問を行います。

1 子育て支援等について

(1) 山町政になってから、子育て支援対策等について就学時の医療費、給食費の全額公費負担をはじめ万が一保護者に事があったときのセーフネットとしての施策等を要望してきた。子育て支援に取り組む考えはないか、見解を伺いたい。

2 生活道路の交通安全対策事業について

(1) ハレルヤ保育園から県道までの接続道路は急カーブも多く危険性が高いと以前から指摘されている。また、集落内道路で那間、板畑、上畑地区及び北ミナタ線の一部が未舗装、路肩崩落、道路からの個人住宅敷地への雨水の流入がある。ガギーヌ農道はアスファルトがめくり危険な状態が続いている。町道、農道問わず危険性の除去、生活道路の基本的な安全、利便性確保がなおざりにされている。安全点検及び取り組みは行われているか、見解を伺いたい。

3 人手、人材、労働力確保への対策は

(1) 観光・建設・運輸・サービス産業他全事業所にわたって人手、人材、労働力不足が蔓延化、深刻な状況に陥っている。「特定地域づくり事業協同組合」が発足し、国・県及び町からの補助金等で運用されているようだが、実績、運営状況はどうか。また、当局をはじめ町内事業者との連携等を密に発展、推進する必要があると考えるが、見解を伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えいたします。

まず、子育て支援等についてです。

現在、就学児の医療費につきましては、非課税世帯については、医療保険内自己負担分の全額を助成しており、県と町で半分ずつ費用を負担しています。また、課税世帯については、自己負担分から3,000円を控除した額を助成しており、全額町が費用負担をしています。

こども園の給食費につきましては、国の保育料の無償化にあわせて、副食費を無料とし、全額町が負担していますが、主食費につきましては一食当たり40円を保

護者負担としています。

なお、小中学校においては、就学援助支給対象者に、給食費の実費の75%程度の支援を行っています。

また、万が一保護者の事故や病気により生活が困窮した場合のセーフティーネットとしては、それぞれのケースに応じて、関係法令や各種制度、関係機関との連携などを総動員して対応に当たることとしています。

国においては、こども家庭庁を発足し、子供政策を強化することとしている中、町といたしましても、よりきめ細かな子育て支援ができるよう子供や家庭に寄り添いながら、多様な保育サービスや仕事と子育ての両立支援など、いろいろな角度から必要な施策の整備を進めるとともに、制度の周知に努めてまいります。

次に、生活道路の交通安全対策と事業についてです。

道路整備に関しては、機能を維持し、快適・安全に車が走行でき人が歩けるようにするために路面の清掃、草刈り・のり面の補修等を行っています。また、劣化や損耗が進み、その機能を十分に発揮させることができなくなる前に整備を進めています。

のり面の崩落・舗装道路の陥没及びわだち等が見つければ、安全対策を行い、優先順位をつけて対応していますが、多くの道路が老朽化しており、修繕が計画に対して追いついていない状況にあります。御指摘の町道北皆田線も随時補修してまいります。町道品覇線は、カーブミラー等を設置し、また、町道板畑線に関しては、図面を作成し発注準備を進めているところです。

主要道路においては、社会資本整備総合交付金・防災・安全交付金等を活用し財政に負担の少ない方法で整備を進めているところです。

農道について、御指摘の賀義野農道は、舗装面にわだちが確認できましたので、地元事業者に応急対応を依頼しています。

農道の安全点検については、日常点検や定期点検は行っておりませんが、各集落の水土里サークル活動による施設の機能診断結果や地域住民からの情報をもとに、危険箇所は速やかに補修を行い、安全性の確保や利便性の向上に努めています。

次に、人手、人材、労働力確保への対応策です。

本町では、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、本年度よりヨロンまちづくり協同組合が県の認定を受け、労働者派遣事業を行っています。2月末時点において派遣職員4人を雇用し、組合員7事業者に対し派遣しています。

組合の運営費について、2分の1は組合事業利用料、残り2分の1を町において財政支援しており、国の交付金や特別交付税充当などで組合運営費に係る実質の町負担分は8分の1となっています。組合運営について、派遣事業の収益性の低さや

悪天候時の就業時間の確保、派遣職員受け入れに係る住居不足など課題もありますが、当組合及び関係機関等と連携し、他地域の組合や自治体の事例等も参考にしながら、組合の運営強化に向けた支援を実施してまいります。

また、本町は人材不足解消に向けて当組合の運営支援を重点施策として位置付けており、当組合及び事業者等と協働し人材確保に取り組みたいと考えています。なお、組合員や派遣職員増員など運営体制強化については、当組合と連携し、年間を通じた仕事の創出や派遣職員と事業者のバランス、職員の住居等受入環境、町財政などを勘案した上で、各種支援等取り組んでまいります。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 質問に入ります。教育長にお尋ねしたいのですが、工藤勇一という人のお名前は御存じですか。それから苫野一徳。実を言うと、「子どもたちに民主主義を教えよう」という本があつて、苫野一徳はいわゆる教育哲学者で、御承知のように工藤さんは例の学校長。それから泉房穂という方は御存じですか。ああ、残念ですね。これは明石市長ですけど、「日本の政治をあきらめていたすべての人へ」この方が子育て支援とかでですね、今非常に日本全国をかなりセンセーショナルな状態になっていますが、町長も副町長も御存じかわかりませんが、これはツイッターとかフェイスブックで知って、これはどうしても読もうということで取って読んだらですね、目から鱗というのですか、なるほどなと思っていたのですが、現在はいろいろな形で南町長のときから子育て支援については12回以上、今回また山町長についても2回以上、そして南町長のときにはいろいろ島外出産支援条例もつくっていただきました。山町長になっては、今日に至ってめぼしいものは1つもない、残念ながらですね。山町長が町長を2期、8年間ですが、その中で一体何をやりたくて町長になったのか、私はこれだけはやりたいと、そういうのがあったかどうか、その前にひとつお聞きしたいけどいかがですか、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。24ページの林隆壽議員の質問と被るのではないかなと思っておりますが、私がしたかったのはここに書いてあるとおり、島づくりをしたいということ、まず人口のキープ、所得の向上、安全なまちづくりということで、そういうことを目指して頑張ってきたつもりですが、なかなか思うようにいかなかった点があったということで反省をしています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いやいや、お疲れさまでございます。終わったわけではないのですが、やはり私がさっき、「日本の政治をあきらめていたすべての人へ」とか民

主義を教えようということを行いましたのは、この子育て支援策のあり方を見ても、そして今の少子高齢化の状況を見ても、この国はそもそも民主主義が成り立っていないからこういう結果になったのではないかと。私は、先週与論町の70歳を過ぎた方から、女性の方なのですが言われたのですよ。「こんな社会で子供が産めるか」と、「男尊女卑、仕事から疲れて帰ってきててもあれしろこれをしろ、家事は山積み、男は何もしない、こういう社会が堂々とまかり通って何ができるか、誰が子供を産むか」と、そういうことを私は怒鳴られてですね、すごく私自身が大きく反省したのですが、よく見ると、この島や日本や全体がある意味民主的でない、やはりお互いを尊重するのがないと、これの根幹は先ほど原議員が言ったでしょう、学校教育なのですよ、根源は。学校教育で基本的に民主教育が行われていないからこういう結果になっているのですよ、私はそう思っていますけどね。そのことをよく肝に銘じて教育行政に携わってほしい、お願いします。それから、今さまざまな子供の問題、いわゆるヤングケアラーや引きこもり、自殺、今年は500人を超えたみたいですね、子供の自殺が。これらをよく見ると、向こうの先の先に見えるのは、この社会が民主化されていない。本当にお互いの子供の人権を尊重し、お互いを尊重していないからこういうことになるだろうなど、反省しきりでありました。是非、行政の政策を行うに当たっても、全て基本はそこから出発すべきではないかなと、つくづく思い知らされました。是非、いい島づくりのためにも、特に与論町は男尊女卑がまだ横行していますよね、与論献奉して帰ってきてひっくり返って寝ている。私が前の議会でも、与論献奉してあまり道路に寝るなよということで、役場職員に議会で言ったら、その職員から何て言われたと思いますか。「俺の金で酒飲んでいるんだから、あんたに文句言われる筋合いはないよ」と、ああ、まいったなと思ってね。そういうこともありました。役場の課長皆さんは、本町のいろいろな意味でのいわゆる知識集団ですよ、是非その辺を念頭に置いて町民への指導、その点をよろしくお願いします。何か話が横にそれてしまって、何を聞こうかなと思って。それでですね、町長、平成28年3月の定例議会でも継続支援の子育て支援策をお願いしたのですが、前にもお願いしていたのは、子育て支援に関するさまざまな支援金とか制度がいっぱいありますよね。それを総括してわかりやすいような形でハンドブックにでもまとめてもらえないかとか、そういう部署でも何かできないかなということ、私はお願いした記憶があるのですよ。これを何とかやる方法はないですか、いかがですか、副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 一覧表できれいにできているものと私は理解しています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

- 5番（喜山康三君） 私も勉強不足だったのですが、子育て世代包括支援センターという事業があるみたいですね。これは与論町にはあるかないか、御担当の方。
- 議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。
- 健康長寿課長（林 末美君） 保健センターの方に令和2年度から設置されています。以上です。
- 議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。
- 5番（喜山康三君） 私もこの名前を初めて聞いたものだから、あったこともすごく忘れてですね、忘れたのか聞いていないのか、ほかの議員の方に聞いてもそういうのは知らないというのですよ。それで、このいわゆる子育て世代包括支援センターというのは、一体どういう内容でどういう仕事をされるのか、それについての概略を簡単に御説明をお願いいたします。
- 議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。
- 健康長寿課長（林 末美君） お答えします。
子育て世代包括支援センターというのは、妊娠中のママ、妊婦の方から子育て期、小学校に入るまでの母子の集まりができるような支援センターになっていて、いろいろな子育て中の相談とか教室とかを実施しています。個別の訪問とかもさせていただいています。
- 議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。
- 5番（喜山康三君） いわゆるこれは出産から18歳までの間ではなくて、一定の限定期間でされていることですか。
- 議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。
- 健康長寿課長（林 末美君） 子育て世代包括支援センターにおいては、就学前までのお子さんというふうに聞いています。
- 議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。
- 5番（喜山康三君） 制度のことを事細かに聞くのはあれとしてですね、こういう一般というか立場から見れば、子育て世代におけるさまざまな諸問題について、包括的にこの辺を全部まとめて、全てできるような部署があってもいいなと思うのですが、こういう部署に昇格というか、発展させることはできないものなのか、また、別途の事業を考えるべきなのか、その辺についてはいかがですか。
- 議長（高田豊繁君） 久留副町長。
- 副町長（久留満博君） ありがとうございます。それぞれの分野で保健センターあるいは包括支援センター、これは高齢者も対象だというふうに認識をしているのですが、総体的に連携をしながら、福祉業務は進めさせていただいています。そういった中で、保健師さんあるいは歯科衛生士さん、また栄養士さん、それぞれの分野で

今のフォローの方はさせていると認識をしているのですが、何かまた足りないところは、その辺またございましたら是非アドバイスをいただければと思います。今のところは、連携を取りながら進めていると認識をしています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 子育てにおいては、いわゆる厚労省関係だとか、文科省関係とかさまざま省庁とか課とか関わっていると思うのですよ、高校を卒業するまでですね、もちろん教育の方もですね。この辺を統括した形で、親御さんと一緒になって卒業されるまでの設計を一緒に携わってもいいのではないかと、そういう部署が町にもあってほしいなという僕の希望なのですが、この辺についてはもっとまとめた形で、お母さんを支援する体制づくりはできないものか。それは久留副町長がやらないとやれないのではないかな。どうですか、そういう考えはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。その辺の連携が学校側あるいは健康長寿課、保健センター、それぞれで対応しているという面がございまして、横の連携がうまく取れていなかったというところもあったように今お聞きしましたので、その辺また担当同士どこまでできるかというのも協議をしてみたいし、それに伴う専門職の補充というのともあわせて、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。子育てをするお母さん方を各担当とかいわゆる行政の縦割り機構で振り回してほしくない、本当にかゆいところに手が届くようなね、特にこの子育てに関しては、教育もそういう壁を取っ払って、是非そういうことをやっていただきたい。それで山町長に私がお願いしたいのは、この子育て支援についての給食費の免除とかについていろいろ見ると、ネットで調べると南海さんの記事だとか、そういうので全部チェックしてみると、結局予算がないとか、あるいはこれはほかの市町村の状況を見て決めようとか、1回補助をするとは元に戻せなくなるとかね、そういうような言い訳みたいな答弁が全部あるわけですよ。だから、私が町長に言っているのは、政策としてこれだけはやってほしいというのがあるのですが、特に子育て支援についてですね。今度6月議会もあるわけですよ。何か山町長として子育て支援について、これをやろうと決断して言われるものはないですか、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほど答弁したように、1人当たり40円を保護者負担としています。ただ、これは全部無料にすればそれでいいのかと、食事はみんなタダだよということでもいいのかというようなこともありますので、相当研究をしていかない

といけないのではないかなと思います。言われるように、6月までに何か真新しいものをというようなことですが、今のところちょっと考えておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） もうわかりましたとしか言いようがないですね。この明石市長が子育て支援で、全国的に名前を上げるほど子育てで上げているのですが、その中でも言っているのですよ、予算がないとか何とかというのは、それはもうほかの予算を削ることができないからやれないのであって、そこには市長が決断するかしないかの話だよと。そして、それを進めるためにいろいろな関係の方々のご理解と御協力を得るように、トップがそれをやるかやらないかのただそれだけの違いと言っていますよ。今のお話ではまず無理なようですので、もうこれはこれでやめておきます。

次に入ります。生活道路の交通安全対策事業についてですが、これについては、私は建設課の関係課の御苦勞はよく見てわかります。しかし一番私が気付いたのは、道路が波打って危険な状態であるにもかかわらず、これを役場の職員の皆さんや関係者が1回も見えていないのかなということなのです。水道の漏水が県道であっても、2、3日黙って見ていたのですけど、漏水があっても水道課が修理する気配がなかったのですよ、水道課に通報する方がいないのですよね。こういう基本的なことを役場職員が日々の生活やこの中で、気付かないはずはないけどなと思って。こういうことについては副町長、そういう道路を歩いて、あっ、これは危ないとか、これは修理したほうがいいのか言って、これだけの職員がいらっしゃるわけですね。気付いたら担当課に連絡する仕組みとか、そういうことはなっていないのですか。どうなのですか、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） その辺につきましては、気付いたときに連絡をするというのは当然なのでしょうが、たまたま今回喜山議員が見られたのと、我々役場職員が見た範囲が違ったということもありますので、今後また職員会、課長会等で指示もしながら、できるだけ迅速に対応ができるようにしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 道路が波打って危険になっているのは、波打ち始めたのはもう3年前から波打っているのですよ。私今回これを取り上げたのも、もうこれではいよいよ誰でもこれにぶつかったらひっくり返るなという状況になっているわけですよ。それで取り上げたのですが、もちろんその前に担当課に電話すべきが私の仕事だったのですが、ただ思うのは、町民も役場の職員も1人ぐらいはそこを通ってい

るはずですよ。それがなぜこういう役場の方にきちんと連絡がいったフィードバックができないのかなど。やはりこの辺はある程度職員の皆さんが生活する中で、これは危ない、これは改善したほうがいいとかっていうものが、早急にすべきものがあるとかお気付きになるはずなのです。それはきちんと担当課に連絡をしてやってもらうように、そういうシステム、体制づくりというのをお願いしたいと思います。後はもう別に言うことはないです。本当に担当課は御苦労さまです。

次に6番に移ります。人手、人材、労働力確保の対策で、ヨロンまちづくり協同組合の件が沖野議員をはじめ、原議員から言われましたが、この派遣業、ほとんどの方がこういう労働法とかいうのはなかなか目を通さないのではないかなと思いつながら、私も今まで目を通したことがなくて、大雑把に目を通したのですが、やはり労働者に関わるさまざまなものというのは、やはり労働者は非常に弱い立場にあると、労働者をいわゆる守る必要があるということで、この法律があるという一番の趣旨ではないかと理解していますが、今回この人材派遣、特定地域づくり事業協同組合、これは中小企業団体中央会の指導で行っているようですが、これはさっき原議員が言われたように、結局派遣禁止業務というのがあって、港湾運送業務あるいは建設業務、警備業務、病院・診療所などにおける医療関連業務、弁護士、社会保険労務士などの士業ですね。かなり難しいというか、一般の仕事しかできないような感じで見受けられるのですが、先ほど総務企画課長から、この組合にヨロンSCの加入も検討されているみたいな答弁があったのですが、どのような意味でしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

労働者派遣事業労働法というのがありまして、先ほどおっしゃったとおり港湾運送業務とか建設業務等々については、職務内容が危険であるということで禁止されているというふうな感じでございまして、また病院等の看護師とか先生、医療関係につきましても職務内容が専門的であって、それに派遣を認めると雇用が安定しないという感じで認められないというようなことになっています。ただ、その同じ建設業務の中でも事務員としてとか、医療業務に関しても事務員としての派遣はできるということですので、そういうことの観点から、今後またその組合事業を広げるためには、このヨロンSCさんの業務に組合へ入ってもらって人材不足に対してその派遣していただいて、その職務に従事していただくというのも可能ではないかということで、今検討を進めているというような状況です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この組合法は、一定の定款の中で運営されていると思うのです

が、ヨロンSCの場合はいわゆる公益NPOですよね、ある意味では、今の中身を見ると。この公益団体が、こういう中小企業団体連合会の事業の中に組合員として入れるかどうかは、ちょっと私も勉強不足でまだわからないのですが、先ほど指摘されているように、この組合の活用によって与論町の業界にどれだけの貢献をなし得るだろうかということですね。この辺については、どの程度の効果があるのか、どういうまた状況になるのか、総務企画課長のお考えをお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 今、組合を立ち上げて間もないというところでございまして、やっていくうちにいろいろな課題等々も出てきています。そういった意味で、現に担い手不足である、募集してもなかなか雇えないという農作業の業務ですとか、いろいろな宿泊施設の業務等々を考えて、そこにやはり派遣することによってその運営が活性化するということですので、そういった面につきましては、できるだけ人材不足の解消ができるということで、経済が回っていくということで、効果があるのではないかというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今年の予定として、どういう業種にどういう形で何人ぐらい雇用できるか。この人材派遣業というのは、組合が人を雇用して、雇用した人を各事業者へ派遣するというので、いわゆる実質的な雇用者はこの組合になるわけですよね。そしてまたその組合に入った職員の基本的な給与とか、その辺をきちんと保障する必要がありますよね。かなり大変な仕事ではないかなと思っているのですよね。そしてまたここに人材派遣会社に登録した方が、家族があった場合、家族の扶養というのはどうなるのですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

給料体系で、金額ももう公表されていますので申し上げますと、これは大島群島内の平均的な試算を出しまして中央会が発表してございますが、基本給につきましては16万5000円、住居手当が上限2万円、あと退職金制度もあります。いろいろなもろもろ福利厚生等も含めてありますので、当然扶養手当もあるということで、これも無期雇用ということですので、そういう雇用に関しましては安定しているかなと思っています。そういうことで、組合の方も1口10万円からの出資ということで、それぞれ7事業者に2口ずつ、20万円ずつ出資して設立しています。また、事業者の方は毎月3,000円の賦課金を支払うということで運営しています。その事業者へ派遣されている手数料としましては、1時間当たり1,100円組合に支払うという感じで運用をいただいているところです。まずは、まだ運用

し始めていろいろとありますが、この3月末には、いろいろな収支決算等もまた出てくるのではないかとということで、それを見極めながら令和5年度の運用の仕方もいろいろ検討してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは、一般会計予算書に1500万円が計上されているわけで、ということは、いわゆる750万円が業者の利用料金の収入と、町がこれに対して一定の金額の負担となっているのですが、金額にしてどの程度になりますか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

令和5年度の支援金として1500万円予算に計上してございます。事業費の支援としては組合側も1500万円負担しますので、3000万円で運営していくというふうになっていますので、その1500万円は町が財政支援ということになりますが、その1500万円の半分750万円につきましては、交付金事業で賄っていただくと。その残りの750万円のさらに2分の1、375万円につきましては特別交付税で賄うと、町が実質負担する金額につきましては375万円という支出の内容になっています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 結局、この組合の運営において与論町が375万円のいわゆる補助、負担をして運営をしてもらうということですが、是非これだけのお金を投入しているわけですから、是非事業者の方にとっても、またほかの業界の方も加入してもらって、発展させていけるような形で進めていければいいのではないかなと私は思いますので、是非その辺のことについても御配慮をお願いしたいなど。それからその島づくり事業で運営する中の事務処理の件なのですが、この中に地域おこし協力隊員が派遣されておられるかのように聞いているのですが、今度令和5年度はどのような状況でしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

この派遣事業の設立に向けて、地域おこし協力隊の方を応募しまして、設立にそれまで至っています。今後につきましては、また地域おこし協力隊の方が、また違う別の方でやりたいというふうな意見もございますので、今後これを調整中です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私がお聞きしている範囲では、今されている方は沖縄県庁でも働いて、いわゆるそういう地域あっせん業とか、雇用関係の業務に詳しい方とお聞きしているのですが、是非こういう方をもっと活用して、なかなか少ない人材で

はないかなと思いながら、ここを調べたら出てきたのですが、それと地域おこし協力隊とこの組合との関係、またチラシにも載っていましたが、今年の募集要項の中にも、これには今回の令和5年の分には、雇用関係とかそういうものについての募集内容にはなっていないのですよね。募集人員が4人で、島づくり広報支援員、イノベーション支援員、それからやさしい地域づくり専門員、これは介護支援員専門員となっていますね、しまのリハビリ専門員、以上の4人が募集人員ということで、この間の広報には載っていたのですが、これとはあまり関係が、こういう形でこのこでの人材登用とか派遣業とかに対しては、地域おこし協力隊の募集はなかったのですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） その募集した時点では、今おっしゃった4業種の方々に地域おこし協力隊をしています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 先ほど言われた移住希望者サイトは、今の特定地域づくり事業協同組合の中とともに、与論島への移住・定住の促進も表裏一体化した仕事ではないかなと思って見ているのですが、2022年の上半期の移住サイトSMOUT（スマウト）で興味を持った人が、与論町が全国でいきなり9位に入ったということで、このサイトはちょこちょこ今チェックしているのですが、非常に与論町は人気があるようなのですよね。それで、さっきから取り上げられているように、いくら人気が良いと与論島に来たくても住居がないという、これが大きく立ちはだかっているということですね、いろいろな施策を与論町が御検討されているのですが、今与論町が考えている民間活力PFIとかいろいろありますが、別の方法としては、今の宿泊業者の承継問題とかがあるところは、例えばシェアハウスに改造するとか、あるいはそのための支援金とか制度をつくれる方法はないのかとかですね、今ある設備というものをどういう形で有効利用しようかということのアイデアがイノベーションでしょう。だからその辺に、イノベーションというアイデアというのを出す必要があるのではないかと思います、商工観光課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 麓商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（麓 誘市郎君） ありがとうございます。今おっしゃった宿につきましては、宿としての活用以外のシェアハウスとして活用されている施設も一部ありますので、そういったことも含めて、事業継承ということも含めて一度検討をしたところですが、なかなか住居として活用されているという場合が結構多くて、非常に弊害になっているなということで検討した経緯がございます。ただ、今使われていないようなところでも別の活用の方法ができないかということについては、

引き続き検討をしてまいりたいなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今ある施設を当面そういう住宅不足のために、何かする方法の施策というものを是非考えていただけないかなど。今宿泊業あるいは空き家を持っている実態というのが、どういう方向になっているのかということは私たちはわかりませんが、職員住宅、学校の教職員住宅の辺も全部網羅した形で計画を立てて進めてもらえないか、バラバラではなくて。この辺もやはり担当者を1人決めて、住宅供給のためにさまざまな施策をどうつくるかということで、是非担当を1人置いて進める方向づけはできないものかどうか。さっきの子育て支援と同じですが、各担当、各バラバラ、縦割りではなくて、やはりそこで統括するような担当者を置いて、そこにその事業を強力に進める方法、またそれを進めるための制度、その辺のまた資金の手当ての方法とかですね、研究する、勉強するようなポジションがあってもいいのではないかといつもそう思うのですが、人的資源も限られている中であれやこれや要求ばかりで申しわけないなとは思いつつながら、副町長いかがですか、そういう考え方は。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 大変必要なことだと思います。昨年までは移住政策というのを総務企画課の方で担当して、住宅の改修の方は建設課の方で担当とかというふうに分けておりましたが、今年また担当も建設課の方に移しまして、もちろん商工観光課、総務企画課、建設課で連携をしてやっていくわけなのですが、担当の方も集約しながら、フットワークのいいような形をつくって対応させています。よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） こういう質問をすると、結局、総務企画課長にみんな質問せざるを得なくなってくるのですよね、今の状況では。総務企画課長はみんな荷物が覆い被さって、逆に大変でしょうけど、仕事はナラジーナラジーと思って、本当にだからその辺をやはりもう若い人に任せて、おまえ、ちょっとこっちを責任をもってやってくれと、そういうことは。いかがですか副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。おかげさまで役場の職員は、本当に優秀な若い職員が多いですので、大いに活用して頑張らせてみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副町長、言いましたね、忘れないでくださいね。そしたら、商

工観光課長はもういいから、大馬課長聞いてみようかな。建設課長、どうですかね、こういう考え方は、もうね、あなた方がこの役場の風習を変えないと駄目。もういつまでもこんなじいさん、おじさんを置いては駄目だから、どうですか、大馬課長。

○議長（高田豊繁君） 質問の定義はちゃんとされてください。標準語で。

○5番（喜山康三君） 与論語が標準語だから。

○議長（高田豊繁君） いやいや、記録があるから。

○5番（喜山康三君） 今から議会も方言でするようにしましょうか。水道課長、今のようにある程度プロジェクトチームをつくって、そこで一定の形でまとめて仕事を進むような方向性ね、課長はあまり役に立たないから、そういうやり方はいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） おっしゃるようなことはよくよくわかりますが、これもまた一課長が答弁することではないと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副町長、よろしくお願ひしますね。6月議会までちゃんと見守りますからね。よろしくお願ひします。

どうも長い間ありがとうございました。終わります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。15時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時22分

再開 午後3時30分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林隆壽君に発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは時間もございませんので、早速質問を始めたいと思います。

1 買物弱者対策について

- (1) 鹿児島県議会正副議長及び政策立案推進検討委員会により塩田知事に対し、「買物弱者への支援」について、政策提言を行っているが、与論町においても、少なからず買物弱者は存在するものとする。県議会の政

策提言を踏まえて、買い物弱者の実態把握のための調査、現在実施している支援施策の再検討を行い、県と連携した買い物弱者支援体制の構築を図る考えはないか。

2 台湾有事及び台風等の大災害時の対策について

(1) 台湾有事や、年々凶暴化している台風襲来に備えた緊急用備蓄倉庫の建設を図る考えはないか。

3 次期町長選挙について

(1) 2期8年間、与論町に横たわる難しい諸問題に取り組み、着実に安心安全な町づくり政策を実行され、新庁舎建設や、数多くの大型事業導入に着手してられました。ついては、次期町長選挙への対応についてお聞かせください。

この3つです。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えを申し上げます。

買い物弱者対策につきまして、国や自治体において、どのような方を買い物弱者と位置付けるかについては統一的な基準がなく、日常の買い物に不便を感じるか否かは、その方の健康状態や交通機関の利便性などの生活環境、さらには家族構成等が関係してくることから、買い物弱者の実態を正確に把握することは、非常に困難であると考えています。

本町では、電話で注文し配達できる店舗が6店舗あり、遠くて行きづらい方や、心身の状態から買い物に行きたくても行けない方などは、自宅への配達や、玄関先まで商品を届けてくれるサービスを利用されている方も多いと聞いています。

また、社会福祉協議会において平成30年度から2年間、生活支援体制整備事業実施しており、その実施結果によると、利用登録者数31人、利用者数17人、利用回数48回、そのうち買い物支援サービスの利用者は2人との報告を受けています。

今後は、今年度実施した介護予防・日常圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査の集計結果の分析などから、実態と現状の把握に努めてまいりたいと考えています。

次に、台湾有事及び台風等の大災害時の対策についてです。

全国各地で食糧備蓄に係る主な課題として、高齢者や病弱者等に対応した品目や医療物資の備蓄及び食品衛生確保・管理方法等が挙げられています。

本町においても、台湾有事や台風襲来時における必要物資の備蓄を図るため、多面的な分野から最小限の必要備蓄物資の精査を図るとともに、流通性があり衛生管理が徹底された備蓄管理方法について検討していく必要があります。

そのためには、医療関係者や商店街、商工会等と連携し、各事業所等での保管や町の備蓄のあり方について検討を図るとともに、各家庭での備蓄についても促してまいりたいと思います。

次に、次期町長選挙についてです。

2期にわたり多くの町民及び役場職員の御支援、御協力のもと、町長の職を務めてまいりました。

町長としての願いは、「町民の英知を結集して、与論に生まれて良かった・与論に住んで良かった」と思える島づくりをすることでした。人口5,000人キープ、住民所得の向上、安心・安全なまちづくり、与論島のPR等に努めてまいりました。

1期目は、前町政の継続事業や新庁舎建設等、そして、天皇皇后両陛下を与論にお迎えすることができたのは大変ありがたいことでした。

2期目は、新型コロナ感染に悩まされ、多くの行事を中止せざるを得なくなり、町民に対し申しわけなく思っています。その中で、与論の魂である豊年祭典を一度も欠かすことなく実施できたことはありがたいことでした。コロナ禍だけでなくウプインジュ周辺や島内各地の冠水、軽石の大量漂着、津波警報などの災害等への対応も、町民の力と知恵のおかげで乗り切ることができました。

また、昨年度末には、第6次総合振興計画を策定することができましたので、今期をもって町長の任を辞したいと考えています。

残された課題は多いですが、次期町政に託したいと考えています。よろしく願いします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは、順次再質問をしてみたいと思います。

まず、買い物弱者対策について、令和4年12月発行の鹿児島県議会だよりに提言の背景として、次のように記載されていまして読んでみたいと思います。

「近年、人口減少や少子高齢化の進行、過疎化の影響により、流通機能や交通部門の弱体化とともに買い物環境が悪化し、いわゆる買い物弱者が増加していると言われており、高齢化が全国より早く進行している本県においても、十分な買い物ができないことによる栄養の偏りや高齢者の孤立等にもつながるなど、対応が急がれる問題となっています。県内どこに住んでいても誰でも安心して買い物できる地域社会の実現に向け、市町村と連携を図りながら、必要な支援に持続的に取り組むことが求められています。このような中、県議会としても本県の買い物弱者への支援に向けた政策を調査・検討し、知事に対する政策提言を取りまとめました」というふうに提言の理由を述べておられます。ちなみに平成28年度において、鹿児島県が

買い物弱者実態調査を実施しており、平成29年3月に、商工政策課が調査結果の概要として発表していますが、その内容を紹介していきたいと思いますが、調査目的、調査対象、調査項目等については割愛します。調査対象については大島郡は入っておりません。その調査した各課の分析についてこういうふうに書いてございます。

調査結果をもとに、各地域の買い物弱者対策に有効と思われる対策を想定し、経済産業省「買い物弱者応援マニュアル」の主な3つの視点であります、店をつくろう、商品を届けよう、出かけやすくしよう、及び既存資源の活用といった実現性、継続性の点から対策案を分析・検討したと報告がございまして。最近ですね、「老害」という言葉がSNS等で飛び交っています。「老害」というのは老人の「老」に被害の「害」ですね、老害。これはとんでもない失礼な、ばかやろうな言葉だと思えます。今まで長い年月子供を育てて、一生懸命社会に奉仕してきた方々が、老人になったら「老害」と言われる。そういう社会はやはりこれは先ほども喜山議員がおっしゃられた、教育行政のひずみではないかなと思えます。あまり大げさに言うといけません、そういうことで、やはり老人に対しては優しい政策をもっていかなければならないと考えます。答弁書の中に、電話注文を利用しているというふうにございました。この電話注文をされている方々の、その利用者の意見や状況というのを聞き取りをしたことがございまして、お聞きいたします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 林議員よりこのような質問がありましたので、私も島内でどのような対応をされているのかと思ひまして、島内にある店舗16カ所にそれぞれお電話をさせていただいて、お話を聞かせていただき、6店舗が個人への注文・配達をしている店舗というのを確認させていただくことができました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 確かに配達を請け負っている商店はございます。私も知っていますが、それは家から出られない方々がやはり利用して、その利用価値があるのではないかなと思ひますが、年を取って行きたくても行けない、気持ちはあるのだけれどなかなか行けない、車を持っていない、いろいろそういう方々は買い物とは選んで買える楽しみがございまして。注文だけでは何の楽しみもございませぬ。また、栄養に偏りが出てくるというふうには思ひますので、やはり注文をされて配達をしていただけるのは大変ありがたいのですが、やはりそのほかに注文をしなければいけない方以外の方の買い物弱者について、やはり手厚い保護というのが、必要ではないだろうかと思ひます。それで、県の調査の中で、買い物弱者の定義とい

うのがございました。経済産業省の定義によると、「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々」とされている。またこれに関連して、農林水産省においては、「生鮮食料品店までの距離が500メートル以上かつ自動車を持たない人を買い物困難者と定義している」と具体的に出ています。そして、鹿児島県の買い物弱者の現状としては、「農林水産省の試算では、生鮮品販売店舗までの距離500メートル以上かつ自動車を持たない高齢者は、全国で380万人いると推計。その試算によると本件も8万8000人が存在されているとされており、県の65歳以上総人口に占める割合は2割弱、19.6%と全国でも2番目に高い割合となっている」と調査結果の概要報告がなされています。ここに与論町が入っているかどうかというのは定かではございません。そこで、県議会の提言の内容が載っていますので、これを読むと時間がかかりますので割愛したいと思います。与論町においても高齢化、核家族化が進む中で、少なからず買い物弱者は存在し、町独自の政策も実施していますが、果たして今の政策が十分であるか、また買い物弱者の実態を町長はどのように認識されていますか。施政方針には、敬老バス無料乗車券及びタクシー乗車助成券による高齢者の交通弱者支援と謳っていますが、果たしてこの支援策が買い物弱者の支援になっているのでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 敬老バスやタクシーについては、庁舎に来られる方々を見ていると利用されていると考えていますが、今、お店に行くときに果たしてそれを使っているかというようなことは私は定かではございませんが、うちの方と一緒にだったり、隣の方と一緒に乗り合わせをして行っているのではないかなと思っています。全ての方がそのタクシーを使っただけの買い物というふうなことは、私は目にしていませんので、申しわけありません。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 一昔前は、道路を歩いているお年寄りを見かけたときには、「送っていきましょか」と、気軽に声をかけて乗せていったものです。しかし、昨今では万が一の責任問題が出てきたときには、責任というのは全部運転手にかかってくる、もう100%条件なしにかかってくるという現状が出てきたがために、気軽に声がかけれないという状況になっています。こういう状況もございしますので、やはり買い物弱者＝交通弱者ですよね。その方々のこの実態、買い物弱者対策はこの与論町にはあまりなじめないとは私は思っていますので、このことを改めて支援について取り組んでいただきたいというふうに考えます。私が考えたこの策ですが、1、買い物弱者の実態把握、2、現行の買い物支援サービス等の実態把

握、3、県と連携した町の施策の検討、4、買い物支援に関する情報の発信、それから5、事業者と関係者間におけるマッチングの推進、6、地域交通政策の再構築推進、この6項目について、これは県がやった対策のところから6項目だけ引き抜いてきてただけですが、一応この6項目については、与論町の実態に合ったそういう調査になるのではないかなと私は思ひまして、これを提案したいと思ひます。是非、この人数は少ないと思ひます。普通の事業とは違って大人数の方を対象にしたそういう事業ではございませんが、隠れたお年寄りが困っていると、そういう実態を把握して、それに対する手当てというのは、やはり弱い者のための行政であってもよろしいのではないかなと私は思ひます。そこで、今言った6項目について町長は、この実際に政策実施に向けた行動を開始していただけるでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。すばらしい提案だったと思ひますので、検討しながら各課とまた関係課と協議をして進めてまいりたいと思ひます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 答弁書の中に、先ほどもありましたように、「実態を正確に把握することは非常に困難であると考えている」という言葉は後ろ向きです。あくまでも消極的です。難しいのであればどうすればできるかということの前向きに考えるのが普通ではないかなと、この答弁書には簡単に「非常に困難である」と書いている時点で、まずやる気がないなと思ひますので、やはり何とか努力をしてみたいという前向きな文書がなかったのかなと思ひますが、是非よろしくお伺ひいたします。

例えば施政方針の中に、バスとタクシーの無料券がありましたが、それについて今現在行っているその政策について、具体的に説明をいただきたいと思ひます。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 敬老バス及びタクシーの乗車券交付につきましては、本町に住所を有する75歳以上の方が対象となつていまして、1回の乗車に当たり200円券を使えることになつていまして、限度額が月5,000円の限度額の乗車券を交付してあります。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） このタクシーについてはどういう利用形態でしょうか。タクシーについては、やはりバスと一緒に200円を出して乗るということですか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 林議員がお話しされたとおりのことなのですが、1回

当たりの乗車に関して200円なので、2人で乗り合わせた場合、1個1個で、200円、200円の400円とか、うちの母もなのですが、そういうふうには上手に活用されているようです。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私のうち的那間から茶花まで行くのに大体900円、安くて880円かな、ちょっと上回ると1,000円超えます。1,000円超えるところに200円持っていても800円自腹ですよ。普通半額とか3分の1助成とかありますけど、たったの10%の助成というのは、これはあまり支援策にはなっていないと私は思います。そこで提案したいのですが、前も1回提案したのですが、ひと月5,000円の25枚の200円券を、1回タクシーに乗ったときに6枚、7枚一組にして使えるという形の利用形態にしていきますと、月に2回か3回使います。毎日行きません、茶花には。月に何回か、1週間に1回か行って買い物をして、買いだめをするということにタダでタクシーが使えるれば、ものすごくお年寄りには助かるのではないかなと思います。また、Aコープなんかで見えますと、夫婦2人、わざわざタクシーで来て買い物をして、そしてまた帰っていくということで、それが月何回あるかわかりませんが、そのたびに行ったり来たりで1,000円だったら2,000円ですよ、ひと月2,000円。それを月に2回、あるいは3回やると大変その負担が重い。今現在、年金をもらっている方々の年金が少ないと日本中で騒ぎをしているこのさなかに、そういう負担をさせてもいいものだろうかということで、良い悪いは別として、私はそれはあまり良くないのではないかなと思います。是非そういう利用形態も考えていただいて、その利用価値を高めていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございます。検討していきます。前向きに検討したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。是非すばらしい知恵を絞っていただきたいと思います。それでは、この買い物弱者対策については是非検討してやりたいというふうに答弁をいただきましたので、続いて次にいきます。

台湾有事及び台風等の大災害の対策についてということで、質問したいと思います。台湾有事が現実味を帯びてきている中、最近のトルコでたくさんの死者、行方不明者、被害者が発生した大地震、近年だんだんと凶暴化している台風襲来などに備えた緊急用備蓄倉庫の必要性があるように思います。今、振興建設の話が進んでいる中で、台湾有事に絡めた緊急備蓄専用倉庫の建設の取り組みに着手していく

チャンスではないかと考えます。公民館や公共施設等で備蓄するにしても、与論町各所に分散しては管理が行き届かないように感じます。また、整理整頓がおろそかになる可能性が無きにしもあらずの感があります。そこで、緊急備蓄倉庫を整備し、一括管理をしたほうが合理性があるかと思いますが、町長の御意見を伺います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今後みんなで検討しながら進めてまいりたいと思います。本当にこれはおっしゃるように、備蓄をしなければならぬということで、何食分を備蓄すればいいのかという規模の問題、それに対するその備蓄倉庫の大きさもありますし、また、今後その備蓄したものをどういうふうに順次更新していくかということも考えないといけないので、よく検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私は、林議員の質問よりちょっと曲がった意見でございまして、緊急用備蓄といえば林議員の質問の回答にもありましたように、食料品や生活必需品、例えば高齢者用紙オムツや簡単な防寒服や女性用必需品などが挙げられますが、個人で準備できる一定期間の食料品や生活必需品などは別として、例えば車いす、担架、家屋倒壊などの災害に遭った場合の避難所等に使える一時的な雨風よけのテント、災害時用の簡易トイレ、炊き出し道具一式など、個人では準備できないもの、もちろん5年間保存用食料、高齢者・幼児・赤ちゃん用ミルク、紙オムツそれに今ライフラインとして緊急時の通信の必需品となったスマートフォンの緊急用充電器装置など、一括管理できる備蓄用倉庫の建設が大変必要になるのではないかと考えています。ちなみにライフラインというのは命綱、救命ロープ、船上などの物資の補給路、都市生活の維持に必要な電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう生命線のことをライフラインと言います。皆さんよく御存じですが、是非このことを踏まえて御検討いただきたいと思います。

それでは次にいきます。メインです。次期町長選挙への出馬意向についてお伺いします。ずばりお聞きします。答弁書に「次期町政に託したいというふうに考えている」と載っていますが、ずばり託したい意中の方はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変すばらしい方がいっぱいいらっしゃると思います。ここで私が申し上げることではないなと思いますので、控えたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。聞きにくいことを言いましたが、申

しわけございませんでした。答弁書の実績の中に、ドクターヘリ運用変更についての実績がありません。これは、行政と議会そして町民がタッグを組んだ隠れたクリーンヒットではないかと私は思います。ここに載っていなかったのが残念ですが、山元宗町長は、お父上であります山市郎元町長のような派手なパフォーマンスはなく、実に穏やかに、あなたのスローガンである「町民の英知を結集し、安心安全な島づくり、まちづくり」にまい進されましたことに対し、心より敬意を表します。まだ任期満了まで6月定例会が残っています。沖野議員が質問されました、残された諸問題に対し最後まで職務遂行にまい進されますよう、御期待申し上げます。また、今現在、計画進行中の案件等に対し、新町長が来られましてもとん挫しないよう、確実に地固めをしていただき、くれぐれも計画倒れにならないよう強く強く要望し、お願いし、町長の決意を伺いたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私の力の限り頑張っていきたいと思えます。本当に長い間ありがとうございました。私、おっしゃられるように、本当にあれをしたこれをしたということは、なかなか言えるものはないわけですが、精一杯真心を込めて尽くしたつもりですので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは最後に、これより町長職を辞されましても与論町議会に対しまして叱咤激励、御指導、御鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。久しぶりにマスクを着けないでの議会が、必ず着けるといふ形でない議会ができましたことを、共に喜びたいと存じます。これから先は、どんどんコロナによる縛りが取り除かれていくことを願いたいと思っています。

それでは、令和5年第1回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 部活動の地域移行について

- (1) 昨年6月に行われたスポーツ庁の有識者会議で、公立中学校での部活動の地域移行が提言された。これは、公立中学校における休日の部活動を外部に移行する部活動改革の1つであり、令和5年度から3年間を「改革推

進期間」と位置付け、地域移行への準備が進められることになっている。
本町では、この部活動の地域移行をどのように進めていく考えであるか。

- (2) 部活の地域移行を進めるには、部活動指導員の確保や家庭の費用負担増等の課題がある。それ以外にもどのような課題があり、それらをどう解決していくのか。

2 トウイシ浜へ下りる階段の整備について

- (1) トウイシ浜の階段が台風の高波に壊されてから随分月日が経ったが、階段は未だに壊れたままとなっており危ない状況は変わっていない。令和元年6月議会でも整備を要望したが、その際は「施工方法や費用を精査し検討を進める」との答弁だった。事故が起きないうちに早期整備が必要だと考えるが、整備への進捗状況はどのようになっているのか。いつ頃整備する予定か伺いたい。

よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、部活動の地域移行についてお答えさせていただきます。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、責任感、連帯感、学習意欲の向上などに役立つものとして、学習指導要領に位置付けられている活動です。しかし、必ずしも教師が担う必要のない業務である部活動は、勤務を要しない休日の活動を含む教師の献身的な勤務によって支えられており、そのことが、中学校教師の長時間勤務の大きな要因であると言われていています。また、顧問の教師が異動することによって部活動の指導方針が変わったり、顧問の競技経験等の有無によって、指導の専門性が左右されたりするというケースが全国的にも見られており、課題の1つとなっています。

これらの問題点を解決するために、国は、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に、地域の指導者等による地域のスポーツ活動・文化活動にしていくことを計画しています。地域が休日の部活動指導を担うことによって、顧問の教師の長時間勤務が緩和されるとともに、顧問の異動後も、地域の指導者によって指導の専門性や一貫性が保たれることが期待されます。

そのような中、与論町は、スポーツ庁と文化庁の指定を受け、令和3年度から、与論中学校の部活動の地域移行を先行的に実施しています。具体的には、令和2年度末に、町教育委員会・与論中学校・ヨロンSC・体育連盟等の関係者からなる与論町地域部活動推進協議会を立ち上げ、これまでに協議の場を9回設けました。その協議の内容も踏まえて、令和3年8月にサッカー部と吹奏楽部、令和4年6月に

剣道部と卓球部の休日の部活動を地域に移行しました。そして、それぞれの部では、校長先生の推薦のもとに、町教委が委嘱した11人の地域指導者の方々に休日の指導をお願いしているところです。

最近のこととして、剣道部が、地域指導者の引率のもと、地域の剣道クラブとして島外での昇段審査に参加したり、サッカー部が、地域指導者の監督のもと、教師を同伴せずに地域のサッカークラブとして練習試合に参加したりするなど、充実した取り組みがなされているところです。

令和5年度以降も、さまざまな課題を共有し解決しながら、学校・地域・保護者の御理解と御協力を得て、これまで進めてきた休日の部活動の地域移行の定着のために適切な取り組みを進めてまいります。

次に、どのような課題があるかということについてです。

与論中学校の9つの部活動のうち、地域移行をしていない部活動は5つあります。それらの中には、弓道部やバレー部のように、町の体育連盟と協議しながら地域移行の道を探ったものの、休日に部活動を指導できる人材が見つからないことから検討が保留になった部があります。このように、地域移行を進める上で部活動指導員を確保できるかどうかは大きな問題であり、本町における最たる課題の1つです。

そのような中、今年度の秋、吹奏楽部の部活動指導員を拡充する必要性が生じました。このことを受け、地域部活動推進協議会は、SNSや町内週報を利用しながら、与論にお住まいの音楽経験者に吹奏楽部の指導の協力を広く呼び掛けました。そうしたところ、5人の町民が賛同してくださり、今、その方々は吹奏楽部地域サポーターとして吹奏楽部の指導に携わってくださっています。

次の課題が、費用に関することです。地域移行後の休日の部活動は学校管理下から外れ、地域の指導者による地域のスポーツ活動・文化活動となることから、国は、地域移行後の休日の部活動に係る諸費用を、受益者負担（生徒の家庭が支払うこと）にすることを検討するよう呼び掛けています。この受益者負担を含めた、休日の部活動に係る諸費用をどうしていくかという課題があります。

現時点では、町教委及び与論町地域部活動推進協議会は、国の補助金を使いながら保険加入費の全額負担や、島外での休日の試合等に参加する指導者の旅費・宿泊費の補助を行っています。今後、この諸費用の負担についても、県全体の動向も踏まえながら、自治体負担のあり方を検討してまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、トウイシ浜へ下りる階段の整備について申し上げます。

トウシ浜につきましては、平成25年度に策定された与論町南海岸防災基本計画の中で、与論港供利地区で位置付けられており、優先的に整備する箇所として、町道（避難道）に影響のある区間として認識しているところです。御指摘の階段については、他の箇所の護岸と一体的に整備をしていかなければいけないと思われま
す。円滑な海岸施設整備のためには、海岸保全区域の指定が必要になり、また、港湾区域であり鹿児島県との協議もしていますが、多大な予算が必要となるため進んでいないのが現状です。しかしながら、地元住民及び観光客・サーフィン客が利用しているのは確認していますので、安全に利用できるよう伐採等を行い、補修方法を検討してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 答弁の中に、スポーツ庁と文化庁の指定を受けたとありますが、指定に当たっては与論町自らが手を挙げたのか、それとも国や県から声がかかったのか、いずれの方でしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 令和2年10月に通知がありました。これは意向調査というものです。県教育行政保健体育課長名でまいりました。この指定を受けて研究しませんかということだったので、これは今指定の段階で、やがて必ず本県、本町、全国に下りてくるから、先についてやれば補助金を受けながら研究ができるというこれまでの支援を受ける方法をですね、ただし、手を挙げても落とされる場合もあるからいち早く上げようということで、中学校の校長先生に避けられない改革だからしましよと言ったら、校長先生もすぐ参加してくださいまして、さっと出しましたら本県で1市1町、薩摩川内市と与論町が指定になりまして、そのおかげさまでその支援で行っていると、手を挙げたかと言われますと手を挙げましたということになります。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） すばらしい判断だったと思います。いずれそういう具合になるわけですので、先んじて補助金をいただきながらいろいろな形で研究したりしていくことは、非常に今後のことについても大変すばらしい判断だったのではないかと敬意を表したいと思います。早速その指定を受けて令和2年度末に推進協議会を立ち上げて、これまで9回の協議を重ねたという答弁がありました。着々と進められていることに大変すばらしいなと感じています。令和3年8月にはサッカー部と吹奏楽部、そして令和4年6月には剣道部と卓球部が地域移行したということで、着実に進められていることに大変ありがたいなと思っています。そこでですが、11人の地域指導者を委嘱したとのことですが、その部活ごとの内訳、何人ずつに

なっているのかについて教えてください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今具体的な数字はまだありませんが、吹奏楽部が最終的には5人、剣道部で1人、卓球部で1人、サッカー部で2人、そういうふうな形になっています。具体的に正確にはサッカー部が3人のようですね。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 当初11人の地域指導者を委嘱したということですが、その方はその後も継続してずっと、いやもうこれはちょっと難儀だからやめるとか、そういうことがなく継続してやっていただいているのかどうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 当初というよりも、当初はサッカー部が始まってという順番ですので、吹奏楽部も後ほど何人か足りないという、1人だったのですが、とても1人では仕事の関係で続かないということもございまして、先ほどの応募をしたところ集まったということですので、結論的に言いますとサッカー部でお二人ですかね、今もうリタイアをされて、次の人に交代をしているという状況もございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 順番に交代するのは差し支えないと思うのですが、なかなか後が続かないような形でのいろいろな職責もあるだろうし、やってみたら大変だとかそういうことでの続かないということであれば、先行きがちょっと不安になるのですが、その辺の交代についてはどのような感触を受けているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） サッカー部は熱心な先輩がおられまして、ある一定期間スタートから頑張って、もうそろそろよかろうというようなことで後輩に引き継いだという形です。そういう形であるのが一番望ましいので、今後なるべく連盟とか種目によって多くの人にこの理解をさせて、次々交代できる体制をつくらないと長続きしないというのが大きな課題の1つです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） この部活動の地域移行というものが出てきた背景というのが、いわゆる少子化によって単独の学校ではチームが編成できないという状況が出てきたとか、したがって複数の学校でしかチームを組めない、そういう部活もどんどん増えてきたということもあるようです。また、教員の働き方改革、そういった一環で、ただでさえ先生方が長時間労働で難儀しているという話はもう従来からあるのですが、それにプラスしてまた部活まで面倒を見なければいけないというような、そういう状況をいくらかでも負担の軽減ということで出てきたのがこの地域移行の

話だと認識しているのですが、基本的にはこのような捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。そもそも論はそういうことです。最も基本に添えられているのが新しい学習指導要領ができて、個別最適な学びで主体的に協働的に学ぶという新しい学力観に立って、子供たちを新しい時代に導くためには、どうしても教師の時間が必要だということが1点と、国際比較の中から日本の教師がほかの全世界から比べた場合に、かなり高い長時間にわたる労働が強いられているというのが実態で、OECDの方ではっきりしました。そういうこの2つを解決することと同時に、今おっしゃるようにそれぞれの学校が先生が代わるころころ変わっていく、力も変わっていくと、あのときよかったが先生が来ないと駄目になる、こういうのも地域が担っていく長続きするものもしていかなければならないという、そもそも論で言えば、そういう3点ぐらいのことからこの改革は始まったということです。当然、総務省による働き方改革は、全国的に教育現場のみにならない改革として謳われている中の一環にもなります。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） スポーツ庁と文化庁は昨年12月、当初は2023年度からの3年間としていた地域移行の目標達成時期を見直して、2023年度から2025年度までの3年間は改革推進期間と位置付けて、休日の学校部活動の段階的な地域連携、地域移行を進めることとするが、地域の実情等に応じては、可能な限り早期の実現を目指すということに緩やかに改めたということです。このことはガイドライン案についての意見を募集したところ、3年間での意向達成は現実的に難しいという意見が全国から相次いだということで、それだったらもうちょっと時間をかけて取り組んでいこうということであって、そうなったと聞いています。この部活動の地域移行というのは、「言うは易く行うは難し」であり、私自身簡単なことではないと思います。一番指導者の確保というのが難点ではないかなと思います。そこで、この令和2年度から現在まで取り組んできたその中での感想というのはどんな感じでしょうか。将来これは大変だなのか、何とかすればスムーズにいけそうだなのか、どちらでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。担当の指導主事は、地域の人も知らない中で始めて、連盟の人の名前もわからないところから始めて、大変苦勞をしたにもかかわらず、この新しい事業に積極的に取り組んでくれました。何を申し上げたいかといいますと、この地域部活動のために先ほど申し上げました理解が地域もしていかないと、一緒に学校も地域も共同に休日に移行する意味を丁寧にわかって

いかないと、安易に受けるものではないということがわかりましたので、長続きするにはゆっくりとした何回も会を重ねて、費用のことも時間のこともそれから職場での理解も得ないといけないということがわかりました。例えば、3時過ぎから学校の部活動に行けるかという、なかなかみんな仕事を持っている人こそ行けない。先ほど年配の人たちの活用ということもありましたが、またその人たちはそんな長い時間はとてもできない。そういうのを両方が補える形をつくっていくためには、この話し合いを十分関係者同士で、大田議員は本当は卓球の大先輩ですので、極端にいうと卓球部の中の人たちもどこが参加できるかというの、この意味を踏まえて語らないと、なかなか広げられないというのが難しいので、見通しとしては、じっくり時間をかけて関係者が来られれば進んでいけるものと思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） （2）の答弁の中に「今年度の秋、吹奏楽部の部活動指導員を補充する必要性が生じました」とあるのは、具体的にどのようなことなのか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ある現場にいらっしゃる方が1人引き受けてくださっていましたが、その仕事のシフトやらの関係で、なかなか日曜日とか平日のどこかに来られるというのが難しくなってきました。そのためには、補充をする別の方々を呼び込まないといけないということで、例の与論情報局やらチラシをお配りしたら、与論にいらっしゃる歌手の方やある場所で働いている方でトロンボーンができるとか、そういう方々が声を掛け合って集まってきてくださいました。その方々で話し合いをしながら、どんな指導をするのか、どの時間にお手伝いをいただければいいのか、その金額はいくらなのかというようなことを丁寧に話していくうちに、分担することで引き受けていただいたと、そういう流れで補充の人を見出したということです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） この答弁の中に、新しい5人の方を地域サポーターと表現していますよね、それから地域指導員。これは同じですか、それともちょっとニュアンスが違うのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 平日に学校に来て教えてくださるのを部活動指導員と申します。土日、休日に学校外の方で行うときに地域指導員と言っていますが、今お話の地域サポーターというのはどちらに所属するかということですよね、その隙間をどちらにも埋められる方として、いいですよというふうに来た人だと捉えています。

要するに平日に来たときには部活動指導員と呼びます。平日の月曜日から金曜日まで来られるのは部活動指導員。そして休日の土日、休日等にいらっしゃるのは地域指導員というふうに呼んで分けているのですよね。わかりにくいですが、教職員が土日に来るときには普通はもうしないことになっているので、地域指導員として兼職兼業というのを申請しないと来られないようになっています。平日は職員が入っていいわけですね。それは地域指導員にはなりません。平日のはもう先生方が顧問として付いていますので。平日が部活指導員、休日が地域指導員というのは分けているということです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ということは、11人の指導者の方々が、平日は指導員、土日に来て活動した場合はサポーターという。

○教育長（町岡光弘君） いえ、地域指導員といいます。サポーターはそれを補うものです。

○7番（大田英勝君） 補助的なのという形ですか。

○教育長（町岡光弘君） 実際に、平日に来たら部活動指導員としての支払いをいたします。土日に来たら、地域指導員に登録していただいたと思って結構です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） そのうちはっきりするでしょう。現在はその先行ということ、国の補助金を使って運営をしているということなのですが、この中には保険加入費、いわゆる保険料とか島外での試合等への指導者の旅費、宿泊費等の補助を行っていますとなっていますが、その辺の旅費とか宿泊費はどの程度、全額なのか、例えば何%とかいう形で補助を出しているのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

指導員の方の旅費につきましては、旅費も実費、宿泊費も実費で出しています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） この答弁の中には謝金みたいな表現はないのですが、そういった経費は出すのですが、謝金はどうなっているのですか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 謝金については1時間1,200円ということでお支払いしています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。この先行的に地域移行の形を取ってか

ら、保護者からの負担が増えたとか、プラスアルファで何かを出費しなければいけないというようなことは出てきているのか、いないのか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のところ、これによっていわゆる国の指定を受けてやっているの、今保護者から何か集めるということとはございません。普通に部活動でやっている自分のものを出すのはありますが、このことによってお金の負担をしているのはなくて、今のところはそういう補助の方で全部賄っているという状況です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） わかりました。資料としてネットでダウンロードしたので、指定都市教育委員会協議会というものが出している「運動部活動の地域移行に関する課題及び解決方策について」というのが、ひょっとしたら皆さんもお持ちかもしれませんが、そういったのがありましたので、与論町にも関わりそうなところについて読み上げてみたいと思いますが、ちょっと長くなりますが、課題等について、受け皿の整備のところなのですが、受け皿整備としては、休日部活動の受け皿となる地域団体が不足しており、短期的に確保をすることは非常に難しい。そして学校管理下の部活動では、事故やケガが発生した場合、教員顧問以外の教職員も連携し、事故等の対応に当たることができるが、地域団体に移行した場合には、事故等の対応も含めた指導者数の確保や安全管理体制の構築が課題となる。また、種目ごとに異なる地域団体が部活動の運営を担うことになれば、安全管理体制が縦割りとなることや、活動日程、場所の調整なども煩雑となり、学校の事務負担が大きくなってしまう。そういったことも考えられる。それから、休日部活動における部員間のトラブル等については、学校と地域団体のどちらが責任を持って対応するかについて整備が難しい。また、地域団体が引き起こしたトラブルであっても、その中で解決していくということが難しく、初動の遅れによってトラブルが深刻化することも懸念され、解決に向けた学校の負担が増えることもあるかもしれないということが、懸念材料としてあるようです。指導者の確保については、教員顧問に代わる指導者の研修を実施するための経費負担や人的負担が大きい。また、競技団体の指導者資格については、受講日程が限られることや受講料や更新料の負担が今後の課題となる。それから予算面では、外部人材の人件費や休日部活動の運営に要する管理費等の継続的な予算確保が課題となるだろうと。補助金があるうちにはいいのですが、後はまた自前で何とかしなくてはいけないというような段階になるのではないかと思います。受益者負担については、部活動が学校教育の一環として長年公費負担により公的に保障されてきた中で、今後の部活動の意義やあるべき姿、公費負担と

なる平日部活動との関係、休日部活動に移行した部のみが受益者負担の対象となることや、地域団体ごとに参加費に差が出ること等への不公平感、経済的に困窮する生徒への支援など、国民の理解が得られるかが大きな課題となるであろう。それから指導者の確保については、中学校の部活動においては、より高い技術力や生徒指導力が必要となることから、なかなか人材の確保が難しくなるのではないかと考えています。そういったものについて、提言としては、指導者の確保等については、全国共通の課題となるため、国において部活動指導に特化した研修プログラムを開発し、自治体に提供していただきたい。それから指導者間の円滑な確保のためにも指導者が受講しやすい研修のスキーム、受講できる日程とか時間帯とかそういったものも配慮しながらやっていただきたいと考えています。それから事例の2番目なのですが、受益者負担についてもまた述べられていますが、段階的な移行のため、全校全部の部活動が一斉に地域移行するわけではないので、導入した種目のみ受益者負担が発生するとかいうことであってはならないし、その辺を配慮する必要があります。持続可能な運営を行うための人材の確保と質の担保方法については、地域移行した場合に受託先の団体任せになってしまったりしないか。学校がちゃんとフォローできるような体制も考える必要があるということのようです。それから、事故発生時等の最終責任等については、外部に委託した場合にそこで発生するいじめ等のトラブル、ケガ等の事故発生時の管理監督責任は誰が負うのか、どこまでまた負わせるのか、そういったところも今後の問題になるのではないかと考えています。それから、大会参加については現在多くの大会参加要領では、学校単位での参加を条件としている。学校活動の1つと位置付けられているので、段階的移行時において個人種目、団体種目によっても取り扱いが変わってくると思う。また、大会参加のための指導者の旅費負担を含めて、どのように考え方を整理するのか今後の課題であると考えています。

このようなことを解決していくための提言として、令和5年度以降の段階的な地域移行が進められると、校内では地域部活と学校部活が混在することになる。そういう状況が生まれるということですね。そしたら、生徒が安心して部活動に参加できるよう、保険等においても保障内容が同等なものを導入する必要がある。受益者負担の考え方を導入する場合、全ての生徒が参加できるような制度設計をする。受益者負担が発生することによって、部活動に参加できない生徒が発生しないよう、自治体においても国においても配慮する必要があると考えています。それから、地域部活動に移行後も教職員が希望、先ほど聞きました兼業兼務する場合には、地域部活動に参加できるよう、手当支給を含めた制度設計をすることと考えています。また、日頃の練習成果を発表する各種大会については、各種目の大会要項で学校単

位で参加することと現在なっています。大会は土日開催されることが多く、大会参加の要件に関する考え方も整理しなくてはならない。複数の学校でチーム編成とかいろいろなことをしなくてはチームが編成できない、そういうことも想定されるということのようです。

そういったもろもろの課題やそれに対してどうすれば解決していけるのか、継続してやっていけるのか、そういったものが提言されているようです。そういったものがいろいろな形でいろいろなところからも出ているようですので、そういったものも参考にしながら、是非ともまた今後持続可能で生徒にとっても有意義な部活動が継続してできるようにしっかりと取り組まれて、また補助金が切れた後も何とかして国へのまた補助金の要請とか、また自治体としても予算を工面するとかそういったものも含めながら、着実に有意義な部活動ができるように取り組んでいってほしいと思います。最後に教育長に。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今回で部活動地域移行について、お伝えできたのもありがたいと思います。今おっしゃる課題はまさに私たちがこの協議会で行ってしていくものを全て挙げています。そういうのが問題だよということで、ですから今後受け皿のことについても、SCもまだ人材がいなくてそれを受けられない。やがてもう受けて有料化でやっている地域もあります。そういうことが問題。それから研修制の問題、研修をして資格を取っていく、いわゆる生徒指導やらケガに対応できるような指導者を育成していくというのも実際に問題になってきています。長い話になりますが、受益者についても受益者負担が高まらないように、どうあるべきかということも踏まえて、さらに最後に各職場にも、地域の子供たちを指導するときのいわゆる3時半から出やすい勤務体制、あるいはそこの働いている人が3時半から5時まで休んだら欠勤になって1,500円失われるなら、1,200円の2時間分をここで補うとか、そういう理解も費用についても地域の良き指導者を失わないためのコンセンサスづくりも今後進めてまいりたいと思います。たくさんありますが、さまざまな解決をしながら多分3年間では済まない見通しです。この前の通知でも、家庭の新聞にはそれが終わった3年後にも含みを残した継続をもう文化庁は示していますので、じっくりと早めに取り組んだ分、与論町は発表の場になったりしていますので、丁寧に大事に進めて、この意向を十分持続可能なようにしてまいりたいと思います。今日の御指摘大事にしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 本日の会議の時間は、議事の都合によりましてあらかじめ延長したいと思いますので、御了解をお願いします。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 先ほどの答弁の中にも4つの部は、何とか今回っているみたいですが、5つの部が指導者が見当たらないということのようですので、その辺をしっかりと発掘したり要請したりして、スムーズに行くようにひとつ頑張っていたきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。トゥイシ浜の階段なのですが、これは前回の質問での答弁から前進したのか、後退したのか、現状維持なのか、どんな具合なのか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 前進したか後進したかと言えば、現状維持。一応鹿児島県とも問い合わせはしているのですが、どうしてもここは港湾区域の方になってくるので、一応鹿児島県とも相談したところ、どうしても護岸整備とかそういうところをかけ合わせながらでないと、そこだけの一部改修というのはちょっと難しいというところで、また、建設課としてやるのであれば、やはり県と一緒にその護岸整備からその辺を含めてやっていかないと、ちょっとできないのかなとは思っています。その階段だけ直しても、すぐまた波の浸食とかそういうところを考えたいたら、まず護岸が先なのかなというところを専門的には考えていますが、御指摘のとおり、自分も立長地区の方に行って一応聞き取りをして、どこがつくったのか、地主さんとかにも確認をしたりしていたのですが、どなたがつけられたかというところも全然地元の方たちもわからないような状況で、昔ここでずっと子ども会活動をしていたんだよというのは聞いています。もしかしたら子ども会の方でやったのかなというところも、いろいろ聞き取りをしながらやっているところなのですが、さすがにまた地元の人たちに聞いたときに、やはり観光客もよく下りていくよとか、地元住民もやはり使っているよという、またサーフィン客もいるよというも聞いてまた確認しているので、きれいにとまでは言えないのですが、取りあえず下りやすいような伐採をしたり、あそこが崩れているところがあるので、その伐採をしないとまた崩れているところを確認できないので、またその補修方法も伐採をして、議員が言われるように高齢者が下りやすいようにというのはちょっと無理かもしれないのですが、またそれなりに手すりをつけたり、コンクリートで段差の解消をしたり、その辺は少しずつでも進めていこうかなとは思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 二、三步とはいきませんが、一步でも前進できるようにひとつお願いしたいと思います。実は私も土日とか夏休み、冬休みとか、海謝美と一緒に向こうに回ることがあると、いつもメンバーから、「ここ、いつ直るのかね」と、

ぼやきみたいなのをしょっちゅう聞かされているので、何とか一日でも早くある程度の形だけでも取れればということで、今回も出させていただきましたが、いろいろな知恵を出して、また早期に整備ができますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。会議は17時から再開したいと思ひます。

-----○-----

休憩 午後4時55分

再開 午後5時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6番、福地元一郎君に発言を許します。

6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 令和5年第1回定例会において、先般通告しました一般質問を行います。

1 共同墓地（納骨堂）について

(1) 町長は共同墓地（納骨堂）の建設を推進する考えか伺います。

2 光回線設備等の譲渡について

(1) 令和5年4月1日をもって本町が所有する光回線設備等はNTT西日本に譲渡されるが、それ以後、維持管理において本町の負担は一切ないのか伺います。

(2) 海岸線や港に赤外線ライブカメラを設置して、観光や津波警報の避難の際に役立つ考えはないか伺います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えを申し上げます。

まず、共同墓地についてです。

共同墓地は、多くの人の遺骨を合同で納めるお墓です。少子化や核家族化を背景に、お墓の承継者がいない人、経済的理由でお墓が持てない人、お墓のことで家族に負担をかけたくない人などの利用が見込まれ、全国で公営の共同墓地を整備する動きが広まっています。

本町では、今年度、与論町墓地基本計画策定委員会において、共同墓地の建設についての検討が重ねられてきました。

このたび、与論町墓地基本計画策定委員会から提言があり、「共同墓地は、墓じ

まいや無縁墓の改葬先として、また、お墓のない人の納骨先としてなど、本町においても町民のニーズは今後高まってくると思われることから、こうしたニーズへの対応や、既存墓地の適正管理を進める上でも、共同墓地は必要であり、適切な規模で町内に1カ所建設することが望ましい。」との提言を受けています。

また、共同墓地の形態につきましては、遺骨を一定期間個別に保管した後で合葬する施設型合葬墓と、遺骨を保管することなく、すぐに合葬する直接合葬墓がありますが、「可能であれば施設型合葬墓が望ましい。」との提言を受けています。

このような策定委員会からの提言を踏まえて、施設型合葬墓の整備を念頭に、建設用地の確保等を進めてまいります。

次に、光回線の譲渡についてです。

光回線設備等については、平成20年度に地域情報通信基盤整備推進交付金の交付を受け、光ファイバーケーブル網を整備し、高速インターネット接続環境の整備を行ってまいりました。平成21年度から運営を開始し、今年度で13年が経過しています。当初に導入した機器の中には、すでに耐用年数を経過したものもあり、管理の手間や維持費が今後の課題となってくることから、平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業により構築した設備について財産処分の手続きを行い、NTT西日本へ譲渡の手続きを進めているところです。

譲渡後は、町民のインターネット申込み時における工事費用の負担軽減が見込まれており、また、これまで多額の費用がかかっていた台風等災害時の復旧費用などの町の負担は、原則として発生しないこととなっています。

次に、港湾等の赤外線ライブカメラの設置についてです。

津波、高潮、波浪等の状況を把握できるよう海岸線や港湾にライブカメラを設置し、リアルタイムに情報を発信することは観光や防災の観点からとても重要だと考えています。また、波の状況や潮の満ち引きなどの情報発信は、島民だけでなく、島を訪れる観光客にも非常に有益な情報であると考えています。

ライブカメラの設置については、設置条件や性能、費用等限界があり考慮する必要がありますが、まずは港湾などに設置し、津波、波浪等の状況や船の入出港の際の情報提供が行えるよう整備を進めてまいりたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） それでは再質問をいたします。最初にお断りいたしますが、従来ですと3月に行われる第1回定例会では、一般質問は、町長の施政方針を見聞きした後に提出するのが通例ですが、今回は施政方針を見聞きする前に一般質問の締切日が設定されていたために、施政方針の内容を知っていればしない質問をして

しまいました。申しわけありません。答弁にもありますように、町長は共同墓地の建設を推進していくとのことですし、与論町墓地基本計画策定委員会からも共同墓地を適切な規模で町内に1カ所整備するとの提言をされていることから、共同墓地の建設に向けては計画が動き出したと見ています。しかし、懸念されることが1つあります。それは、先ほど林隆壽議員の質問に対し、山町長は、「次期町長選挙については出馬しない」と答弁されました。私への答弁では「建設用地の確保を進めていく」とのことですが、出馬しないとなりますと、任期はあと半年しかありません。そこで、町長に伺います。町長は任期中に共同墓地建設予定地を選定されるのか、あるいはまた次期町長へ先送りするおつもりなのか質問いたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変難しい質問でございますが、私の残された任期で場所が選定できればいいのですが、こればかりはいろいろな事情があると思いますので、努力はしてまいりたいと思います。ただし、選定できるという確信はちょっとございませんので、その付近はお答えを控えさせていただきます。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 大変あやふやな答弁で、果たして決定するのか、次期町長に委ねるのか全く玉虫色でわかりませんので、これ以上、この質問をしても何か意味がないような気がいたしますので、これ以上の質問はやめますが、担当課長である龍野課長に要望があります。議会でも建設費用の捻出方法や運営方法、また既存墓地の所有権問題や維持管理問題等、長年にわたり蓄積されてきた複雑な問題が山積みです。複雑に絡み合った糸を解きほぐし、解決できるのは与論町の行政であり、担当課長の龍野課長しかいないと考えています。これから大変な作業が始まりますが、龍野課長にはくじけずに頑張っていただきたいと思います。それと、建設される共同墓地には、空き家からの位牌等を預かる機能を持たせることで空き家対策にもなることから、答弁にもありますように、設計の段階から施設型合葬墓を念頭に置いて計画を進めるよう要望いたします。課長、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） ありがたいお言葉ありがとうございます。いろいろ建設に当たっては課題もたくさんあります。その中でも福地議員から今ありました位牌壇についてですが、基本的な機能としては、個別の保管室それから合葬室、屋外参拝室、それを基本機能としていますが、この検討委員会の方でも追加機能として位牌壇についてもできれば検討するよということがあります。その位牌壇については、委員の方、専門職の神職の方とかのお話を聞くと、合葬室、施設の中にその遺骨と一緒に位牌壇を置くということはいかがなものかというお話もありまし

て、いろいろ視察先の先行事例とかを見た場合には、もちろん施設の中にあるケースもありましたし、合葬のある施設とは別に別棟を設けて位牌供養塔のようなものをつくって、そこで供養をしているということもございましたので、その辺の先行事例等も参考にしながら、施設型合葬墓を目指して頑張っていけたらなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） よろしく願いいたします。最後に、この前取り下げられた墓地条例ですが、どうなっているかお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生生活課長。

○町民生生活課長（龍野勝志君） 墓地条例につきましては、別表のところを墓地全体が注1になっているところのみを別表に掲げて、墓地の全部または一部が個人名義になっている土地については、今回除外をしまして、また最終本会議で御提案させていただければなというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） わかりました。よろしく願いいたします。時間が迫りますので、次に進みます。

次に、光回線設備等の譲渡についてですが、4月1日以降は、維持管理には町からの持ち出しはないということで安心をいたしました。今後は光回線の申込みも直接NTT西日本への申込みだけで済むので、これから利用する方はネットだけでも簡単に手続きができるので便利になります。また、これまで与論町とIRU契約されていたことで、NTT西日本に要望できなかった事柄も今後はユーザーの1人として直接要望できるので、大変私自身は喜んでます。さて、話はそれますが。今年1月24日午後3時から、徳之島3町のインターネット回線が使用できなくなる事態が発生しました。原因は宝島付近の海底ケーブルの断線で、はっきりした断線の原因はわかりませんが、別のルートを利用して復旧するまでに1週間程度を要しました。なぜ徳之島3町だけが不通になったかといいますと、経費を安く抑えるためにループしていない海底ケーブルを利用していたためだと言われています。幸い与論島は、鹿児島市から奄美の島々を結び、沖縄を経由し、薩摩川内市へとループしている回線を利用しているため、例えば沖永良部と与論の間で断線が起きても通信が途切れることはありません。改めてIRU契約の際に、大手キャリアのNTT西日本を選択して正解だったと思います。また、今回NTT西日本に光回線設備等を譲渡したのもいいタイミングだったと思います。実際、徳之島では賠償問題が発生しましたが、与論町ではNTT西日本に譲渡したことで今後もそのような問題は発生しないからです。しかし、海底ケーブルは大丈夫でも陸上では安心できませ

ん。現在、ケーブルの地下埋設工事が行われていますが、完成までには長い年数がかかります。完成までの長い期間に台風や地震、あるいはダンプカーや重機等による断線が考えられます。思いがけない断線が起きた場合、島外から作業員が来て結線するには時間がかかります。通信が途切れると困る重要な施設、例えば空港、病院などの通信や緊急時の通信を確保するために、光回線以外の通信手段を考えておく必要があると思いますが、与論町では何か対策を考えているのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

幸いにして与論町は早めにインターネットを整備してまいりまして、先ほどおっしゃったとおり、ループを使ってどちらか一方が断線したときには、片方のループをインターネットで使えるというような整備をしまして、これは本当におっしゃるとおり正解だったと思います。確かに、今は光ファイバー網というのが重要でありまして、これが切れると本当に大きな支障が出るということになってきています。ですので、今現在、その代替案ということでの御質問ですが、ちょっと私が勉強不足ですが、今人工衛星を使ったいろいろなシステム等がございますが、今後はそういったシステムも何かあったときの対応としまして、県や国とも相談をしながら対策を考えていかなければいけないなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 私も光回線の断線が起きた場合には、衛星を使ったインターネット接続が一番いいかと思っています。衛星を使ったインターネットでは、ウクライナとロシアの戦争で、ウクライナが利用していますスターリンクのインターネットが注目を浴びていますが、実はそのスターリンクのインターネットが、去年10月から日本でもKDDIが受付を開始いたしました。設置費用が3万6,500円で、月額の利用料が6,600円ということですが、残念なことにまだ与論では利用できませんが、近い将来使えるようになるということで検討の余地があると思います。そのほかに今注目してほしいのは、防災テックベンチャーの株式会社S p e c t e e（スペクティ）という会社ですが、これから始める衛星通信サービスです。非常時以外には費用がかからない、災害時課金型の料金体制で、月額利用が一切かからず、非常時のみ1日5,000円で高速回線が利用できるというシステムです。もちろん初期導入費や保守費は別途かかりますが、緊急時の通信手段として検討してみる価値はあると思います。これ以外にもアマゾンやグーグルも衛星インターネットに参入する計画がありますし、これからも衛星インターネット接続会社が増えてまいります。今回、光回線を手放したことで、与論町自体も身軽になったことから、光回線以外の通信に対する情報収集を欠かさないでいただきたい。そ

して、緊急時の住民の安全に備えていただきたいと思います。課長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） まさに、今福地議員がおっしゃられたとおりだと思います。先のウクライナ戦争におきましては、スターリンクを使った衛星でいろいろな提供をして、ウクライナ等もいろいろな抗戦をしたというふうにニュースでも流れておりましたので、今後そういった緊急時のことも考えまして、いろいろな情報収集をしながら国・県の動向を踏まえまして、いろいろな事業について活用してまいりたいというふうに思っています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） そのようによろしく願いいたします。

最後にライブカメラの件ですが、答弁では「港湾にライブカメラの整備を進めていく」とありますが、実は平成21年に光ファイバーが全島に開通したときに、旧庁舎や港待合所の屋上、風花などにライブカメラが設置されて、船の離岸接岸の様子を見たり、サング祭では打ち上がる花火を島外の方も楽しむことができました。当時はまだ東日本大震災の起こる前で、ライブカメラを防災や災害時に利用するという認識はありませんでしたが、東日本大震災の後には、防災の面からライブカメラが見直されるようになりました。しかし残念なことに、与論町のライブカメラは全て撤去されてしまいましたが、幸い光回線はまだ残っています。答弁にありますように、与論港の待合所では現在フリーWi-Fiが利用できるようになっておりまして、ライブカメラを設置するにしても簡単にできると思います。それと今度建設予定の渚の交番の屋上にもライブカメラを設置すれば、昼間は百合ヶ浜を一望でき、緊急時には状況把握のため役立てることができそうです。私は、まずこの2カ所にライブカメラを設置すれば、防災の面ではある程度カバーできると考えますが、総務企画課長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） まさしく私もそういうふうに考えています。渚の交番の方にも是非建設にはそういうライブカメラを設置、またウドノスとかにも設置して今後情報発信してまいりたいと。今AIを使った人工知能を使って、今後は本日は何時、この間に離岸流が発生しているとか、そういった情報もつかんでまた情報発信ができるというような感じも近々将来できるといふふうに伺っていますので、そういったものもいろいろ情報収集しながら、今後また整備して島内外に発信して、災害防災それから観光面についても情報発信しながら、そういうふうな一翼を担ってまいりたいと、整備してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 是非進めてください。よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君の一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問は全部終了いたしました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月17日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。定刻までに御参集をお願いします。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後5時30分

令和5年第1回与論町議会定例会

第 3 日

令和5年3月17日

令和5年第1回与論町議会定例会会議録
令和5年3月17日（金曜日）午後2時58分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 議案第18号 令和5年度与論町一般会計予算
- 第2 議案第19号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第3 議案第20号 令和5年度与論町介護保険特別会計予算
- 第4 議案第21号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第5 議案第22号 令和5年度与論町と畜場特別会計予算
- 第6 議案第23号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 第7 議案第24号 令和5年度与論町水道事業会計予算
- 第8 議案第25号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第26号 与論町墓地条例
- 第10 議案第27号 令和4年度与論町一般会計補正予算（第10号）
- 第11 議案第28号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第12 同意第1号 与論町監査委員の選任について（佐多悦郎）
- 第13 議員派遣の件
- 第14 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会、共同納骨堂建設促進特別委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 南 有 隆 君 | 2番 原 栄 徳 君 |
| 3番 林 敏 治 君 | 4番 林 隆 壽 君 |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 福 地 元一郎 君 |
| 7番 大 田 英 勝 君 | 8番 野 口 靖 夫 君 |
| 9番 沖 野 一 雄 君 | 10番 高 田 豊 繁 君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町	長	山	元	宗	君	副	町	長	久	留	満	博	君
教	育	長	町	岡	光	弘	君	総	務	企	画	課	長
会	計	管	理	兼	会	計	課	長	町	本	和	義	君
会	計	管	理	兼	会	計	課	長	朝	岡	芳	正	君
税	務	課	長	久	野	泰	司	君	町	民	生	活	課
健	康	長	寿	課	長	林	末	美	君	龍	野	勝	志
龍	野	勝	志	君	健	康	長	寿	課	長	山	下	秀
山	下	秀	光	君	耕	地	課	長	竹	村	栄	作	君
竹	村	栄	作	君	山	下	秀	光	君	商	工	観	光
商	工	観	光	課	長	補	佐	麓	誘	市	郎	君	建
麓	誘	市	郎	君	建	設	課	長	裾	分	望	嗣	君
裾	分	望	嗣	君	水	道	課	長	仁	禮	和	男	君
仁	禮	和	男	君	環	境	課	長	大	馬	福	徳	君
大	馬	福	徳	君	教	育	委	員	会	事	務	局	長
川	上	嘉	久	君	茶	花	こ	ど	も	園	長	富	千
富	千	加	代	君	富	千	加	代	君				

5 議会事務局職員出席者（2人）

事	務	局	長	町	健	司	郎	君	書	記	池	田	レ	ミ	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開議 午後2時58分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第18号 令和5年度与論町一般会計予算

日程第2 議案第19号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第20号 令和5年度与論町介護保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第22号 令和5年度与論町と畜場特別会計予算

日程第6 議案第23号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第24号 令和5年度与論町水道事業会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議案第18号「令和5年度与論町一般会計予算」から、日程第7、議案第24号「令和5年度与論町水道事業会計予算」までの7件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、令和5年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。議案第18号、令和5年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、議案第18号、令和5年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第19号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、令和5年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第20号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和5年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第21号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、令和5年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第22号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和5年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第23号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和5年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第24号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和5年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 25 号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 8、議案第 25 号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 25 号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、支給対象期間を令和 5 年 5 月 10 日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 25 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 26 号 与論町墓地条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 9、議案第 26 号「与論町墓地条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 26 号、与論町墓地条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する墓地について、その適正管理を図るために制定しようとするものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 26 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号、与論町墓地条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、与論町墓地条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 27 号 令和 4 年度与論町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（高田豊繁君） 日程第 10、議案第 27 号「令和 4 年度与論町一般会計補正予算（第 10 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第27号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、財政調整基金繰入金1366万8000円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、公債費166万8000円、諸支出金1200万円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1366万8000円を追加し、一般会計予算総額58億6740万6000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 1点だけ確認させてください。4ページの繰越明許の関係です。社会教育費の中の移動図書館車購入事業、繰越明許になったということですが、なぜそうせざるを得なかったのか。たしかこれは当初予算で計上してあった分ですよね、1400万円。恐らく想像ですが、契約は成り立った上で1300万円繰り越しをするということだと思うのですが、たしかこれはふるさと納税、サンゴ礁基金を財源として充てるということだったかと記憶しているのですが、その指定寄附をされた方の意思がしっかり反映されるべきだと思うのですが、そのあたりの考え方、なぜ繰越明許にせざるを得なかったのかの説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） ありがとうございます。お答えいたします。

移動図書館車のベースとなりますトラックの業者への入荷が、新型コロナウイルスとかウクライナ侵攻とかの影響によって、入荷が2カ月ぐらい遅れまして、その結果今年度中までに納品が見込めないということで、今、5月の連休明けを目途に納品していただけるということで考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） そういったことでやむを得ない理由があったかとは思いますが、できるだけ寄附をいただいた方々には是非その意思といいますか、意向をしっかりと斟酌していただいて、気分を害することのないようにそのような方向でしっかり取り組んでいただきたいと思います。そのあたりしっかり確認する意味で、教育長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それについては、また丁寧にも対応をしてみたいと思っています。なるべく早くということで現場も見て、事務局長等が確認をしてみたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第28号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第28号「与論町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第28号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和4年度実施事業のうち、一部事業については、その財源として過疎対策事業債の活用を予定していますが、過疎対策事業債の適用要件として本町の過疎地域持続的発展計画への追加記載が必要となることから、昨年度策定いたしました本町の過疎地域持続的発展計画書について、鹿児島県との事前協議の上、追加事業分を記載する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第12 同意第1号 与論町監査委員の選任について（佐多悦郎）

○議長（高田豊繁君） 日程第12、同意第1号「与論町監査委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第1号、与論町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、与論町大字古里368番地1、佐多悦郎氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といた

します。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、与論町監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、与論町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第14 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第14、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会・共同納骨堂建設促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回与論町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田 豊 繁

与論町議会議員 南 有 隆

与論町議会議員 福地 元一郎